

【評価の概要】

1．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人住宅金融支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度
	中期目標期間	令和3～令和6年度（第四期中期目標期間）

2．評価の実施者に関する事項				
主務大臣		国土交通大臣		
	法人所管部局	住宅局	担当課、責任者	住宅経済・法制課住宅金融室 室長 滝澤 朗
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 磯野 哲也
主務大臣		財務大臣		
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課 課長 小平 武史
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 熊澤 明男

3．評価の実施に関する事項
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。 （1）外部有識者意見聴取 ・機構の評価等に係る外部有識者として、下記5名に意見聴取を実施。 ＜機構の評価等に係る外部有識者（敬称略。五十音順。）＞ 角 紀 代 恵 立教大学名誉教授 川 口 有 一 郎 早稲田大学大学院経営管理研究科教授 中 村 里 佳 公認会計士・税理士 村 本 孜 成城大学名誉教授 家 森 信 善 神戸大学経済経営研究所教授・同地域共創研究推進センター長 ・意見聴取の方法としては、以下の2種類を実施。 ① 事前ヒアリング（令和7年5月28日(水)～令和7年5月30日(金)） WEB会議形式で実施。各外部有識者より個別に、機構の自己評価（案）を中心に意見を聴取。 ② 外部有識者会議（令和7年6月17日(火)） 対面会議・WEB会議形式の併用で実施。外部有識者に参集いただき、主務大臣の評価（案）を中心に意見を聴取。 ・上記①、②については、本資料において主な外部有識者意見を記載するとともに、その意見聴取概要を国土交通省のホームページにおいて公表することにより透明性の確保を図っている。 （2）理事長ヒアリング（令和7年6月17日(火)） ・上記外部有識者会議の場において、毛利信二機構理事長より、機構の業務実績及び自己評価についてヒアリングを実施。 （3）監事意見聴取（令和7年6月10日(火)） ・機構監事3名（木村 誠、大塚 弘美及び鈴木 恭人。敬称略。）より、機構の業務実績等について意見聴取を実施。

4．その他評価に関する重要事項
特になし

【総合評価】				
1. 全体の評価				
評価 （S、A、B、C、D）	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	（参考）第四期中期目標期間における過年度の総合評価の状況		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		B	B	B
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」（平成27年4月1日国土交通省決定）の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評価の算術平均（以下算定式のとおりの）に最も近い評価が「B」評価であること、及び下記「法人全体の評価」を踏まえ、「B」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 （A4点×1項目＋B3点×4項目＋B3点×1項目×2）÷（6項目＋1項目）＝3.14・・・ ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定に当たっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い1項目（項目別評価総括表、項目別評価調書参照）については加重を2倍としている。			

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	項目別評価のとおり、評価項目全6項目のうち1項目について「中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている」、5項目について「中期計画における所期の目標を達成している」と認められる業務運営を行っており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	・リ・バース60について2年連続で申請件数が減少しており、もう一度どう増加に転じるかというところの取組が現在求められている。相続人の息子が登場するコマーシャルを制作し、高齢者とその次の世代のような切り口も使った広報活動の工夫や、従来、リ・バース60は変動金利型住宅ローンであったが、固定金利型も商品化し、バリエーションを増やす等、打つべき手は打っている。 ・マンションすまい・る債は、現下の修繕費の高騰問題に込えている積立制度。マンション共用部分リフォーム融資には金利引下げで優遇し、管理計画認定と管理適正評価（令和8年度予定）にはマンションすまい・る債の利率を上乗せ。マンション管理水準の向上に貢献している。積立金の運用益に敏感になりがちな物件規模の大きい管理会社ほど、また、管理計画認定や管理適正評価の活用に積極的な管理会社ほど、マンションすまい・る債の利用率は高く、利用率の伸び率も高め。一方で令和8年度より個人向け国債がマンション管理組合も購入できるようになるため、機構と住宅局だからこそできる政策的な付帯サービス等を検討いただきたい。 ・中長期的なデジタル技術の活用の方角性を機構内外に示すため、「住宅金融支援機構デジタル戦略2035」を策定しており、どのようにデジタル技術や保有データを活用してライフサイクルを通じたサービスを提供するかという取組策や、生成AIを活用した事務改善やお客様サービス向上という取組策を立てている。生成AI活用のためのデータの蓄積やデジタル戦略が重要であり、両輪を上手く噛み合わせる事が一番重要である。

その他特記事項	外部有識者より、法人全体に対する評価として以下の意見があった。 ・ K P I の達成と業務の着実な遂行により、概ね堅調な実績を上げていると評価できる。特に、リバースモーゲージ型住宅ローンの普及や金融リテラシー向上への取組、空き家やマンション問題への対応など、社会的ニーズに即した施策が展開されている点は高く評価できる。一方で、大きな社会的な変化のもと、現状維持にとどまらない改善と挑戦の姿勢がより一層求められる。また、せっかく作成した長期ビジョン「住宅金融支援機構 Vision 2035」の実効性や組織内への浸透状況を定期的に検証し、P D C Aを回していく体制の強化が望まれる。 ・ 当該年度のパフォーマンスは良好である。ただし、基幹事業である証券化支援事業が市場動向により厳しい状況にあるなか、移住・住みかえ支援機構の制度との連携など、新たな方向性も模索する必要があるのではないか。 ・ 国際環境及び金利市場の動向により不透明感のある市況の中、安全安心な住宅取得についての数々の取組を今後とも時代に即して展開して欲しいと思う。その意味ではリ・バース 6 0 耐震改修利子補給制度の取組、マンション修繕建替融資に関しての取組、ペアローンの開始など今年度においても目標を達成していると認められる。
----------------	--

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別 調書No.	備考
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
証券化支援事業		B○重	B○重	B○重	B○重	I－1	
住宅融資保険等事業		A	A	A	A	I－2	
住宅資金融通等事業		B	B	A	B	I－3	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項		B	B	B	B	Ⅱ	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項		B	B	B	B	Ⅲ	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項							
その他業務運営に関する重要事項		B	B	B	B	Ⅳ	

- ※ 重要度を「高」と設定されている項目については、評語の横に「○」を付している。
- ※ 重点化の対象とされた項目については、各評語の横に「重」を付している。
- ※ 住宅融資保険等事業に係る定量目標のうち、「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」については、困難度が「高」とされている。
- ※ 住宅資金融通等事業に係る定量目標のうち、「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」については、困難度が「高」とされている。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	証券化支援事業【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	政策目標：Ⅰ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：Ⅱ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：Ⅲ 地球環境の保全 施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標：Ⅳ 水害等災害による被害の軽減 施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する 政策目標：Ⅶ 都市再生・地域再生の推進 施策目標：25 都市再生・地域再生を推進する 政策目標：Ⅻ 国際協力、連携等の推進 施策目標：43 国際協力、連携等を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第1号及び第2号並びに第2項第2号及び第3号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（住生活基本計画等の政府方針において、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）に対して長期固定金利の住宅ローンの安定的な供給支援や長期優良住宅をはじめとする良質な住宅の供給促進、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等が求められており、これらの施策の実現に向けて証券化支援事業は主要な役割を果たすことから、重要度は高い。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID：003999・004012

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定量目標	フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに30万戸以上	—	23.7万戸	25.2万戸	25.9万戸	26.3万戸
		（実績値）	—	21.9万戸 （令和2年度）	23.4万戸	24.7万戸	25.4万戸	26.2万戸
		（達成度）	—	—	98.7%	97.8%	97.9%	99.7%
	フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに25%以上（可能な限り28%）	—	23.5%	24.0%	25.0%	25.0%
		（実績値）	—	25.8%	27.3%	28.8%	33.1%	34.9%

指 標		(達成度)	—	(令和２年度) —	116.2%	120.0%	132.5%	139.5%
	フラット３５地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数	(計画値)	中期目標期間中に100団体以上	—	20団体	24団体	—	—
		(実績値)	—	—	77団体	57団体	50団体	30団体
		(達成度)	—	—	385.0%	237.5%	—	—
	買取審査に係る標準処理期間（３日）内の処理率	(計画値)	各年度８割以上	—	80%	80%	80%	80%
		(実績値)	—	93.7% (令和２年度)	94.4%	91.4%	89.5%	90.1%
		(達成度)	—	—	118.0%	114.3%	111.9%	112.6%
	フラット３５（買取型）の申請件数		—	94,941件 (令和２年度)	80,845件	56,741件	36,383件	35,857件
	ＭＢＳの毎月の発行額		—	1,020億円 ～ 2,195億円 (令和２年度)	907億円 ～ 1,931億円	704億円 ～ 1,607億円	286億円 ～ 1,180億円	414億円 ～ 736億円
指 標	ＭＢＳ発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド		—	0.31% ～ 0.34% (令和２年度)	0.26% ～ 0.31%	0.25% ～ 0.59%	0.34% ～ 0.57%	0.29% ～ 0.33%
	フラット３５（保証型）の取扱金融機関数		—	８機関 (令和２年度)	９機関	９機関	８機関	８機関
	フラット３５（保証型）の申請件数		—	14,772件 (令和２年度)	13,860件	10,412件	4,400件	4,585件
	フラット３５リノベの申請件数		—	409件 (令和２年度)	1,153件	864件	683件	916件
	フラット３５地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数		—	683件 (令和２年度)	552件	843件	562件	477件
	フラット３５子育てプラスの申請件数		—	—	—	—	6,066件	21,502件
	国内外の機関との情報交換や支援の回数		—	14回 (令和２年度)	28回	28回	35回	39回
	② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度			
	予算額（百万円）	3,943,645	4,236,575	4,051,749	3,229,603			
	決算額（百万円）	3,633,037	3,496,332	2,819,358	2,529,498			
	経常費用（百万円）	196,959	194,552	208,808	221,427			
	経常利益（百万円）	82,620	86,736	76,629	56,490			
	行政コスト（百万円）	196,959	194,552	208,808	221,544			
	従事人員数（人）	472	497	515	558			

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行うこと。	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。	長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する次の取組を行う。	<評価の視点> ・長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を行っているか。	<主要な業務実績>	<評定と根拠> 評定：B 根拠：次のとおり、長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、住宅循環システムの構築、良質な住宅ストックの形成等に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を実施しており、金融環境の影響はありながらも所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	評定 B <評定に至った理由> 年度計画で定めた数値目標については、以下のとおりおおむね所期の目標を達成していると認められる。	
	① 民間金融機関の円滑な資金調達を実現できるフラット35（買取型）を的確に実施するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券（以下「MBS」という。）の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。 債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、ESG投資ニーズのある投資家の参入を図ること。 民間金融機関による証券化を支援	① フラット35（買取型）を的確に実施するため、国民がその利用を希望する際に関連情報にアクセスできるよう、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者、民間金融機関等に対する周知活動を行う。 （指標：フラット35（買取型）の申請件数）	① 住宅ローン利用予定者がフラット35の関連情報に容易にアクセスできるように広告、セミナー等の周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対しては顧客のニーズに応じてフラット35の制度改正を含めた関連情報を適切に提供できるように業界団体を通じたセミナー等の周知活動を行い、民間金融機関に対しては顧客のニーズに応じてフラット35を提供できるように制度内容や手続に関する情報を中心に周知活動を行う。また、民間	<定量目標・指標> 「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり	次のとおり、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者等及び民間金融機関の3チャンネルに対して、フラット35の周知活動や手続のサポートを行った。その結果、指標「フラット35（買取型）の申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 （住宅ローン利用予定者に対する取組） ○ テレビCM（地上波及びBS放送）、新聞、Web（バナー広告及びYouTube）等を活用した広域広告による周知のほか、地方紙、交通広告等を活用した地域での広告による周知を行い、全期間固定金利の安心を訴求した。 ○ 朝日新聞社主催のイベント「グッドライフフェア2024」（令和6年10月）に出席し、金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方等の啓発を行うとともに、フラット35子育てプラス等を訴求した。また、ファイナンシャルプランナー及び著名人と連携したセミナーを開催し、住宅ローン選びの参考となる情報を発信した。加えて、朝日新聞に当該セミナーに関する記事型広告を掲載するとともに	○ 定量目標のうち「フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック」については、長短金利差拡大等の影響から令和5年度に引き続きフラット35の受理数が回復しなかったこと等の要因により、令和6年度末時点の目標値である累計26.3万戸に対して実績値は26.2万戸（達成率：99.7%）と僅かながらも及ばなかったが、住宅ローン利用予定者、住宅関連事業者等、民間金融機関等に対して機構本支店一体となって長期優良住宅のメリット等に関する周知活動を精力的	（1）フラット35と変動金利の金利差拡大を主な要因として、新築住宅におけるフラット35の利用率（※）が低調（令和6年度6.7%）であったこと等により、令和6年度におけるフラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックは26.2万戸となり、年度計画に定める目標値をわずかに下回る実績となった（達成率99.7%）。定量目標は未達だったが、住宅価格の高騰のため、若年層を中心に、返済期間を延ばして毎月の返済額を抑えたいというニーズが一定にあることを受けて、対象住宅を長期優良住宅に限定しているフラット50の申請件数は2,677件（前年度比+357.4%）となった。 ※フラット35申請戸数（新築戸建て）÷ 新築住宅着工戸数（持家+分譲戸建て）	（2）フラット35と変動金利の金利差拡大を主な要因として、新築住宅におけるフ

	するフラット３５（保証型）が有する課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努めること。 （指標） ・フラット３５（買取型）の申請件数 ・ＭＢＳの毎月の発行額 ・ＭＢＳ発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド ・フラット３５（保証型）の取扱金融機関数 ・フラット３５（保証型）の申請件数		金融機関又は適合証明検査機関のニーズに応じて、手続等のサポートを行う。 （指標：フラット３５（買取型）の申請件数）		、機構公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルにおいて当該セミナーの動画を配信した。 ○ 日本銀行によるマイナス金利政策の解除に伴い、金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方について、次のとおり周啓発行った。 ① ファイナンシャルプランナーとのより一層の連携を図るため、（特非）日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の法人賛助会員となった。また、同協会が発行する会報誌「ＦＰジャーナル」（2024年８月号）において、フラット３５の概要が掲載された。 ② 各地域のファイナンシャルプランナーと機構支店が連携し、「金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方」について、住宅ローン利用予定者に対してセミナー、地方紙等により啓発を行った。 ③ ファイナンシャルプランナーが住宅ローン選びについて解説する動画「金利のある世界で住宅ローンをどう選ぶ？」を作成し、機構公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルに掲載した。 ④ ファイナンシャルプランナーを通じて住宅ローン利用予定者等に対して広く有益な情報提供を行うため、ファイナンシャルプランナー向けのメールマガジンを毎月発行し、情報提供を行った。 ○ 子育て世帯及び若年夫婦世帯の住宅取得検討の一助となるよう、フラット３５子育てプラスの周知を次のとおり行った。 ① フラット３５子育てプラス訴求のため、新たにテレビＣＭ素材を制作し、地上波テレビやＷｅｂ動画、街頭サイネージ等を通じて周知を行った。併せて、商品説明動画の作成及びチラシの更新を行い、フラット３５サイトに掲載した。	に実施する等、長期優良住宅の普及促進に尽力した。 ○ 定量目標のうち「フラット３５の申請件数に占める既存住宅の割合」については、仲介事業者及び業界団体とのネットワークを活かした周知活動等の取組を実施し、目標25.0％に対して実績は34.9％（達成率139.5％）となり、目標を大きく上回って達成した。 ○ 定量目標のうち「買取審査に係る標準処理期間（３日）内の処理率」について、目標値80.0％に対して実績値は90.1％（達成率：112.6％）となり、着実に達成した。 ○ 各指標については、変動金利型住宅ローンとの金利差拡大等の金融環境の影響を受け、フラット３５（買取型）の申請件数等は令和５年度を下回る実績となったものの、住宅ローン利用予定者に対する全期間固定金利の安心等の訴求、住宅関連事業者等及びフラット３５取扱金融機関に対する丁寧な制度説明等の取組を通じて、住宅ローン利用予定者が適切な住宅ローン選択を行っていただけるよう尽力する等、政策実施機能を最大限発揮するべく機構本支店一体となって取組を推進して	ラット３５の利用率が低調となる中、相対的に、令和６年度におけるフラット３５の申請件数のうち、既存住宅の割合は34.9％となり、年度計画に定める目標値を大きく上回る実績となった（達成率139.5％）。また、一定の品質が確保された良質な既存住宅を安心して取得できる環境を整備するため、物件検査の内容を整理し、当該物件検査を実施した既存住宅について金利引下げ（５年▲0.25％）を行うフラット３５中古プラスを令和７年４月に創設することを決定した。 （３） フラット３５地域連携型について、令和４年度時点で累計134団体の地方公共団体と連携し、中期目標を達成。令和５年度以降は参考扱いも、令和６年度は新たに30団体と連携した（累計214団体）。 （４） フラット３５の買取審査に係る標準処理期間（３日）内の処理率は90.1％となり、年度計画に定める目標（８割以上）を達成した（達成率：112.6％）。 また、上記（１）～（４）に加え、機構は以下の取組を実施した。 （５） 金融経済教育推進機構（Ｊ－ＦＬＥＣ）と連携し、
--	---	--	---	--	--	--	--

				② 金利引下げに係るポイント制度について理解が進むよう説明動画を作成し、機構公式Y o u T u b eチャンネル、フラット3 5サイト及びランディングページに公開した。また、機構が提供する、金利引下げメニューに応じて金利引下げ制度のポイント数や金利を計算できるツールを月々の返済額が試算できるよう改修し、フラット3 5子育てプラス利用時の返済額が算出できるようにした。 ③ 子育て世帯に直接的にフラット3 5子育てプラスを訴求することを目的として、香川県高松市及び（特非）わははネットと連携し、母子手帳の配付時、乳児検診時等に市民へ直接配付されるハンドブックにフラット3 5子育てプラスの広告を掲載した。 ○ フラット3 5、フラット2 0及びフラット5 0の毎月の返済額試算並びにフラット2 0及びフラット5 0とフラット3 5との差額試算を記載した利用方法チラシを作成し、住宅ローン利用予定者のニーズに応じたフラット3 5の利用方法を周知した。 ○ 住宅の建て方別に作成しているフラット2 0のチラシについて、住宅の建て方ごとの利用者像や実際に利用が多い金利引下げメニューの内容を記載することで、住宅ローン利用予定者がフラット2 0の利用をイメージしやすいよう工夫した。 ○ フラット5 0のチラシを作成し、長期優良住宅の利用を促すとともに、40年返済及び50年返済の場合における毎月の返済額を記載することで、様々な返済方法があることを周知した。 ○ 令和6年10月から開始したペアローン制度について、制度周知を図る観点からチラシに掲載したほか、フラット3 5サイトに制度説明ページを作成した。	いる。このほか、M B Sに関する指標についても、日本銀行によるマイナス金利政策の解除や政策金利の追加利上げの実施により金利変動が大きい起債環境であったが、証券会社を通じて投資家需要をきめ細やかに把握し丁寧な対話に取り組んだことにより、安定的な資金調達を実現し、住宅金融証券化市場の整備・育成に貢献している。 ○ 金融経済教育推進機構（J－F L E C）と連携し、J－F L E Cが主催する「認定アドバイザー向けフォローアップ研修」における住宅ローンに関する研修資料を機構が作成する等、J－F L E Cが実施する金融経済教育の推進を支援した。 ○ 日本銀行によるマイナス金利政策の解除に伴い、金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方を住宅ローン利用予定者等に対して広く情報提供するため、ファイナンシャルプランナーと連携したセミナーの実施や地方紙への情報掲載等を行った。 ○ 機構の主たる資金調達手段であるM B Sにおいてもグリーンボンドでの発行を求める投資家の根強いニーズを踏まえ、投資家ヒアリングを実施し	同機構主催「認定アドバイザー向けフォローアップ研修」における住宅ローンに関する研修内容を機構が作成する等、金融経済教育推進を支援した。また、日本銀行によるマイナス金利政策解除に伴い、金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方について、ファイナンシャルプランナーと連携し、セミナーの開催や地方紙、Y o u t u b e等により周知を実施した。 （6） M B S（住宅ローン担保証券）発行における新たなチャレンジとして、投資家のニーズも踏まえ、フラット3 5（買取型）のうち「省エネルギー性に優れた住宅」を対象としたグリーンM B S（超過担保なし型）を令和7年度下半期以降に発行することを決定した。 （7） 高齢者が自身の状況に応じて変動・固定のいずれかの金利を選択できる環境整備を図る観点から、全期間固定金利リバースモーゲージ型住宅ローンを令和6年10月に創設し、5機関の金融機関の参画を得て令和7年1月に取扱いを開始した。 フラット3 5の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックは目標をわずかに下回る実績となったも
--	--	--	--	---	--	--

				○ 金融経済教育推進機構（J－F L E C）と連携し、J－F L E Cが主催する「認定アドバイザー向けフォローアップ研修」における住宅ローンに関する研修資料を機構が作成する等、J－F L E Cが実施する金融経済教育の推進を支援した。 ○ 機構が提供する、フラット35の借入申込みをインターネット上で受け付けるフラット35W e b申込サービスについて、令和7年1月6日にお客さま向けにリリースした（導入希望機関数15機関（うち2機関が利用開始））。 ○ 住生活月間中央イベント（令和6年10月）に出展し、住宅ローン利用予定者に対して住宅性能を向上させてきた機構の役割を説明するとともに、フラット35S（Z E H）のメリットを訴求した。 （住宅関連事業者等に対する取組） ○ 住宅関連事業者から住宅ローン利用予定者に対してフラット35が紹介される環境を醸成するため、住宅関連事業者に対する周知活動に当たっては、住宅関連事業者ごとの住宅の建て方、住宅の仕様、価格帯、フラット35の利用状況等を踏まえたフラット35子育てプラス、フラット20、フラット50等の訴求を行った。 ○ 日本銀行によるマイナス金利政策の解除に伴い、「金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方」に関する資料を作成するとともに、住宅関連事業者等の営業担当者に対して勉強会等を開催し、正しい金融情報の発信を行うことができるようサポートを行った。また、令和6年7月の政策金利の追加利上げを踏まえて当該資料を更新し、タイムリーに住宅関連事業者に周知した。 ○ 子育て世帯及び若年夫婦世帯の住宅ローン利用予定者に対して的確にフラット	商品性向上に資する意見の収集に取り組むとともに、フラット35の技術基準を満たす住宅のうち「省エネルギー性に優れた住宅」を対象としたグリーンM B S（超過担保なし型）を令和7年度下半期以降に発行することとした。 ○ 住宅価格上昇、金利環境の見通しの変化等により、若年層や子育て世帯を中心に価格面で有利な既存住宅の取得ニーズが高まっている状況を踏まえ、フラット35において一定の品質が確保された既存住宅を安心して取得できる環境を整備するため、物件検査の内容を整理し、当該物件検査を実施した既存住宅について金利引下げ（5年間年▲0.25%）を行う「フラット35中古プラス」を創設することを決定した（令和7年4月実施）。 ○ 市場金利の先行きが不透明である中、高齢者が自身の状況に応じて変動・固定のいずれかの金利タイプを選択でき、高齢者がリバースモーゲージ型住宅ローンをより利用しやすい環境整備を図る観点から独立行政法人住宅金融支援機構法が改正され、これを受けて全期間固定金利リバースモーゲージ型住宅ローン（リ	のの、フラット35の申請件数のうち、既存住宅の割合は34.9%となり、年度計画に定める目標値を大きく上回る実績となった。以上のことと、（5）～（7）に記載した取組も踏まえ、総合的に勘案して全体としては所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・ 機構の基幹事業である証券化支援事業のパフォーマンスが充分でないことは残念であるが、制度の改善等でフラット35の申請状況の改善が見られることは評価できる。ただし、金利のある状況は進み、金利上昇局面なので慎重かつ大胆な対応も必要。 ・ これまで長期にわたり低金利が続いたことにより、固定金利型住宅ローンのメリットが感じられにくい状況が続いていたが、今後は金利上昇の可能性もあり、フラット35の意義と役割は一層高まることが予想される。その点で、住宅ローンに関する金融経済教育やファイナンス
--	--	--	--	--	---	---

				３５子育てプラスの訴求を行うことができるよう、次のとおり周知を行った。 ① フラット３５子育てプラスの新たなテレビCM素材の放送に併せてチラシ及びクリアファイルの更新を行い、住宅関連事業者配布した。 ② （一社）リビングアメニティ協会の機関誌「A L I A」に、フラット３５子育てプラスに関する記事を寄稿し、会員企業に周知を行った。 ○ （一社）住宅生産団体連合会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産流通経営協会、（一社）リフォーム推進協議会等の業界団体が会する関連団体連絡会議等を通じ、フラット３５の利用状況に関する意見交換及び要望事項のヒアリングを実施した。 ○ （一社）JBN・全国工務店協会、東京土建一般労働組合及び硝子繊維協会と連携し、省令準耐火構造、壁量基準の改正、フラット３５金利引下げ制度等に関する工務店向け説明会を開催した。 ○ 国が令和７年４月に行う省エネ基準義務化に関して、機構が先立って令和４年度に設置した「省エネ基準要件化サポートダイヤル」での照会対応を通じて、省エネ基準義務化への対応ができていない住宅関連事業者に対する支援を引き続き実施した。 ○ 「仕様書サポートダイヤル」において住宅技術関係の照会に対応し、住宅関連事業者等のフラット３５仕様等に関する理解度向上を支援した。また、工務店等に対して建築基準法改正やフラット３５住宅技術基準の仕様等を周知するため、2025年版住宅工事仕様書を作成した。 ○ 機構職員が住宅関連事業者等への説明や照会に対応できるサポート体制を整備するため、機構本支店で「住まいのテクニカルサポーター」を選定し、住	・ バース６０全期間固定金利タイプ）を証券化支援事業において創設した（令和７年１月取扱開始）。 ○ そのほか、住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。	ャルプランナーとの連携強化など、利用者のリテラシー向上に取り組んでいる点は高く評価できる。 ・ MBSの投資家への販売については、今後の市場動向次第では難易度が増す可能性がある。引き続き、投資家ニーズを的確に捉えた商品設計や情報発信を行い、安定的なMBS発行の継続に向けた取組を期待する。
--	--	--	--	---	---	--

					宅技術基準や物件検査方法の制度改正内容等の研修を実施した。 ○ 住宅の省エネルギー性能のレベルごとに、税、財政支援及び融資の優遇内容を取りまとめたチラシの更新を行い、住宅関連事業者に周知した。 ○ 適合証明検査機関の担当者向け会議を開催したほか、適合証明検査機関に音声付きの研修資料を提供し、適合証明検査機関による研修の実施を支援した。また、適合証明検査機関に対して令和6年10月及び令和7年4月の制度改正に関するマニュアル等を早期に提供し、体制整備を支援した。 (民間金融機関に対する取組) ○ 日本銀行によるマイナス金利政策の解除に伴い、「金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方」に関する資料を作成するとともに、フラット35取扱金融機関の担当者に対して勉強会等を開催し、正しい金融情報の発信を行うことができるようサポートを行った。また、令和6年7月の政策金利の追加利上げを踏まえて当該資料を更新し、タイムリーにフラット35取扱金融機関に周知した。 ○ 子育て世帯及び若年夫婦世帯の住宅ローン利用予定者に対して的確にフラット35子育てプラスの訴求を行うことができるよう、フラット35子育てプラスの新たなテレビCM素材の放送に併せて、チラシ及びクリアファイルの更新を行いフラット35取扱金融機関に配布した。 ○ フラット35制度改正等についてのフラット35取扱金融機関向け説明会を開催し、当該説明会では、資料のポイントを説明した動画をWeb会議で放映するとともに、オンラインストレージ等で提供した。説明会后、質問事項を取りまとめの上、Q&A集の提供を行う等、フラット35取扱金融機関に対する周知活動に取り組み、住宅ローン利用予定者に分	
--	--	--	--	--	---	--

					かりやすく制度改正事項を説明できるようサポートした。 ○ フラット３５取扱金融機関の負担軽減のため、借入申込情報等から自動で金銭消費貸借契約証書を作成できるよう基幹システムの改修を実施した（令和６年１０月）。 ○ 機構が提供する、フラット３５の借入申込みをインターネット上で受け付けるフラット３５Ｗｅｂ申込サービスについて、導入を希望する１５機関に対し操作研修を実施し、準備が整った２機関が令和７年１月６日からお客さま向けにリリースした。 ○ フラット３５取扱金融機関のデジタル化を促進するため、フラット３５電子契約サービス、マイナポータル収入情報取得サービス及び顧客説明動画の利用を促す通知及び説明会を開催した。 （運用改善等の取組） ○ 足下の社会経済情勢の変化等を受けたお客さまニーズに対応するため、令和６年１０月にフラット３５のペアローン制度を創設した。 ○ フラット３５取扱金融機関、住宅関連事業者等のニーズを踏まえ、次の事項について運用改善を実施した。 （１）令和６年１０月実施事項 ① 基幹システムへの金銭消費貸借契約証書自動作成機能の追加 ② 諸費用確認方法の合理化 ③ 源泉徴収票による収入の確認方法の追加 ④ 地役権等が設定されている場合の抵当権の設定に関する取扱いの見直し ⑤ 越境がある場合の取扱いの見直し ⑥ 借入申込書の記載項目合理化 ⑦ 新築住宅の現場検査における遠隔実施による検査（リモート検査）の導入	
--	--	--	--	--	--	--

				(2) 令和7年4月実施事項 ① 買取仮承認の有効期間を延長する場合の取扱いの見直し ② マイナポータルを活用した在籍確認方法の追加 ③ 住宅購入時の外構工事費の取扱い見直し ④ 住宅建設費及び住宅購入費の対象費用の見直し ⑤ 中古マンションにおける検査省略対象住宅の拡充		
	② 資産担保証券（以下「MBS」という。）の安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことを踏まえ、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、投資家の維持拡大を目的とする効果的なIRの企画・運営実施（IR活動）を継続して行うことで、毎月着実に所要額を調達できるよう、MBSを発行するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するように努める。 (指標：MBSの毎月の発行額／MBS発行時のベンチ	② 資産担保証券（以下「MBS」という。）市場に参入する投資家の維持拡大及びリレーシンの深化を図るため、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、対象とする投資家の重点化及びIRの質向上を企図した取組によるIR活動を実施するとともに、MBS市場における投資判断等のベンチマーク性の向上に資するため、投資家の需要を十分に把握した上で必要に応じMBS発行額の平準化等による柔軟な起債運営を行いつつ、住宅ローン債権の買取りに必要な資金を安定的かつ効率的に調達する。 (指標：MBSの毎月の発行額／MB	(IR活動) ○ 従来の訪問・対面形式に加え、Web等による非対面形式を積極的に活用しながら、投資家の意向を考慮した適切かつ効果的な方法でIR活動を実施した。 ○ 政策金利の上昇に伴う投資家動向の変化や一般担保債券（以下「SB」という。）の発行計画（令和6年度は発行額ゼロ）を踏まえ、資産担保証券（以下「MBS」という。）の投資家件数、需要規模の拡大を令和6年度のIR活動における最重要課題と位置づけ、MBSを主体に効率的なIR活動を実施した。 ○ 証券会社からの提案に基づく通常のIR活動に加え、MBS投資家に投資を継続いただくこと及び投資を見送ったMBS投資家に再度投資いただくことを目的に、グリーンMBS等の新商品の紹介を含めてIR活動を実施した。 ○ IR活動の質向上のため、機構の新任IR担当者向けの育成プログラムを実施し、IR担当者の知識の向上に努めた。 ○ 令和6年7月に、令和6年度における機構の取組及び令和5年度決算の概要等に関する「投資家向け説明資料」、「補足説明付き資料」及び「理事長メッセージ」を公表し、MBS等の発行状況、決算の情報及び機構の長期ビジョン等について投資家に適時適切に発信した。また、証券会社が主催するWebセミナーを通じた合同形式でのIR活動に取り組			

		マーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド）	S 発行時のベンチマーク（10年国債の流通利回り）とのスプレッド）		み、投資家等に効率的かつ効果的に機構の情報を提供した。 （MB S） ○ 日本銀行によるマイナス金利政策の解除や政策金利の追加利上げの実施により、MB S がベンチマークとする 10 年国債金利が段階的に上昇する等金利変動が大きい起債環境であったが、証券会社を通じて投資家需要をきめ細やかに把握し丁寧な対話に取り組んだことにより、発行額を上回る投資家需要を獲得し、スプレッドのタイト化を実現することができた（「2. 主要な経年データ」表の指標「MB S 発行時のベンチマーク（10 年国債の流通利回り）とのスプレッド」参照）。 ○ MB S 発行額が大幅に増加する月においては、発行額の平準化を戦略的に実施することにより、スプレッドをワイド化させることなく、安定的かつ効率的な資金調達を実現した（「2. 主要な経年データ」表の指標「MB S の毎月の発行額」参照）。 ○ 機構の主たる資金調達手段であるMB Sにおいてもグリーンボンドでの発行を求める投資家の根強いニーズを踏まえ、投資家ヒアリングを実施し商品性向上に資する意見の収集に取り組むとともに、フラット35の技術基準を満たす住宅のうち「省エネルギー性に優れた住宅」を対象としたグリーンMB S（超過担保なし型）を令和7年度下半期以降に発行することとした。 （S B） ○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、令和6年度はS Bを発行しないこととした。 ○ S Bの情報提供を希望する投資家に対して、将来のS B発行再開を見据えたI R活動を実施した。	
--	--	--------------------------	-----------------------------------	--	---	--

				(財投機関債市場におけるMBS・SBのシェア) ○ 令和6年度の財投機関債市場における機構MBS・SBのシェアは34.7% (対前年度比▲8.0%) となった。		
	③ 債券発行等に当たっては、グリーンボンドの発行等により、ESG投資ニーズのある投資家の参入を図る。	③ 住宅金融機構グリーンボンドを継続的に発行し、ESG投資ニーズのある投資家の参入を図る。		(政府保証住宅金融支援機構債券(グリーンボンド)の継続発行) ○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、令和5年度に引き続き令和6年度においても政府保証住宅金融支援機構債券(グリーンボンド)を19回発行し、2,400億円を調達した。 ○ 令和6年度は5年債、15年債、20年債及び30年債を発行した。多様な年限を発行することで幅広い投資家のESG投資ニーズを喚起し、着実な資金調達に貢献している。 ○ 投資表明を行った投資家の件数は累計255件となり、グリーンボンドを継続的に発行することで、ESG投資ニーズのある多数の投資家を取り込むことができている。		
	④ 民間金融機関による証券化を支援するフラット35(保証型)が有する課題を解決するための取組を行うとともに、取り扱う民間金融機関等のニーズに対応して、適宜適切な業務の見直しに努める。 (指標：フラット35(保証型)の取扱金融機関数／フラット35(保証型)の申請件数)	④ 民間金融機関等の市場関係者との意見交換等を通じ洗い出したフラット35(保証型)が有する課題及び取り扱う民間金融機関等のニーズに対応した制度・運用の見直しを適宜適切に行う。 (指標：フラット35(保証型)の取扱金融機関数／フラット35(保証型)の申請件数)		次のとおり、民間金融機関等のニーズに対応した制度・運用の見直し等を行うことにより、指標「フラット35(保証型)の取扱金融機関数」及び「フラット35(保証型)の申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 (制度・運用の見直し) ○ 住宅政策上の必要性、民間金融機関のニーズ等を踏まえ、次の制度・運用の見直しを実施した。 ① フラット35(保証型)と民間金融機関が提供する変動金利型の住宅ローンとのミックスローンにより、固定金利と変動金利のメリットを享受したいというニーズがフラット35(保証型)取扱金融機関からあったため、これに対応する保険料率を設定し、取扱開始を実現した。		

				② フラット３５（保証型）取扱金融機関へのヒアリングを通じて、住宅価格が高騰する中、毎月の返済額を低減したいというニーズが確認されたため、これまで買取型でのみ取り扱っていたフラット５０の対象に保証型を追加する制度改正を行った。		
	② 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するとともに、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に配慮し、安心Ｒ住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援すること。また、リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給を支援すること。 （定量目標） イ 中期目標期間の最終年度までに、フラット３５の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上と	⑤ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援し、中期目標期間の最終年度までに、フラット３５の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。 （定量目標）	⑤ 災害リスクを踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い住宅・長期優良住宅等の良質な住宅の取得を支援するフラット３５Ｓ及びフラット３５維持保全型について、住宅ローン利用予定者に対して税制等各種支援措置と併せて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。これらの取組により、フラット３５の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを26.3万戸以上とする。 （定量目標）	次のとおり、住宅ローン利用予定者に対する周知活動や住宅関連事業者に対する技術支援等を行い、定量目標「フラット３５の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストック」の達成に尽力したものの、実績値は「２．主要な経年データ」表記載のとおりとなり、年度計画に定める目標値を下回った。 （住宅ローン利用予定者に対する取組） ○ 長期優良住宅推進のため、フラット３５パンフレットやチラシ、住宅ローン利用予定者向けの説明資料「フラット３５を知ろう」等の周知ツールを活用し、フラット３５取扱金融機関、住宅関連事業者、フラット３５サイト等を通じ、住宅ローン利用予定者向けに長期優良住宅の周知を行った。これらのツールでは税制面の優遇措置、国の補助金等の紹介を行う等、住宅ローン利用予定者にとって有益な内容となるよう工夫した。 ○ フラット３５サイトのランディングページについて、融資種別ごとのページを作成し内容を充実させるとともに、フラット３５Ｓ（ＺＥＨ）や長期優良住宅のメリットを、チラシ、テレビＣＭ、Ｗｅｂ広告、機構公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネル等、様々な媒体を用いて訴求を行った。 ○ フラット３５、フラット２０及びフラット５０の毎月の返済額試算並びにフラット２０及びフラット５０とフラット３５との差額試算を記載した利用方法チラシを作成し、住宅ローン利用予定者のニ		

	する。（令和２年度までの累計実績（見込み）：21.9万戸） ロ 中期目標期間の最終年度までに、フラット３５の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上（可能な限り28%）とする。（令和２年度実績（見込み）：22.5%） （指標） ・フラット３５リノベの申請件数				ーズに応じたフラット３５の利用方法を周知した。【再掲】 ○ フラット５０のチラシを作成し、長期優良住宅の利用を促すとともに、40年返済及び50年返済の場合における毎月の返済額を記載することで、様々な返済方法があることを周知した。【再掲】 ○ 住生活月間中央イベント（令和６年10月）に出展し、住宅ローン利用予定者に対して住宅性能を向上させてきた機構の役割を説明するとともに、フラット３５S（ZEH）のメリットを訴求した。【再掲】 （住宅関連事業者等に対する取組） ○ 長期優良住宅を標準仕様としている住宅関連事業者に対して、フラット３５、フラット２０及びフラット５０の毎月の返済額試算並びにフラット２０及びフラット５０とフラット３５との差額試算を記載した利用方法チラシを作成し、お客さまのニーズに応じたフラット３５の利用方法を周知した。 ○ フラット５０のチラシを作成し、長期優良住宅の利用を促すとともに、40年返済及び50年返済の場合における毎月の返済額を記載することで、様々な返済方法があることを周知した。【再掲】 ○ （一社）住宅生産団体連合会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産流通経営協会、（一社）リフォーム推進協議会等の業界団体が会する関連団体連絡会議等を通じ、フラット３５の利用状況に関する意見交換及び要望事項のヒアリングを実施した。【再掲】 ○ （一社）JBN・全国工務店協会、東京土建一般労働組合及び硝子繊維協会と連携し、省令準耐火構造、壁量基準の改正、フラット３５金利引下げ制度等に関する工務店向け説明会を開催した。【再掲】		
--	--	--	--	--	--	--	--

				○ 住宅の省エネルギー性能のレベルごとに、税、財政支援及び融資による優遇内容を取りまとめたチラシの更新を行い、住宅関連事業者に周知した。【再掲】 (制度・運用の見直し) ○ 足下の社会経済情勢の変化等を受けたお客さまニーズに対応するため、フラット３５のペアローン制度を創設した（令和６年10月）。【再掲】		
	⑥ 安心R住宅等の基礎的な情報が提供される等の既存住宅の取得を支援し、中期目標期間の最終年度までに、フラット３５の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上（可能な限り28%）とするとともに、既存住宅取得と併せて行うリフォームを支援するフラット３５リノベの利用促進に努めることで、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。 (定量目標) (指標：フラット３５リノベの申請件数)	⑥ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、フラット３５における既存住宅の取扱いについて、住宅ローン利用予定者に対してフラット３５リノベ及びフラット３５維持保全型と併せて周知活動を行うとともに、住宅関連事業者等に対して業界団体等と連携したセミナー等を通じた技術支援等を行う。また、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、適宜適切な制度・運用の見直し等を行う。これらの取組により、フラット３５の申請件数に占める既存住宅の割合を25.0%以上とする。 。 (定量目標) (指標：フラット３５リノベの申請件数)	次のとおり、住宅ローン利用予定者に対するフラット３５リノベ等の周知活動、住宅関連事業者等への技術支援等に加え、民間金融機関等のニーズを踏まえた制度・運用の見直し等を行う等、定量目標「フラット３５の申請件数に占める既存住宅の割合」の達成に尽力した結果、実績値は「２．主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。また、指標「フラット３５リノベの申請件数」は「２．主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 (住宅ローン利用予定者に対する取組) ○ フラット３５パンフレットを活用し、フラット３５取扱金融機関、住宅関連事業者、フラット３５サイト等を通じて住宅ローン利用予定者向けにフラット３５リノベ及びフラット３５維持保全型の周知を行った。 ○ フラット３５リノベ又はフラット３５維持保全型をフラット３５子育てプラスと組み合わせて活用することによる金利の引下げ期間及び引下げ幅を拡充する制度改正を行い、フラット３５サイトにおいて周知した。 ○ 住宅の建て方ごとにフラット２０のチラシを作成し、既存住宅取得時におけるフラット２０の利用を訴求した。 (住宅関連事業者等に対する取組) ○ （一社）住宅生産団体連合会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国住宅			

			数)		産業協会、（一社）不動産流通経営協会、（一社）リフォーム推進協議会等の業界団体が会する関連団体連絡会議等を通じ、フラット35の利用状況に関する意見交換及び要望事項のヒアリングを実施した。【再掲】 （制度・運用の見直し） ○ 住宅政策上の必要性、民間金融機関のニーズ等を踏まえ、次の制度・運用の見直しを実施した。 ① 足下の社会経済情勢の変化等を受けたお客さまニーズに対応するため、令和6年10月にフラット35のペアローン制度を創設した。【再掲】 ② 住宅価格上昇、金利環境の見通しの変化等により、若年層や子育て世帯を中心に価格面で有利な既存住宅の取得ニーズが高まっている状況を踏まえ、フラット35において一定の品質が確保された既存住宅を安心して取得できる環境を整備するため、物件検査の内容を整理し、当該物件検査を実施した既存住宅について金利引下げ（5年間年▲0.25%）を行う「フラット35中古プラス」を創設することを決定した（令和7年4月制度開始）。 ③ 多様なリフォーム工事が実施されている実態から、フラット35リノベにおける工事費要件が利用を阻害する要因となっていることを踏まえ、工事費要件（Aプラン：300万円以上、Bプラン：200万円以上）を撤廃することを決定した（令和7年4月実施）。 ④ 長期優良住宅と同様に30年以上の維持保全計画（長期修繕計画）を策定することに加え、修繕積立金の要件により当該計画の実行性が一層担保されている予備認定マンション及び管理計画認定マンションをフラット50の融資対象に追加することを決定した（令和7年10月実施予定）。	
--	--	--	----	--	--	--

				⑤ 住宅ローン利用予定者の物件検査の負担軽減を図るため、機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等の会員事業者がリフォーム工事を実施する場合には、適合証明検査機関による物件検査に代えて、リフォーム事業者団体等が工事内容及び工事実施を確認することができる取扱いを創設した（令和6年4月）。また、令和6年度に、次の団体と新たに協定を締結した。 ・（一社）日本住宅リフォーム産業協会 ・（一社）JBN・全国工務店協会 ⑥ 住宅ローン利用予定者の利便性向上のため、中古マンションらくらくフラット35の登録期間を20年から30年に拡大すること及びフラット35中古住宅の適合証明手続を省略することができる住宅に新耐震基準に適合する管理計画認定マンションを追加することを決定した（令和7年4月実施）。		
	⑦ リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。	⑦ リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。	（リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境整備に向けた取組） ○ 市場金利の先行きが不透明である中、高齢者が自身の状況に応じて変動・固定のいずれかの金利タイプを選択でき、高齢者がリバースモーゲージ型住宅ローンをより利用しやすい環境整備を図る観点から独立行政法人住宅金融支援機構法が改正され、これを受けて全期間固定金利リバースモーゲージ型住宅ローン（リ・バース60全期間固定金利タイプ）を証券化支援事業において創設した（令和7年1月取扱開始）。 ○ リ・バース60全期間固定金利タイプの創設に当たり、民間金融機関に対して丁寧な説明を実施した。また、制度開始に向けて、システム構築及び内部規定の改正を行うとともに、リ・バース60サイト、パンフレット等を更新し、広く周知を行った。			

				○ リ・バース60全期間固定金利タイプの創設に併せてプレスリリースを実施した結果、複数のメディアにおいて記事が掲載された。 ○ これらの取組の結果、次の民間金融機関が新規にリ・バース60全期間固定金利タイプの取扱いを開始し、令和7年2月以後、複数の金融機関で買取申請があり、利用が進んでいる。 ① 全宅住宅ローン(株) (令和7年1月6日) ② (株) ドコモ・ファイナンス (旧オリックス・クレジット(株)) (令和7年1月6日) ③ 日本モーゲージサービス(株) (令和7年1月6日) ④ SBIアルヒ(株) (令和7年1月9日) ⑤ 日本住宅ローン(株) (令和7年1月24日)		
③ 二地域居住・移住・子育て等の地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。 (定量目標) ・中期目標期間中におけるフラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体を100団体以上	⑧ 中期目標期間中におけるフラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を100団体以上とすることに加えて情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の強化に努めること で、地方公共団体等が行う二地域居住・地方移住	⑧ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めること で、地方公共団体等が行う地方移住の推進や子育て支援等の住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。 (指標：フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数)	次のとおり、情報交換、会議の開催等を通じた地方公共団体との連携深化等を行うことにより、指標「フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 (フラット35地域連携型に関する地方公共団体との連携深化) ○ フラット35地域連携型が利用できる地方公共団体を一覧にしたチラシ等を作成し、インターネットや広告等により、制度内容について周知を行った。 ○ 京都府が住宅関連事業者向けに主催する「京都府産木材認証制度等説明会」において、京都府の補助制度と併せてフラット35地域連携型の制度説明を実施した。 ○ 京都市が住宅関連事業者向けに主催する「京都安心すまい応援金制度説明会」において、京都市の補助制度と併せてフラット35地域連携型の制度説明を実施			

	とする。（令和2年度までの累計実績（見込み）：507団体） （指標） ・フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数	の推進や子育て支援等の住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。 （定量目標） （指標：フラット35地域連携型のうち子育て支援に資するものの件数）		した。 ○ 北海道旭川市、留萌市、稚内市及び名寄市の各市長並びに国土交通省が参加する「まちづくり・住まいづくりに関する市村長との意見交換会」に参加し、空き家対策に資する機構商品の例としてフラット35地域連携型等を紹介するとともに、意見交換を行った。 （住宅ローン利用予定者に対する取組） ○ フラット35パンフレット等を活用し、フラット35取扱金融機関、住宅関連事業者、フラット35サイト等を通じて住宅ローン利用予定者向けにフラット35地域連携型の周知を行った。 （ステークホルダーとの連携・協力強化） ○ 国土交通省が主催する公営住宅等整備事業担当者会議において、フラット35地域連携型の制度説明を実施した。 ○ 金融経済教育推進機構（J－F L E C）と連携し、J－F L E Cが主催する「認定アドバイザー向けフォローアップ研修」における住宅ローンに関する研修資料を機構が作成する等、J－F L E Cが実施する金融経済教育の推進を支援した。 。【再掲】 （地域の政策課題解決に向けた取組） ○ 石川県が主催する「いしかわ環境フェア2024」に出展し、フラット35 S（Z E H）及びグリーンリフォームローンの制度説明を実施した。 ○ 香川県及び香川県高松市において窓の断熱改修に対する補助制度が創設されたことに伴い、香川県、高松市及び機構四国支店の共催により住宅関連事業者向けの説明会を開催し、当該補助制度、省エネルギー改修工事のポイント、機構の各種融資制度等について説明を実施した。		
	④ こども未来戦略 （令和5年12月22	⑨ こども未来戦略 （令和5年12月22	⑨ こども未来戦略 （令和5年12月22	次のとおり、住宅ローン利用予定者等に対してフラット35子育てプラスの周知等		

	日閣議決定)に基づき、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を支援すること。 (指標) ・フラット35子育てプラスの申請件数)	日閣議決定)に基づき、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を支援すること。 (指標：フラット35子育てプラスの申請件数)	日閣議決定)に基づき、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、子育て世帯及び若者夫婦世帯による居住環境の優れた住宅の取得を支援すること。 (指標：フラット35子育てプラスの申請件数)		を行うことにより、指標「フラット35子育てプラスの申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 (住宅ローン利用予定者に対する取組) ○ 子育て世帯及び若年夫婦世帯の住宅取得検討の一助となるよう、フラット35子育てプラスの周知を次のとおり行った。 ① フラット35子育てプラス訴求のため、新たにテレビCM素材を制作し、地上波テレビやWeb動画、街頭サイネージ等を通じて周知を行った。併せて、商品説明動画の作成及びチラシの更新を行い、フラット35サイトに掲載した。【再掲】 ② 金利引下げに係るポイント制度について理解が進むよう説明動画を作成し、機構公式YouTubeチャンネル、フラット35サイト及びランディングページに公開した。また、機構が提供する、金利引下げメニューに応じて金利引下げ制度のポイント数や金利を計算できるツールを月々の返済額が試算できるよう改修し、フラット35子育てプラス利用時の返済額が算出できるようにした。【再掲】 ③ 子育て世帯に直接的にフラット35子育てプラスを訴求することを目的として、香川県高松市及び(特非)わははネットと連携し、母子手帳の配付時、乳児検診時等に市民へ直接配付されるハンドブックにフラット35子育てプラスの広告を掲載した。【再掲】 ④ 朝日新聞社主催のイベント「グッドライフフェア2024」(令和6年10月)に出展し、フラット35子育てプラス、金利のある世界での的確な住宅ローンの選び方等の啓発を行うとともに、フラット35子育てプラス等を訴求した。また、ファイナンシャルプランナー及び著名人と連携したセミナーを開	
--	---	--	--	--	---	--

				催し、住宅ローン選びの参考となる情報を発信した。加えて、朝日新聞に当該セミナーに関する記事型広告を掲載するとともに、機構公式Y o u T u b eチャンネルにおいて当該セミナーの動画を配信した。【再掲】 (住宅関連事業者等に対する取組) ○ 子育て世帯及び若年夫婦世帯の住宅ローン利用予定者に対して的確にフラット35子育てプラスの訴求を行うことができるよう、次のとおり周知を行った。 ① フラット35子育てプラスの新たなテレビCM素材の放送に併せてチラシ及びクリアファイルの更新を行い、住宅関連事業者に配布した。【再掲】 ② (一社)リビングアメニティ協会の機関誌「A L I A」に、フラット35子育てプラスに関する記事を寄稿し、会員企業に周知を行った。【再掲】 (民間金融機関に対する取組) ○ 子育て世帯及び若年夫婦世帯の住宅ローン利用予定者に対して的確にフラット35子育てプラスの訴求を行うことができるよう、フラット35子育てプラスの新たなテレビCM素材の放送に併せてチラシ及びクリアファイルの更新を行い、フラット35取扱金融機関に配布した。【再掲】		
⑤ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努めるとともに、フラット35の不適正利用事案を踏まえ、適切に対応すること。	⑩ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関からフラット35に係る住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の	⑩ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化及び高度化に努め、民間金融機関からフラット35に係る住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の		次のとおり、審査の迅速化、高度化等により、定量目標「買取審査に係る標準処理期間(3日)内の処理率」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。 (信用リスクの的確な管理) ○ 仮承認案件の信用コスト及び審査スピードについて、毎月モニタリングを行い、信用リスクを的確に管理した。		

	社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。	決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。 (中期計画上の定量目標)	決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。 (中期計画上の定量目標)		(審査の迅速化及び高度化) ○ R P Aの安定的な稼働を通じて、審査事務処理の効率化を図っており、標準処理期間内に処理した案件割合は「2. 主要な経年データ」表記載のとおり8割以上の水準を維持した。 ○ フラット35の投資目的利用や住宅購入価格水増し等の不適正な申込みを検知し、不適正利用防止の審査態勢強化を実現するため、A I 審査モデルを導入した(令和6年10月)。		
		⑪ フラット35の不適正利用事案を踏まえ、的確な審査を行うとともに、利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。	⑪ フラット35の不適正利用事案を踏まえ、的確な審査を行うとともに、利用予定者への注意喚起、融資実行後のモニタリング等の必要な措置を行う。		(的確な審査の実施) ○ フラット35の不適正利用事案の特徴等を踏まえ、より慎重な審査を実施した。 (A I 審査モデルの導入) ○ フラット35の投資目的利用や住宅購入価格水増し等の不適正な申込みを検知し、不適正利用防止の審査態勢強化を実現するために、A I 審査モデルを導入した(令和6年10月)。【再掲】 (フラット35利用予定者への注意喚起) ○ 住宅ローン残高証明書の発行を希望しない者に、その理由及び妥当性を個別確認する手続について、実地モニタリング先のフラット35取扱金融機関(7機関)で適切に行われていることを確認した。 (融資実行後のモニタリング等) ○ フラット35の不適正利用事案の発生を受け、令和元年度から、融資実行後、転送不要郵便で融資物件に住宅ローン残高証明書を送付し、返送された債務者が融資物件に居住していることを調査する居住実態調査を継続して実施した。 ○ 居住実態調査に関して、居住実態が確認できなかった債務者については、全額繰上償還請求等の厳格な対応を行った。		

				○ 居住実態調査と並行して、債務者が融資物件に居住していること及び融資物件を適正に利用していることを確認する調査（居住等の実態調査）を外部委託やRPAを活用して令和4年度から継続して実施した。 ○ 複数の地域金融機関等との住宅ローンの不適正利用に関する情報交換により、不適正利用の発生状況や防止策に係る情報収集を行った。 （証券化支援事業における住宅ローン債権に係る融資対象住宅の融資後の状況の把握等に関する会計検査院からの是正処置要求及び意見表示への対応） ○ 令和4年度に、会計検査院から、平成29・30年度に融資が実行されたフラット35に係る買取債権のうち中古マンションに係るものについて、債務者が自ら居住していない等要件に適合していない債権（56件）が見受けられたため、これらの債権について債務者に対して融資要件に適合するよう必要な対応を執らせ、債務者が必要な対応を執ることができない場合には全額繰上償還の請求等の必要な措置を講ずるよう是正の処置が要求された。また、買取債権について融資後の状況調査を行う内部規定がないことや債務者が正当な理由なく機構の実施する調査等に応じない場合の措置の規定がないことにより、必要な措置を講じることが難しい状況となっていたことから、融資対象住宅の融資後の状況の把握が適切に実施され、買取債権が継続して要件に適合したものとなるように、融資後の状況調査を行うことの規定化及び体制の整備に加えて、セカンドハウスについてはその特質を踏まえた調査をするための方策等を講じるべきとの意見表示がなされた。 機構は、会計検査院からの是正処置要求及び意見表示を重く受け止め、是正等の取組を実施した結果、是正の処置が要	
--	--	--	--	---	--

				求された56件の全件の対応を令和5年6月に完了した。このほか、意見表示に対する措置として、次の措置を講じた。 ① 令和4年9月30日に整備した居住実態調査に係る内部規定について、調査等に応じない債務者への対応方法を詳細に規定する等の一部改正を行った（令和5年6月）。 ② 担当者の増員（令和4年7月以降）、RPAの活用（令和4年12月から運用開始）に加え、外部委託の活用（令和5年10月以降）等により体制整備を行った上で、令和6年度においても居住実態調査を継続実施した。		
	⑫ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	⑫ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。		（調査・研究） ○ 証券化支援事業に係る制度・運用の見直し等に資するため、次のとおり社会経済情勢に対応した住宅ローン市場等に関する調査を行った。これらの調査研究結果は、プレスリリース等により広く発信することで、政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅関連事業者、マスメディア等にも活用されている。 ① 住宅ローン利用者等の実態調査 フラット35を含む住宅ローンの利用者及び利用予定者に対して、インターネットによるアンケート調査を実施し、住宅ローンの利用実態や金利タイプのニーズ等の調査結果を公表した（令和6年4月及び10月）。また、令和6年4月に実施した調査の結果を踏まえ、住宅ローン返済に関する負担感や不安、金利変動リスクや金利上昇時の対応等について補完調査を実施し、結果を公表した（令和6年5月）。 ② 高齢者の住まいに関する調査 外部有識者として大学教授に意見を伺いながら、健康や住まいに課題を抱える高齢者が住環境改善のために必要としているリフォームのニーズを具体的に把握する調査を実施した。 ③ フラット35利用者調査		

					フラット35利用者の属性や利用状況等の調査を実施し、分析した結果を公表した。 ④ 業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移 住宅ローンを取り扱う金融機関等に調査を実施し、業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高を公表した。 ⑤ 住宅ローン貸出動向調査 住宅ローンを取り扱う民間金融機関にアンケート調査を実施し、住宅ローンの取組姿勢、営業戦略、取扱商品、審査、リスク、証券化の動向等について調査結果を公表した。 ○ これらの調査・研究結果については、プレスリリースに加え、生活経済学会第40回研究大会テーマ別分科会への学会報告、季報「住宅金融」（2024年度春号・夏号・秋号・冬号）や「木材情報」（2024年6・12月号、2025年3月号）、「週間金融財政事情」（2024年4月23日号）、「CRI」（2025年2月号）、「住宅」（2025年5月号）、「住宅ローンアドバイザー通信」への寄稿等を行うことで、政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅関連事業者、金融機関、マスメディア等への情報発信を行った。 （制度・運用の見直し） ○ 住宅政策上の必要性、民間金融機関のニーズ等を踏まえ、次の制度・運用の見直しを実施した。 ① 共働き世帯の増加やマイナス金利政策の解除等の足下の社会経済情勢の変化等を受けたお客さまニーズに対応するため、同一の融資対象物件に対して夫婦等がそれぞれ単独で借入れを行うことのできるペアローン制度をフラット35に創設した（令和6年10月）。 【再掲】 ② 住宅価格上昇、金利環境の見通しの変化等により、若年層や子育て世帯を	
--	--	--	--	--	--	--

					中心に価格面で有利な既存住宅のニーズが高まっている状況を踏まえ、フラット35において一定の品質が確保された既存住宅を安心して取得できる環境を整備するため、物件検査の内容を整理し、当該物件検査を実施した既存住宅について金利引下げ（5年間年▲0.25%）を行う「フラット35中古プラス」を創設することを決定した（令和7年4月制度開始）。【再掲】 ③ 多様なリフォーム工事が実施されている実態から、フラット35リノベにおける工事費要件が利用を阻害する要因となっていることを踏まえ、工事費要件（Aプラン：300万円以上、Bプラン：200万円以上）を撤廃することを決定した（令和7年4月実施）。【再掲】 ④ 長期優良住宅と同様に30年以上の維持保全計画（長期修繕計画）を策定することに加え、修繕積立金の要件により当該計画の実行性が一層担保されている予備認定マンション及び管理計画認定マンションをフラット50の融資対象に追加することを決定した（令和7年10月実施予定）。【再掲】 ○ 災害リスクの高い区域における住宅の新築を抑制するため、次のとおり制度の見直しを実施した（令和6年10月）。 ① 災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域において住宅の建設又は購入をする場合をフラット35S及びフラット35維持保全型の対象外とした。 ② 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域若しくは地すべり防止区域において住宅の建設又は購入をする場合又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項に規定する公表の措置を受けている新築住宅に該当する場合をフラ	
--	--	--	--	--	---	--

				ット35子育てプラスの対象外とした。 ○ フラット35取扱金融機関、住宅関連事業者等のニーズを踏まえ、次の事項について、フラット35における運用改善を実施した(令和6年10月)。【再掲】 (1) 令和6年10月実施事項 ① 基幹システムへの金銭消費貸借証書自動作成機能の追加 ② 諸費用確認方法の合理化 ③ 源泉徴収票による収入の確認方法の追加 ④ 地役権等が設定されている場合の抵当権の設定に関する取扱いの見直し ⑤ 越境がある場合の取扱いの見直し ⑥ 借入申込書の記載項目合理化 ⑦ 新築住宅の現場検査における遠隔実施による検査（リモート検査）の導入 (2) 令和7年4月実施事項 ① 買取仮承認の有効期間を延長する場合の取扱いの見直し ② マイナポータルを活用した在籍確認方法の追加 ③ 住宅購入時の外構工事費の取扱い見直し ④ 住宅建設費及び住宅購入費の対象費用の見直し ⑤ 中古マンションにおける検査省略対象住宅の拡充 ○ 令和5年度に策定した長期ビジョン「住宅金融支援機構 Vision 2035」を実現するための具体的施策のひとつである「フラット35利用者向けの共通ポイントサービス」の導入を決定した（令和8年10月制度開始予定）。	
	⑬ 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方	⑬ 自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方		（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた住宅ローン利用者の返済継続支援） ○ 新型コロナウイルス感染症の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ	

		法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった住宅ローン利用者の返済継続を支援する取組を行った。 ○ 上記の取組については、機構ホームページ等を通じて周知するとともに、機構お客さまコールセンター、機構支店等の窓口において返済が困難となった住宅ローン利用者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和２年３月から令和７年３月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする買取債権の返済方法変更承認件数（累計）は9,982件、団体信用生命保険特約料の払込期限猶予承認件数（累計）は1,759件となった（団体信用生命保険特約料の払込期限猶予は、令和７年10月に取扱終了予定）。 ○ 令和２年12月１日に開始した新型コロナウイルス感染症の影響で返済が困難となった住宅ローン利用者に対する自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会作成。以下「自然災害ガイドライン」という。）について、令和７年３月末時点における買取債権の適用の申出の件数は105件、うち弁済計画が確定した件数は10件（いずれも累計）となった。 （自然災害により被災した住宅ローン利用者の住宅ローン返済継続支援） ○ これまでに発生した自然災害によって被災した住宅ローン利用者に対して、フラット３５取扱金融機関、地方公共団体をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談の案内等を行った。加えて、自然災害を理由とする返済方法変更（以下「災害特例」という。）や自然災		
--	--	---------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--

				害ガイドライン等の概要の周知を行った。 ○ 令和6年度中に自然災害ガイドライン適用の申出があった買取債権の債権数は3件となった（新型コロナウイルス感染症を理由とするものを除く。）。 （令和6年能登半島地震等への対応） ○ 令和6年9月の大雨被害を踏まえ、令和6年能登半島地震の被災地域である奥能登6市町（石川県輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町及び志賀町）の住宅ローン利用者へお見舞い状を送付した。 ○ フラット35取扱金融機関と連携し住宅ローン利用者の状況を把握するとともに、返済相談を行った。また、住宅ローン利用者の状況に応じて、災害特例や自然災害ガイドライン等の概要を説明し、これらの手続に従い適切な措置を講じた。		
⑥ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。	⑭ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図り、住宅ローン制度の構築・支援に関する協力や相手国の人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努める。	⑭ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、関係府省、我が国事業者等と連携・協力を図りながら、外国政府に対して住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案、住宅金融に関する人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努める。	⑭ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、関係府省、我が国事業者等と連携・協力を図りながら、外国政府に対して住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案、住宅金融に関する人材育成支援等のコンサルティング業務等を行うとともに、証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努める。	次のとおり、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）等に従い、外国政府機関、関係省庁、我が国事業者等との情報交換等を行った。その結果、指標「国内外の機関との情報交換や支援の回数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 （外国政府に対する各種提案等） ○ インドネシア共和国の公共住宅貯蓄管理庁（B P T a p e r a）と共催してインドネシア共和国政府・政府関係機関等向けにTOD※セミナーを実施した。 ※ T r a n s i t O r i e n t e d D e v e l o p m e n tの略で、公共交通機関の利用を前提とした効率的で持続可能な都市を開発する手法 （国内外の機関との情報交換や支援） ○ （一社）金融財政事情研究会が発行す		

	情報交換や支援の回数		じて得た知見を活用し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関との情報交換や支援に努める。 (指標：国内外の機関との情報交換や支援の回数)		る週刊金融財政事情に「急速な利上げで既存住宅の売買が低迷する米国市場」について寄稿し、掲載された。 ○ ベトナム社会主義共和国のハノイ市における住宅市場及び住宅政策等についてハノイ市人民委員会と情報交換を行った。 ○ ウクライナ住宅金融公社（U F H C）との間で、住宅金融を通じたウクライナの復興支援及び両国におけるアフォダブル住宅とサステナブルな住宅金融の発展を目的とした協力覚書を締結した。 ○ マレーシア国立抵当公社（C a g a m a s）を訪問し、マレーシアの住宅金融市場、国外での資金調達、イスラム金融等について意見交換を行った。 ○ （独）国際協力機構（J I C A）の要請を受け、「ザンビア国ルサカ都市圏総合開発計画策定プロジェクト」の一環の研修においてザンビア共和国の行政官向けに日本の住宅金融、住宅政策等について講義を行った。 ○ （一社）住宅産業研修財団が企画運営する「住宅産業の海外への進出」をテーマとしたシンポジウム（コミュニケーション・プラザ）において、「住宅金融支援機構における海外展開支援の取組み」について講演を行った。 ○ 国際住宅金融連合（I U H F）の要請を受け、第32回WORLD CONGRESSにおいて住宅金融を活用した耐震住宅の取得推進等を含む災害予防及び災害対応に関する取組について講演を行った。 ○ 米国政府抵当金庫（ジニーメイ）の幹部と米国の住宅市場と住宅金融市場について意見交換を行い、今後の関係強化を図った。 ○ 国土交通省住宅局の補助事業として、インドネシア共和国の第二次抵当公社（S M F）、B P T a p e r a、公共事業・住宅省（P U P R）、財務省及び国		
--	-------------------	--	---	--	--	--	--

					営貯蓄銀行（ＢＴＮ）向けに住宅金融に関する研修を実施し、各機関との連携の強化を図るとともに人材育成を支援した。このほか、「ベトナム社会主義共和国における住宅市場及び住宅金融に関する基礎的調査」を実施し、調査結果について、国土交通省住宅局主催の「住宅産業海外展開支援セミナー」で我が国企業向けに情報提供を行った。 ○ フィリピン国立住宅抵当金融公社（ＮＨＭＦＣ）を訪問し、住宅金融市場に関する意見交換を行った。 ○ （一社）国際住宅建築都市産業協会（ＪＵＢＨ）と共にインドを訪問し、現地政府機関・民間企業等との情報交換を行った。 ○ Ｃａｇａｍａｓからの要請に基づき、我が国の住宅金融等に関する研修を行った。 ○ パキスタン・イスラム共和国で開催されたアジア証券化機関連合（ＡＳＭＭＡ）の総会に参加し、我が国の住宅金融に関する情報提供及びＡＳＭＭＡ加盟国の住宅ローン二次市場の発展に向けた議論を行った。 ○ カンボジア王国で開催された第５回日・カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム会合に国土交通省住宅局とともに参加し、我が国の住宅金融等に関して意見交換を行った。 ○ ＵＦＨＣからの要請に基づき、ウクライナにおける住宅金融の発展に関するオンラインワークショップを開催した。 ○ 情報収集のため、第６回ＡＳＥＡＮスマートシティ・ネットワークハイレベル会合及び第９回日本・ベトナム建設会議にオンラインで参加した。 ○ ＩＵＨＦの要請を受け、「我が国における住宅金融を活用した災害予防、災害復興の取組」についてのレポートを寄稿し、「ＨＯＵＳＩＮＧ　ＦＩＮＡＮＣＥ	
--	--	--	--	--	---	--

					INTERNATIONAL WINTER 2024」に掲載された。 ○ 季報「住宅金融」において海外の住宅市場及び住宅金融、機構の海外業務の取組等に関するレポートを寄稿し、情報提供を行った。 ○ 国土交通省が主催するウクライナにおける国土交通分野のインフラ復興を支援する「日ウクライナ・国土交通インフラ復興に関する官民協議会」の設立会合に参加した。 ○ JICA課題別研修「持続可能な住宅・建築政策」において我が国の住宅市場及び住宅金融について説明した。 ○ カンボジア証券化委員会向けの住宅金融とMBSに関するワークショップにおいて、我が国の住宅金融に関する講演を行った。 ○ ベトナム宅建業協会（株）不動産投資促進コンサルティングセンターと両国における住宅市場・住宅金融に関する情報収集・調査での協力を目的とした覚書を締結した。 ○ JICAの要請を受け、「ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト」第4回本邦招へいプログラムにおいて、災害復興住宅融資、機構の東日本大震災の復興支援の取組等、住宅金融を活用した復興支援の取組について説明した。 ○ NHMF Cが主催する「住宅市場グローバルサミット」で我が国のグリーン住宅金融に関して講演を行った。 ○ ウクライナ経済省とUFHCが共催した住宅金融に関するフォーラムにオンラインで参加し、我が国の住宅金融に関して講演を行った。 ○ JUBH、（一社）海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）、海外不動産官民ネットワーク（J-NORE）、日本大使館及び在日外国大使館の会議等に参加（オンライン含む。）し、情報交換等を行った。また、我が国企	
--	--	--	--	--	---	--

					業からの要請により、海外の住宅市場及び住宅金融に関する情報提供を行った。		
--	--	--	--	--	--------------------------------------	--	--

4. その他参考情報							
・令和6年度の証券化支援事業における支出額（決算額）は、買取債権の取得による支出が当初想定に比べて減少したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた（予算額に対する決算額の増減：▲21.7%）。							

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－2	住宅融資保険等事業			
業務に関連する政策・施策	政策目標：Ⅰ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：Ⅱ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第3号並びに第2項第1号及び第7号	
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID：007279	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
定 量 目 標	リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓 発活動の実施回数	（計画値）	中期目標期間中に400回以上	—	60回	80回	100回	—
		（実績値）	—	—	105回	128回	189回	207回
		（達成度）	—	—	175.0%	160.0%	189.0%	—
	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ロー ンの取扱金融機関の新規参入	（計画値）	中期目標期間中に20機関以上	—	7 機関	5 機関	3 機関	1 機関
		（実績値）	—	7 機関 （令和２年度）	11機関	5 機関	3 機関	1 機関
		（達成度）	—	—	157.1%	100.0%	100.0%	100.0%
指 標	フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数		—	19,229件 （令和２年度）	17,612件	12,572件	8,056件	8,913件
	パッケージ融資への付保申請件数		—	52,051件 （令和２年度）	40,889件	27,290件	17,263件	13,571件
	リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数		—	1,162件 （令和２年度）	1,630件	1,777件	1,626件	1,474件
	リ・バース６０の認知度		—	—	10.0%	12.2%	15.3%	17.1%
	買取再販事業者向け融資への付保申請件数		—	187件 （令和２年度）	165件	186件	156件	162件
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度			
予算額（百万円）		16,297	28,840	20,700	43,130			

決算額（百万円）	33, 192	25, 747	26, 145	61, 431
経常費用（百万円）	4, 150	4, 512	4, 723	5, 321
経常利益（百万円）	8, 016	7, 750	7, 235	6, 191
行政コスト（百万円）	4, 150	4, 512	4, 723	5, 321
従事人員数（人）	63	62	49	47

注）住宅融資保険勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行うこと。	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する次の取組を行う。	＜評価の視点＞ ・民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する取組を行っているか。	＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：次のとおり、民間金融機関が住宅の建設等に必要な資金を円滑に供給できるようにするとともに、住宅確保要配慮者が家賃債務保証業者による保証を受けやすくなるよう、機構が保険引受という形でリスクを分担して支援する取組を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、「A」とした。	評定 A	＜評定に至った理由＞ 年度計画で定めた数値目標については、以下のとおり困難度の高い所期の数値目標を達成していることに加え、（３）～（６）の取組により所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
	① 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援すること。（指標） ・フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数 ・パッケージ融資への付保申請件数	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット３５及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。 （指標：フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数／パッケージ融資への付保申請件数）	① 民間金融機関による資金の融通を円滑にするため、証券化支援事業等と連動して実施する必要がある融資（フラット３５及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資）に対する付保を継続して行う。 （指標：フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数／パッケージ融資への付保申請件数）	＜定量目標・指標＞ 「２．主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり	（つなぎ融資・パッケージ融資への継続的な付保） ○ 住宅融資保険利用金融機関の希望額に応じて住宅融資保険契約を締結し、フラット３５及び災害復興住宅融資に係るつなぎ融資並びにパッケージ融資に係る住宅融資保険の付保を継続的かつ円滑に行った。その結果、指標「フラット３５に係るつなぎ融資への付保申請件数」及び「パッケージ融資への付保申請件数」は「２．主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 ○ 住宅価格上昇や日本銀行によるマイナス金利政策の解除等の足下の社会経済情勢の変化等を受けたお客さまニーズに対応するため、パッケージ融資の付保限度額の要件を「融資額が8,000万円以下、かつ、所要額の10割以下」に見直した。 ○ フラット３５取扱金融機関のニーズ等を踏まえ、長短金利差が拡大している中	○ 定量目標のうち「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」については、困難度が高い目標でありながら、個別事情に応じた丁寧な支援を実施した結果、目標値１機関に対して実績値は１機関（達成率100.0％）となり、着実に達成した。 ○ 各指標について、フラット３５の受理減少等の影響を受け、「フラット３５に係るつなぎ融資へ		（１） リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数は令和５年度時点で中期目標を達成。令和６年度は参考扱いではあるが、207回実施（第四期中期目標期間累計629回）した。 （２） 住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入は１機関（第四期中期目標期間累計20機関）となり、年度計画に定める目標を達成した（達成率100.0％）。なお、この目標については、前中期目標期間に困難度が高い目標水準として設定した定量目標（70機関）から更なる上積みを図る特に困難度が高いものであり、評価できる。

				にあっても金利変動リスクを緩和し、フラット35をお客さまの住宅ローン選択肢のひとつとするために令和5年度に時限的に創設したフラット35パッケージ（ミックスタイプ：パッケージ融資率5割～6割）について、この商品を取り扱う金融機関ではフラット35（買取型）の申請件数が974件（令和6年2月～令和7年1月）と対前年同期比185.2%で増加した機関もある等、効果が確認されたことから、令和7年度においてもこの商品を継続するとともに、保険料率水準は据え置くことを決定した。 ○ フラット35におけるペアローン制度の導入（令和6年10月）に当たり、ペアローンへのパッケージ融資及びつなぎ融資の取扱いを検討・決定し、フラット35取扱金融機関への説明、マニュアル整備等を行った。	の付保申請件数」及び「パッケージ融資への付保申請件数」は令和5年度を下回る実績に留まった。「リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数」の申請件数については、1,474件（対前年度比90.7%）と令和5年度に比べて若干の減少をしたものの、令和3年度から引き続き1,500件前後の申請件数を維持している。 ○ 「リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数」については、令和5年度において中期目標期間の目標値（400回）を達成し、令和6年度においては定量目標ではなくなったものの、リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境整備のため、令和5年度に引き続き地方公共団体、民間金融機関等と連携した住宅ローン利用者向けの説明会を開催等、精力的に取り組み、令和6年度において計207回の啓発活動を実施した。その結果、指標の「リ・バース60の認知度」についても徐々に上昇しており、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に寄与している。 ○ 住宅価格上昇や日本銀行によるマイナス金利政策の解除等の足下の社会	また、上記（1）・（2）に加え、機構は以下の取組を実施した。 （3） 令和6年能登半島地震における住宅被害を踏まえ、高齢者の住まいの耐震改修を促進するため、令和7年2月にリ・バース60耐震改修利子補給制度を創設した。 また、同制度が利用できる環境の整備のため、金融機関、地方公共団体、関連団体への説明会等により制度内容を説明するとともに、業務マニュアルを作成し、金融機関への通知を実施した。 （4） 住宅ローン金利の上昇を受けて、固定金利と変動金利のミックスローンの利用を推進するため、フラット35パッケージの付保限度額の制限の運用を見直した。また、保険料率調整を行い、制度見直し後の保険料率を据え置いた。 （5） リ・バース60初となる総合案内パンフレットを作成し、（一社）ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）による認証を取得。また、UCDAが主催する「UCDAアワード2024」において、当該パンフレットの情報量、レイアウト等が高齢者に配慮した見やすいデザ
② リバースモーゲージ型住宅ローンによる高齢者の住生活関連資金の供給を支援するとともに、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及のため、啓発活動を行うこと。（定量目標） イ 中期目標期間中におけるリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とする。（前中期目標期間実績（見込み）：346回） ロ 中期目標期間中における住宅融資	② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、中期目標期間の最終年度までに、住宅ローン利用予定者等に対するリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とするとともに、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とすること等により、リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境を整	② リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、住宅ローン利用予定者等に対するリバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動を実施するとともに、民間金融機関に新たにリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱いを働きかけ、参入に向けた取組を支援し、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を1機関以上とすること等により、リバ		次のとおり、リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及を図るため、定量目標「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を達成した。 （リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動・認知度向上の取組） ○ 機構支店等による啓発活動の実施に当たり、新任担当者向け研修会を開催し、「リ・バース60ハンドブック」に基づく行動の徹底、広告出稿時の注意点の解説等、新任担当者の知識の向上に努めた。 ○ リ・バース60の認知度及び理解度の向上を図るため、テレビCM、新聞広告、インターネット広告等において広告キャンペーンを実施した（令和6年6月、9月、11月及び令和7年1月）。また、東京都、愛知県及び大阪府の携帯電話		

	保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とする。（令和2年度実績（見込み）：5機関） （指標） ・リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数 ・リバース60の認知度	備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。 （定量目標） （指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数／リバース60の認知度）	ースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境を整備し、高齢者の住生活関連資金の供給を支援する。 （定量目標） （指標：リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数／リバース60の認知度）		販売店 412 店舗においてデジタルサイネージを実施した。 ○ 未参入金融機関に対する参入勧奨、住宅関連事業者に対するリ・バース60の説明等の啓発活動を計 207 回実施した。 ○ （株）みずほ銀行と連携し、シニア層の集客ニーズのある住宅関連事業者向けにWebセミナーを開催し、リ・バース60の制度説明を実施した。 ○ 次の住宅ローン利用予定者向けのセミナー等に参加し、リ・バース60の制度周知を行った（（）内は機構担当支店等）。 ＜主なセミナー等＞ ・広島市、（株）広島銀行及び機構主催「住まいの終活セミナー」（機構中国支店） ・（株）沖縄タイムス社・（株）タイムス住宅新聞社主催「沖縄トータルリビングショウ」（機構地域業務第一部） ○ これらの取組の結果、指標「リ・バース60の認知度」は、15.9％（令和6年4月）、17.1％（令和6年10月）と徐々に向上している。 （住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入に向けた取組） ○ 未参入の地域金融機関等に対して、機構各支店等が商品特性、収益性、高齢者のニーズ、活用事例、リ・バース60取扱金融機関の取組状況等を示すことで参入の働きかけを行った。関心を示した地域金融機関等に対しては、機構本支店で連携し、詳細な商品内容説明や当該地域金融機関等からの照会対応等の継続した取組を行った。 ○ リ・バース60取扱金融機関の裾野を広げ、ひいては空き家問題等の地域課題解決につなげるための取組として、（一社）全国信用金庫協会及び信金中央金庫	経済情勢の変化等を受けたお客さまニーズに対応するため、パッケージ融資の付保限度額の要件を「融資額が8,000万円以下、かつ、所要額の10割以下」に見直した。 ○ フラット35取扱金融機関のニーズ等を踏まえ、長短金利差が拡大している中にあっても金利変動リスクを緩和し、フラット35をお客さまの住宅ローン選択肢のひとつとするため、令和5年度に時限的に創設したフラット35パッケージ（ミックスタイプ：パッケージ融資率5割～6割）について、この商品を取り扱う金融機関ではフラット35（買取型）の申請件数が974件（令和6年2月～令和7年1月）と対前年同期比185.2％で増加し他機関もある等、効果を確認しており、令和7年度においてもこの商品を継続するとともに、保険料率水準は据え置くことを決定した。 ○ 高齢者の住まいの耐震改修を促進するため、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンによる耐震改修融資について、利子補給をすることにより、実質無利子又は低利子化を実現する「リ・バース60耐震改修利子補給制度」を創設した。	インであるとして高く評価され、「特別賞」（印刷物カテゴリ・パンフレット部門）を受賞するとともに、機構のユニバーサルコミュニケーションデザイン活動が高く評価され、「総合賞（ブロンズ）」を受賞した。 （6） 地方公共団体（※）、地域金融機関、機構支店の三者間で連携し、市民や市職員に対してリ・バース60の制度説明等を実施した。 ※大阪府茨木市、兵庫県三木市、広島市等 全体として、定められた数値目標を達成している。特に（2）については、前中期目標期間に難易度が高い目標水準として設定した定量目標（70機関）から、更なる上積みを図る特に困難度が高いものであり、評価できる。また、令和6年度におけるリ・バース60の認知度は17.1％（前年度比＋1.8％）となったほか、リ・バース60耐震改修利子補給制度が利用できる環境の整備を短期間で行った。これらを総合的に勘案し、「A」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「A」評価が妥当であるとの意見で一致した。
--	---	---	---	--	---	---	--

				と各信用金庫の取組状況等に関する意見交換を実施した。また、島根県に本店を置く地域金融機関のリ・バース60への参入実績がないことを踏まえ、信金中央金庫のネットワークを活用し、島根県においてリ・バース60の参入に興味を示している信用金庫を訪問し、リ・バース60の商品概要を説明した。 ○ 参入を検討している金融機関に対して、商品設計や事務手続に関する照会対応等を行い、住宅融資保険契約の締結に向けサポートした。 ○ これらの取組の結果、さがみ信用金庫がリ・バース60の新規取扱開始を決定した。なお、契約締結後は、事務処理品質の向上等のため、機構担当支店、機構審査部審査センター及び機構住宅融資保険部で協働し、さがみ信用金庫に対し、研修会を開催した。 (リバースモーゲージ型住宅ローンを利用しやすい環境整備に向けた取組) ○ リ・バース60取扱金融機関の営業店に対する勉強会等の開催や日々の推進における疑問点等の照会に丁寧に対応する等、リ・バース60の活用に向けた支援を行った。 ○ リ・バース60取扱金融機関に対して住宅融資保険業務の事務処理等に関する説明会を開催し、付保申請から完済までの事務処理のポイント等を解説した。 ○ 高齢者の住まいの耐震改修を促進するため、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンによる耐震改修融資(※)について、利子補給をすることにより、実質無利子又は低利子化を実現する「リ・バース60耐震改修利子補給制度」を創設した。 ※ 地方公共団体による補助の対象となる住宅の耐震改修費用に対する融資に限る。	制度創設に伴い、金融機関、地方公共団体、関連団体への説明会等により、制度内容を説明するとともに、業務マニュアルを作成し、リ・バース60取扱金融機関に通知した。 ○ リ・バース60初となる総合案内パンフレットを作成し、リ・バース60サイトに掲載した。当該パンフレットは、高齢者のお客さまがご覧になった際に「見やすいデザイン」となるよう作成し、機構が作成するパンフレットとしては初めて(一社)ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(UCDA)による認証(UCDAが第三者の公正な審査を経て、ユーザにとって見やすく配慮されたデザインであると認証するもの)を取得した。また、UCDAが主催する「UCDAアワード2024」において、リ・バース60総合案内パンフレットの情報量、レイアウト等が高齢者に配慮した見やすいデザインであるとして高く評価され、「特別賞」(印刷物カテゴリ・パンフレット部門)を受賞するとともに、機構のユニバーサルコミュニケーションデザイン活動が高く評価され、「総合賞(ブロン	外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・ リ・バース60の認知度が着実に向上し、国民への浸透が進んでいる点を高く評価したい。引き続き制度周知と理解度向上に取り組まれない。また、UCDAアワード受賞等の外部からの評価を得ている。 ・ リ・バース60耐震改修利子補給制度は良い試み。制度創設後、実際に金融機関窓口で取り扱いを開始できるように金融機関、地方公共団体等と連携し、迅速に対応したことは高く評価できる。高齢化の進展を背景に、今後も需要の拡大が期待される中、利用環境の整備や制度改善が継続的に図られていることは意義深い。 ・ 今後はリバースモーゲージ型住宅ローンの利用者が「出口(契約終了)」を迎える事例が増加することが見込まれる。契約終了時における住宅の処分・売却・活用等が円滑に行われるような仕組みの整備や支援体制の構築が、今後の重要課題であるとする。引き続き、制度の持続的運用に向けた取組を強化していただきたい。
--	--	--	--	--	--	--

				制度創設に伴い、金融機関、地方公共団体、関連団体への説明会等を開催し、制度内容を説明するとともに、業務マニュアルを作成し、リ・バース60取扱金融機関に通知した。 ○ リ・バース60初となる総合案内パンフレットを作成し、リ・バース60サイトに掲載した。当該パンフレットは、高齢者のお客さまがご覧になった際に「見やすいデザイン」となるよう作成し、機構が作成するパンフレットでは初めて（一社）ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）による認証（UCDAが第三者の公正な審査を経て、ユーザにとって見やすく配慮されたデザインであると認証するもの）を取得した。また、UCDAが主催する「UCDAアワード2024」において、リ・バース60総合案内パンフレットの情報量、レイアウト等が高齢者に配慮した見やすいデザインであるとして高く評価され、「特別賞」（印刷物カテゴリ・パンフレット部門）を受賞するとともに、機構のユニバーサルコミュニケーションデザイン活動が高く評価され、「総合賞（ブロンズ）」を受賞した。 ○ リ・バース60を利用しやすい環境整備を目的にリ・バース60サイトの更新（リ・バース60総合案内パンフレットへのアクセスボタンの常時表示、商品概要説明動画をページ上部に移動等）を行った。 ○ 今後の広報・広告の改善や周知ツールへの活用、啓発活動の参考等とすることを目的として、リ・バース60取扱金融機関の協力を得ながら、リ・バース60の利用者向けCSアンケートを実施した。 ○ これらの取組の結果、指標「リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。	ズ）」を受賞した。 ○ 地方公共団体が抱える課題やニーズを踏まえ、地方公共団体、地域金融機関等との連携のもと、リ・バース60を活用した地域課題解決のための取組を機構の各支店において実施する等、機構の強みであるステークホルダーとのネットワークを活用した取組を深化させ、住宅ローン利用予定者、地方公共団体、地域金融機関等から機構の取組について感謝の声が寄せられている。 ○ 高齢者の住まいに関する課題を把握するため、令和5年度に引き続き大学教授と共同で金融ジェロントロジーに関する調査研究を実施した。令和6年度の調査研究では、現在の住宅や健康状態に課題を抱える高齢者が、住環境改善のために必要としているリフォームのニーズを明らかにし、学会発表等を通じて広く発信した。 ○ そのほか、住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。	
--	--	--	--	---	---	--

					○ 民間金融機関におけるリバースモーゲージは、利用エリアを都市部及び当該民間金融機関の営業エリアに限定している商品もあるが、リ・バース60は取扱金融機関の増加により全国で利用可能となっている。令和6年度におけるリ・バース60の付保申請件数のうち、大都市圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県及び大阪府）以外の申込みは56.2%となり、都市部以外でも利用されている。		
	③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資等による住宅政策上必要な資金の供給を支援すること。 (指標) ・買取再販事業者向け融資への付保申請件数	③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。 (指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)	③ 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化等を図るために、買取再販事業者向け融資に係る住宅融資保険の付保を着実に実施する。 (指標：買取再販事業者向け融資への付保申請件数)		(買取再販事業者向け融資に係る取組) ○ 住宅融資保険利用金融機関からの制度及び手続に関する照会について迅速に対応した。 ○ 円滑な審査事務と手続日数の短縮に資するため、住宅融資保険利用金融機関と機構審査部門との間で必要書類や審査上の目線合わせを定期的に実施した。 ○ これらの取組の結果、指標「買取再販事業者向け融資への付保申請件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。		
	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行うこと。	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。	④ 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、信用リスクの管理等を適切に行いつつ、家賃債務保証保険業務を的確に行う。		(家賃債務保証保険業務に係る取組) ○ 家賃債務保証保険業務について、参入を検討している事業者からの照会に対して、資料提供等迅速に対応した。 ○ 次年度契約希望額の確認に際し、参入事業者に対して商品性等に関するアンケートを実施し、ニーズ等の把握を行った。 ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の改正により家賃債務保証業者の認定制度が創設され、当該認定を受けた家賃債務保証業者の保証に対する家賃債務保証保険を機構が実施することとされたことから、具体の制度内容の検討のため国土交通省及び家賃債務保証事業者から情報収集を行った（令和7年10月実施予定）。		

	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携しながら的確な回収に努めること。 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。	⑤ 保険金の支払審査を的確に行うとともに、保険金を支払った債権については民間金融機関と連携して的確な回収に取り組む。		(的確な保険金支払審査) ○ 保険金の支払審査を迅速かつ的確に行うため、次のとおり取組を行った。 ① 保険金支払審査項目について事前にチェックするシートを活用した迅速な審査の実施 ② 保険金支払請求後の進捗管理データベースの活用による進捗管理の徹底 ③ 保険金支払請求前の金融機関からの照会に対する必要書類・手続の案内 ○ これらの取組の結果、住宅融資保険利用金融機関から保険金支払請求を受理後、住宅融資保険約款に定められている支払期限30日以内を遵守しつつ、住宅融資保険利用金融機関からの要望を踏まえた支払日の設定を行うことで、円滑な支払業務を遂行した（令和7年3月末現在審査日数：5.8日）。 ○ 保険事故前の長期延滞債権について、令和6年度第2四半期に行った調査結果を踏まえ、令和6年度第3四半期において継続調査の必要な者を明示した上で、住宅融資保険利用金融機関へ調査依頼を行った。令和6年度第4四半期には第3四半期までの調査結果の分析を行い、住宅融資保険利用金融機関と連携を図りながら早期解決に向けた取組を行った。 (的確な回収) ○ 債権ごとの状況を住宅融資保険利用金融機関に確認し、機構から住宅融資保険利用金融機関へ各債権の状況に応じた措置方針を示すことにより、回収の促進に努めた。		
		⑥ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間	⑥ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、地域金融機関等のステークホルダーとの連携及び協力		(地方公共団体等のステークホルダーとの連携・協力強化) ○ 大阪府茨木市、北おおさか信用金庫及び機構近畿支店の三者間で締結した「茨木市における居住施策の推進に関する連携協定」に関して、職員のリ・バース60への理解度を向上させたいとの茨木市の要望を受け、北おおさか信用金庫と連		

		事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。	の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関わる施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。	携してリ・バース60の制度説明を実施した。 ○ 兵庫県三木市、（株）みなと銀行及び機構近畿支店の三者間で締結した「三木市における空家等の利活用及び発生抑制に関する連携協定」に関して、三木市からの要望を受け、三木市主催の市民向けセミナー「生涯学習講座」において、リ・バース60を活用した空き家等対策について説明を実施した。参加した市民からは「リ・バース60がリフォームにも適用されるのは良い」、「内容は難しかったが、自分が亡くなった時のために家族会議をしたいと思った」といった声が寄せられた。 ○ 兵庫県川西市、（株）池田泉州銀行及び機構近畿支店の三者間で締結した「空き家対策の推進に関する連携協定」に関して、川西市が主催する「空き家対策・生前整理セミナー」において、（株）池田泉州銀行と機構のブースを設置し、リ・バース60の相談会を開催した。 ○ 広島県広島市における空き家対策の促進のため、広島市、（株）広島銀行及び機構中国支店が連携して市民向け「住まいの終活セミナー」を開催し、「終活に活用できる60歳からの住宅ローン」としてリ・バース60の制度説明を実施した。その結果、セミナー後のアンケートにおいて、「持家の処分と活用等について見直す良い機会となった」等の声が寄せられた。また、同様のセミナーを広島県福山市と連携し、福山市においても開催した。 ○ 鳥取県が主催する「鳥取県戸建て住宅改修・流通活性化検討委員会」に委員として参加し、リ・バース60の仕組み、特徴、課題等について説明するとともに、地方公共団体におけるリ・バース60の活用事例（香川県高松市、大阪府茨木市及び鳥取県米子市）を紹介した。		
--	--	---	---	--	--	--

					○ リ・バース60耐震改修利子補給制度について、金融機関（※1）、地方公共団体（※2）、関連団体（※3）への説明会等により、制度内容を説明するとともに、業務マニュアルを作成し、金融機関に通知した。 ※1 令和7年度の制度改正事項の説明会に参加した57機関。（株）七十七銀行、（株）北陸銀行、（株）静岡銀行、（株）十六銀行、（株）百五銀行、（株）池田泉州銀行、（株）四国銀行、（株）西日本シティ銀行、（株）名古屋銀行、（株）徳島大正銀行、（株）高知銀行、浜松いわた信用金庫、新潟県労働金庫、中国労働金庫、四国労働金庫、日本住宅ローン（株）及び日本モーゲージサービス（株）に対しては個別に説明を実施 ※2 地方整備局のブロックごとに説明会を開催。また、仙台市、千葉県松戸市、横浜市、新潟県、新潟市、富山県、富山県富山市、石川県金沢市、静岡市、浜松市、静岡県三島市、岐阜県、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、京都市、香川県、香川県高松市、徳島県、愛媛県、愛媛県松山市、高知県、福岡県、福岡市、北九州市及び熊本県に機構役員等が訪問し個別に説明を実施 ※3 （一社）住宅生産団体連合会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）日本木造住宅産業協会、（一社）日本ツーバイフォー建築協会、（一社）全国住宅産業協会、（一社）不動産協会、（一社）全日本不動産協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（一社）不動産流通経営協会、（一社）リビングアメニティ協会、（一社）新都市ハウジング協会、（一社）JBN・全国工務店協会、（一社）住宅リフォーム推進協議会、（一社）マンションリフォーム推進協議会、（一社）リノベーション協議会、（一社）日本住宅		
--	--	--	--	--	---	--	--

				リフォーム産業協会、（一社）ベターライフリフォーム協会及び日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 ○ リ・バース60が地域課題の解決に寄与することを訴求するため、（一社）全国信用金庫協会が発行している機関誌「monthly信用金庫」令和6年10月号にリ・バース60を活用した信用金庫・地方公共団体との連携事例を紹介する記事を寄稿した。また、機関誌「monthly信用金庫」令和7年3月号に、リ・バース60耐震改修利子補給制度を紹介する広告を掲載した。 ○ リ・バース60取扱金融機関の裾野を広げ、ひいては空き家問題等の地域課題解決につなげるための取組として、（一社）全国信用金庫協会及び信金中央金庫と各信用金庫の取組状況等に関する意見交換を実施した。また、島根県に本店を置く地域金融機関のリ・バース60への参入実績がないことを踏まえ、信金中央金庫のネットワークを活用し、島根県においてリ・バース60の参入に興味を示している信用金庫を訪問し、リ・バース60の商品概要を説明した。【再掲】		
	⑦ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	⑦ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、民間金融機関等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行う。	（調査・研究） ○ 住宅融資保険等事業に係る制度・運用の見直し等に資するため、 高齢者の住まいに関する課題を把握することを目的に、令和5年度に引き続き大学教授と共同で金融ジェロントロジーに関する調査研究を実施した。令和6年度の調査研究では、現在の住宅や健康状態に課題を抱える高齢者が、住環境改善のために必要としているリフォームのニーズを明らかにし、次のとおり学会発表等を通じて広く発信した。 ① 生活経済学会第40回研究大会 ② 季報「住宅金融」（2024年度夏号） （制度・運用の見直し）			

					○ 住宅政策上の必要性、民間金融機関のニーズ等を踏まえ、次の制度・運用の見直しを実施した。 ① 住宅価格上昇や日本銀行によるマイナス金利政策の解除等の足下の社会経済情勢の変化等を受けたお客さまニーズに対応するため、パッケージ融資の付保限度額の要件を「融資額が8,000万円以下、かつ、所要額の10割以下」に見直した。【再掲】 ② フラット35におけるペアローン制度の導入（令和6年10月）に当たり、パッケージ融資及びつなぎ融資の取扱いを検討・決定し、フラット35取扱金融機関への説明、マニュアル整備等を行った。【再掲】 ③ 高齢者の住まいの耐震改修を促進するため、住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンによる耐震改修融資（※）について、利子補給をすることにより、実質無利子又は低利子化を実現する「リ・バース60耐震改修利子補給制度」を創設した。 ※ 地方公共団体による補助の対象となる住宅の耐震改修費用に対する融資に限る。【再掲】 ④ リ・バース60の商品性等に関する顧客説明（カウンセリング）について、リ・バース60取扱金融機関から非対面での実施方法の導入要望を受けたことを踏まえ、機構顧問弁護士に意見を求めた上、導入した。 ⑤ リ・バース60利用者の安否確認について、マイナポータルを活用した確認方法を検討し、調達手続を進めた。 ⑥ リ・バース60取扱金融機関の推進体制に関する支援策を検討し、令和7年7月から実施することを役員会で決定した。 ⑦ リ・バース60耐震改修利子補給制度の体制整備に関する支援策を検討し	
--	--	--	--	--	---	--

					、令和7年7月から実施することを役員会で決定した。 ⑧ フラット35取扱金融機関のニーズ等を踏まえ、長短金利差が拡大している中にあっても金利変動リスクを緩和し、フラット35をお客さまの住宅ローン選択肢のひとつとするために令和5年度に時限的に創設したフラット35パッケージ（ミックスタイプ：パッケージ融資率5割～6割）について、この商品を取り扱う金融機関におけるフラット35（買取型）の申請件数が974件（令和6年2月～令和7年1月）と対前年同期比185.2％で増加した機関がある等、効果が確認されたことから、令和7年度においてもこの商品を継続するとともに、保険料率水準は据え置くことを決定した。【再掲】		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
・令和6年度の住宅融資保険等事業における支出額（決算額）は、有価証券(債券)の取得による支出が当初想定に比べて増加したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた（予算額に対する決算額の増減：＋42.4％）。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	住宅資金融通等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：Ⅰ 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：Ⅱ 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：Ⅳ 水害等災害による被害の軽減 施策目標：11 住宅・市街地の防災性を向上する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人住宅金融支援機構法第13条第1項第5号から第11号まで、第2項第4号から第6号まで、第8号及び第9号並びに附則第7条第1項第1号及び第2項
当該項目の重要度、困難度	困難度：「高」（マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数）	関連する政策評価・行政事業レビュー	予算事業ID：007279

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定量目標	マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数	（計画値）	中期目標期間中に7,200組合以上	—	1,650組合	1,750組合	1,850組合	1,850組合
		（実績値）	—	6,966組合 （前中期目標期間）	1,704組合	1,841組合	2,737組合	3,592組合
		（達成率）	—	—	103.3%	105.2%	147.9%	194.2%
指標	国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数 注 基準値は令和3年度に相談等があった国が災害対策本部を設置する規模の災害に係る令和2年度の実績値		—	8,213件 （令和2年度）	3,991件	2,014件	1,517件	3,075件
	東日本大震災		—	1,505件 （令和2年度）	917件	465件	258件	267件
	平成28年熊本地震		—	2,707件 （令和2年度）	842件	430件	124件	118件
	平成29年7月九州北部豪雨		—	32件 （令和2年度）	16件	—	—	—
	平成30年7月豪雨		—	978件 （令和2年度）	288件	52件	41件	11件
	令和元年台風第15号及び台風第19号		—	2,014件 （令和2年度）	576件	94件	14件	14件

		令和２年７月豪雨	—	977件 (令和２年度)	1,325件	891件	268件	131件
		令和３年７月１日からの大雨	—	—	27件	6件	17件	5件
		令和４年台風第14号	—	—	—	76件	4件	—
		令和６年能登半島地震	—	—	—	—	791件	2,529件
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数		—	24件 (令和２年度)	12件	3件	6件	3件

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
予算額（百万円）	1,919,374	1,617,069	1,127,047	990,583
決算額（百万円）	1,612,234	1,520,513	1,066,156	1,174,401
経常費用（百万円）	167,189	152,523	142,081	136,953
経常利益（百万円）	135,782	115,617	133,479	95,158
行政コスト（百万円）	167,189	152,523	142,081	136,953
従事人員数（人）	356	347	341	336

注）財形住宅資金貸付勘定、住宅資金貸付等勘定及び既往債権管理勘定を合算した計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
					＜主要な業務実績＞	＜評定と根拠＞	評定 B
	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して次の取組を行うこと。 なお、取組に当たっては、民間金融機関等との適切な役割分担に留意すること。	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完する住宅資金融通事業については、丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を着実に実施する。併せて、これらの融資に関しては、民	住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するため、住宅資金融通事業においては丁寧な審査を行いつつ、各地域において地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、協働して被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に対する融資を行うとともに、民間金融機関等の業務状況を検証する	＜評価の視点＞ 住宅政策上重要でありながら民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を行っているか。 ＜定量目標・指標＞ 「２．主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり		＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完するための取組を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。 ○ 定量目標である「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」については、困難度が高い目標でありながら、マンション管理会社、マンション管理組合等に対して制度周知・活用促進の取組を精力的に行い、目標値1,850組合に	＜評定に至った理由＞ 年度計画で定めた数値目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 （１） マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数は3,592組合となり、年度計画に定める目標を達成した（達成率194.2％、第四期中期目標期間累計9,874組合）。なお、この目標については、マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数が低減傾向にあった中で、前中期目標期間の実績を大きく上回る水準として設定したものであり、困難度が高い目標。マンション管理適正化法

	間金融機関等の業務状況を不断に検証する。 また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。	。また、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業を通じて供給される住宅ローンに付随する団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施する。			対して実績値は3,592組合（達成率194.2％）となり、目標を大幅に上回った。 ○ 指標「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」については、令和6年能登半島地震の復興本格化に伴い増加している。また、東日本大震災や平成28年熊本地震等の過年度に発生した災害に関しても引き続き相談が寄せられており、被災者に寄り添った丁寧な対応に継続して取り組んでいる。 ○ 指標「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」については、地域の需要等を踏まえた対応を適切に行い、3件（対前年度比50.0％）の融資承認を行っている。 ○ 令和6年能登半島地震への対応として、令和5年度に引き続き組織を挙げて被災者の住まい再建支援に取り組んだ。特に被害が甚大であり復興まで期間を要することが見込まれる石川県とは特に密に連携し、石川県が作成する「石川県創造的復興プラン」への協力、「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」の共同作成を行うとともに、これまでの災害ケースマネジメント事例を石川県や被災	に基づく「管理計画認定マンション」を対象とした利率の上乗せ（+0.05%）を開始した令和5年4月以降、認定件数は大きく増加しており、管理組合によるマンションの適正な管理を推進する国の施策への貢献度が高い取組となっている。 また、上記（1）に加え、機構は以下の取組を実施した。
① 東日本大震災をはじめとして全国各地で頻発する自然災害からの復興を支援するため、発災時には災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により、被災者の継続的な返済を支援すること。 (指標) ・国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数	① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して電話、面談等による相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築し、災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により被災者の継続的な返済を支援する。 (指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)	① 自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して被災地における出張相談のほか電話、インターネットその他の通信手段を活用した相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築した上で災害復興住宅融資等を実施する。特に令和6年能登半島地震からの復興については、地域ごとの被害状況等を十分に踏まえ、被災者に寄り添った支援を実施する。 (指標：国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数)		(災害復興住宅融資等に関する相談対応) ○ これまでに発生した自然災害による被災者に対して、受託金融機関、地方公共団体をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら、現地相談会を開催する等の対応を実施した。 ○ 令和6年能登半島地震への対応として、被災した地域の実情を把握するとともに、次のとおり各地域のニーズを踏まえた対応を行った。 ① 発災直後に機構内に設置した「住まい再建支援本部」を令和6年度においても引き続き開催し、地方公共団体との連携状況、地域金融機関の受付体制等の整備、今後の取組等について情報共有を行った。また、被災地域ごとの復旧・復興の進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じた機構の具体的な取組、災害ケースマネジメント（※）による被災者支援の重要性等について確認した。 ※ 被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組		(2) 令和6年能登半島地震について、以下の取組を実施。 ・機構の復興支援の知見を生かし、被災地における災害復興住宅融資等の相談会、被災市町の地域支え合いセンター相談員に対する研修を実施するとともに、被災された方々の住まいの再建を支援するため、住宅の具体的なモデルプランとともに機構の災害復興住宅融資等の内容が掲載された「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」を石川県等と共同作成した。 ・日本郵政(株)、日本郵便(株)、(株)ゆうちょ銀行と「被災地域の早期復興に向けた連携支援に関する包括協定」を締結（令和6年5月）。同協定に基づき、石川県珠洲市、輪島市等の郵便局に災害復興住宅融資に関するチラ

					② 特に被害が甚大であり復興まで期間を要することが見込まれる石川県とは、次のとおり特に密な連携を実施し、災害ケースマネジメントへの積極的な参画を行っている。 ・ 石川県が「石川県創造的復興プラン」を作成するに当たり、平成28年熊本地震の復興プランを参考に機構が提案を実施した結果、機構提案内容である「市町や金融機関との連携」が盛り込まれた。 ・ 被災された方々に再建意欲を高めていただけるよう、住宅の具体的なモデルプランとともに機構の災害復興住宅融資等の内容が掲載された「いしかわ型復興住宅モデルプラン集」を石川県と共同作成した。 ③ 過去の自然災害発生時において機構が果たした役割を基に、石川県地域支え合いセンター（社会福祉協議会）に災害ケースマネジメントの概要を説明し、被災者の生活再建に向け、官民の枠を超えた連携の重要性を確認した。 ④ 現地相談会を石川県輪島市、七尾市等において開催した。開催に当たり、新聞広告及びグループコミュニケーションサービス「LINE」の石川県市町公式アカウントを通じて、現地相談会の開催等の情報を発信した。 ⑤ 「LINE」の機構公式アカウント（令和6年能登半島地震用）を開設し、現地相談会において登録の勧奨を行った。これにより、相談会の開催日程、災害復興住宅融資の融資金利、ローンシミュレーション等の情報を機構からプッシュ型で通知できる環境を整備した。 ⑥ 被災地域を担当する機構北陸支店以外の部署から現地派遣要員を選定し、機構職員17名を現地相談会に派遣し、組織を挙げての対応を行った。 ⑦ 被災者支援における弁護士会と機構	市町に紹介しつつ実施へと誘導し、機構自らも災害ケースマネジメントの活動主体として積極的に参画している。また、日本郵政(株)、日本郵便(株)及び(株)ゆうちょ銀行と「被災地域の早期復興に向けた連携支援に関する包括協定」を締結し（令和6年5月）、当該協定に基づき、石川県珠洲市、石川県輪島市等の郵便局に災害復興住宅融資に関するチラシを設置するとともに、珠洲郵便局において現地相談会を開催した。 ○ 令和6年能登半島地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興の支援を強化するため、令和6年度補正予算において政府出資金の措置を受け、今後増加が見込まれる災害復興住宅融資の事業量に対して必要な財務基盤を強化した。（令和7年1月）。 ○ グリーンリフォームローンについて、足下の工事費高騰や業界団体等からのニーズを踏まえ、融資限度額を500万円から1,000万円に増額することを決定した（令和7年10月実施予定）ほか、電子契約及びWeb申込サービスをリリースした（令和6年4月）。また、住宅ローン利用予定者の物件検査の負担軽減を図	シを設置するとともに、珠洲郵便局において相談会を実施した。 （3） 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）等の改正を受けて、マンション一棟リノベーション事業及び敷地売却事業に対する融資制度の創設を決定した（令和8年4月実施予定）。 （4） 子育て世帯向け省エネルギー賃貸住宅融資の制度改正について、子育て配慮賃貸住宅に対する子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の金利引下げ制度を創設した。また、融資対象外となる立地制限の対象区域に、災害危険区域のうち急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域を追加した（令和6年10月）。加えて、長期優良住宅供給促進のため、長期優良住宅である場合の金利引下げ幅を年▲0.2%から年▲0.3%に拡大することを決定した（令和7年10月実施予定）。 また、各住宅事業者の商品規格を把握し、子育て配慮賃貸住宅仕様へのグレードアップを金利引下げ制度と併せて本社（技術部門）・営業所のそれぞれに提案し、複数の住宅事業者において子育て配慮賃貸住宅に適合した仕様が整備され、普及促進に繋がった。加えて、新たに仕様を創設
--	--	--	--	--	---	--	---

				の連携強化を目的に、金沢弁護士会、富山県弁護士会及び福井県弁護士会向けに勉強会を開催し、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）が高齢者の住宅再建に有効な制度であること等を周知した。 ⑧ 新潟市や新潟弁護士会を訪問し、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）に関する情報提供や被災地の状況に関する確認を行い、連携強化を図った。 ○ 機構お客さまコールセンターでは、被災者の状況を丁寧に聴き取り、それぞれの状況に応じた相談対応を実施した。 ○ 日本郵政(株)、日本郵便(株)及び(株)ゆうちょ銀行と「被災地域の早期復興に向けた連携支援に関する包括協定」を締結した（令和6年5月）。当該協定に基づき、石川県珠洲市、石川県輪島市等の郵便局に災害復興住宅融資に関するチラシを設置するとともに、珠洲郵便局において現地相談会を開催した。 ○ これらの取組の結果、指標「国が災害対策本部を設置する規模の災害が起きた際の相談等の件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 （制度・運用の見直し） ○ 令和6年度において、長期金利や財政投融資の金利上昇を受けて災害復興住宅融資の貸付金利が上昇する中、住宅再建資金を低利で融資する制度意義を踏まえ、災害復興住宅融資の金利設定方法を見直した（令和6年10月）。 （災害復興住宅融資の申込受付） ○ 災害復興住宅融資の申込みを210件受け付け、適切に対応を行った。 （デジタル化の推進） ○ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のWeb申請フォームを構築するた	るため、機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等の会員事業者がリフォーム工事を実施する場合には、適合証明検査機関による物件検査に代えて、リフォーム事業者団体等が工事内容及び工事実施を確認することができる取扱いを創設した（令和6年4月）。この協定に関して、令和6年度においては、2団体と新たに締結した。 ○ 地方公共団体による密集市街地解消への取組を支援するため、まちづくり融資について、「地方公共団体の計画等で定めている密集市街地」及び「地方公共団体から機構融資での支援要請がある密集市街地」内にある老朽アパート等の建替え事業を融資対象に追加することを決定した（令和7年4月実施）。 ○ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）等の改正を受けて、マンション一棟リノベーションへの融資及び敷地売却事業に対する融資制度を創設することを決定した（令和8年4月実施予定）。 ○ 「子育て配慮賃貸住宅（安全性・防犯性・遮音性に優れた賃貸住宅）」	した大手賃貸事業者に対して、制度説明会を84回実施した。 （1）のとおり困難度が高いと定められた数値目標は達成しており、管理組合によるマンションの適正な管理を推進する国の政策に貢献している。加えて（2）～（4）の各取組において、政策実施機関としての役割を果たしていることから、これらを総合的に勘案して所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 該当なし ＜その他事項＞ 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・ 多くの指標において前年度を上回る成果を上げており、着実な実績を積み重ねている点は評価に値する。一方で、新規施策や構造的な変革は限定的であり、B評価は妥当と判断する。また、災害対応やマンション管理支援、グリーンリフォームローン等、各種金融商品による支援策が展開されているが、これらの施策が実際にどの程度の効果を上げているのか、利用者や地域に与えるインパクトの検証・分析が望まれる。今後は、単なる実施件数にとどまらず、成果の質的評価やフィードバックを踏
--	--	--	--	---	---	--

				め、要件定義、ベンダー調達等を開始した。 ○ 災害復興住宅融資Web申込サービスの利用促進のため、照会の多いアカウント作成や認証アプリについての説明動画を作成し、災害復興住宅融資Web申込サービス上で公開した。	の普及促進を目的として、住宅関連事業者の商品規格を把握し、子育て配慮賃貸住宅仕様へのグレードアップを金利引下げ制度と併せて住宅関連事業者の本社（技術部門）・営業所のそれぞれに提案することで、複数の住宅関連事業者において子育て配慮賃貸住宅に適合した仕様が整備され、普及促進に繋がった。 ○ 子育てグリーン住宅支援事業と子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の利便性向上のため、物件検査の一部共通化を行うとともに、大手賃貸事業者に対して子育てグリーン住宅支援事業と一体的な制度周知を行った。 ○ 「子育て配慮賃貸住宅（安全性・防犯性・遮音性に優れた賃貸住宅）」に対する子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の金利引下げ制度を創設した（令和6年10月）。 ○ 災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域において賃貸住宅の建設をする場合を子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の対象外とした（令和6年10月）。 ○ そのほか、住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。	まえた政策改善の仕組みの強化を期待したい。そのためにも、調査研究部門の充実や、大学・学会との連携を一層深めてほしい。 ・ 直接融資制度は、機構ないし住宅政策の意思を強く出せられるので、今後も制度の工夫に努められたい。証券化事業が対応できない分野を拡充することで、民間の補完を担えるのではないかな。 ・ マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数が3,592（達成率194.2%）と、目標を大きく上回る成果を上げたことは評価できる。マンション建て替え・大規模修繕等工事原価の値上がりを受けて今後さらに重要な政策課題となるため、今後ともKPI達成を継続して欲しい項目の一つである。
② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資等を実施するとともに、地方公共団	② 大規模な自然災害への予防を支援するため、地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事資金融資を行うと	② 住宅ローン利用者である被災者の継続的な返済を支援するため、当該被災者の状況に応じた災害特例等による柔軟な条件変更等を行うとともに、必要に応じて自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成27年12月自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会）等の適用を勧奨する等、適切な措置を講ずる。		（返済相談の実施） ○ 住宅ローン利用者である被災者に対して、受託金融機関をはじめとする関係機関と緊密に連携しながら返済相談を行った。返済相談においては、被災者の状況に応じて、災害特例、自然災害ガイドライン等の概要を説明し、適用の勧奨を行った。 （令和6年能登半島地震への対応） ○ 令和6年9月の大雨被害を踏まえ、和6年能登半島地震の被災地域である奥能登6市町（石川県輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町及び志賀町）の住宅ローン利用者へお見舞い状を送付した。 【再掲】 ○ 受託金融機関と連携し、住宅ローン利用者の状況を把握するとともに返済相談を行った。住宅ローン利用者の状況に応じて、災害特例や自然災害ガイドライン等の概要を説明し、これらの手続に従い適切な措置を講じた。 （返済方法変更等の実施） ○ 令和6年度中に自然災害ガイドライン適用の申出があった個人系直接融資債権の債権数は7件となった（新型コロナウイルス感染症を理由とするものを除く。）。 （自然災害発生に備えた体制整備支援） ○ 近時の受託金融機関における経営環境の変化（デジタル化・非対面化の進展や店舗の削減等）に対応し、受託金融機関が機構業務の受託を継続できるよう、災害復興住宅融資を含む機構直接融資の貸		

	体、地域金融機関等に対し、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援すること。 安全な住宅・住宅地の形成等の施策の実現に資するよう、耐震改修工事等に対するリフォーム融資を行うこと。また、住宅のエネルギー消費性能の向上に資するよう省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行うこと。	ともに、機構の災害復興支援の経験やステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援する。	、国、地方公共団体との連携等による周知を行うとともに、機構の災害復興支援の経験やステークホルダーとのネットワークを活かし、地方公共団体、地域金融機関等に対し、発災時における初期対応の情報提供を行う等、自然災害発生に備えた体制整備についての的確に支援する。	付手数料の引上げを決定した（改定時期は令和6年10月）。 ○ 内閣府主催の「令和6年度災害救助法等担当者全国会議」において、災害ケースマネジメントへの参画をはじめとした機構の災害復興支援の取組、災害復興住宅融資の制度等について説明した。また、内閣府の依頼を受け、内閣府が各地方公共団体災害担当部署に配布する被災者向けリーフレット『「住まい」と「生活」の再建に向けて』に災害復興住宅融資の制度内容を詳細に掲載した。 ○ （独）都市再生機構と連携し、山形県が主催する「住家被害認定業務研修」において、山形県内の地方公共団体職員を対象に機構の災害復興支援の取組等について説明した。 ○ 能登半島と同様に半島地域を抱える中国地方の地域金融機関5機関と情報交換会を開催し、能登半島地域の被災状況、災害発生時の機構の対応、大規模災害発生時の官民の枠を超えた連携の必要性等について説明するとともに、意見交換を実施した。		
		③ 地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。	④ 地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修工事に対するリフォーム融資を行う。	（耐震改修リフォーム融資の周知） ○ 内閣府主催の「令和6年度災害救助法等担当者全国会議」において、耐震改修リフォーム融資の制度等について説明した。 ○ 山形県主催の「住家被害認定業務研修」において、耐震改修リフォーム融資の制度等について説明した。 ○ 大手ハウスメーカーに対して、東京都の耐震化に関する助成制度を利用した事例と併せて、耐震改修リフォーム融資の制度等について周知した。 ○ 国土交通省が主催する「木造住宅耐震改修促進方策等検討会」に委員として参加し、耐震改修リフォーム融資の制度等も掲載した「木造住宅の安全確保方策マニュアル（令和6年8月）」の作成に協力した。		

					(制度・運用の見直し) ○ 耐震改修リフォーム融資について、住宅倒壊による人的被害を軽減させるため、耐震シェルター設置等工事の費用を融資対象に追加することを決定した（令和7年4月実施）。 (耐震改修リフォーム融資の申込受付) ○ これらの取組の結果、耐震改修リフォームの申込みを14件受け付け、適切に対応を行った。		
		④ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行う。	⑤ 住宅のエネルギー消費性能の向上を図るため、省エネ改修工事に対するリフォーム融資を行う。		(グリーンリフォームローンの周知) ○ グリーンリフォームローンの制度周知について、次のとおり取り組んだ。 ① 広報・広告の取組 ・ グリーンリフォームローン専用のホームページで制度説明を行ったほか、住宅関連事業者及び住宅ローン利用予定者向けに制度内容を周知するための資料を作成し、住宅関連事業者等と協力して周知を行った。 ・ 新聞広告、Webバナー広告等を行うことにより、広く周知を行った。また、「LINE」を用いてグリーンリフォームローンの借入金利を毎月配信した。 ・ 住宅ローン利用予定者からの照会内容を踏まえ、物件検査に関する分かりやすさの向上を目的として、適合証明検査機関ごとの検査手数料を一覧にまとめて機構ホームページに掲載した。 ② 金融機関、住宅関連事業者及び地方公共団体に対する制度周知 ・ 機構支店等において、地場住宅関連事業者等に対し、グリーンリフォームローンの制度内容等の周知を行った。 ・ (一社)発砲プラスチック建築技術協会及び東京土建一般労働組合の会員向けセミナーにおいて、制度説明を行った。		

				○ グリーンリフォームローンの電子契約及びW e b 申込サービスに関する事務手続がより分かりやすくなるように、W e b 版の手引きを金融機関向けに作成した（令和 7 年 3 月）。 （制度・運用の見直し） ○ 現場検査における遠隔実施による検査（リモート検査）を導入した（令和 6 年 4 月）。【再掲】 ○ グリーンリフォームローンについて、足下の工事費高騰や業界団体等からのニーズを踏まえ、融資限度額を 500 万円から 1,000 万円への増額を決定した（令和 7 年 10 月実施予定）。 （グリーンリフォームローンの申込受付） ○ 借入申込書の作成を支援する「借入申込書作成ページ（申込書作成支援ツール）」をインターネット上で公開し、借入申込件数のうち当該ツールを利用した案件の割合は 26.6%となった。 ○ 住宅ローン利用予定者の物件検査の負担軽減を図るため、機構と協定を締結したリフォーム事業者団体等の会員事業者がリフォーム工事を実施する場合には、適合証明検査機関による物件検査に代えて、リフォーム事業者団体等が工事内容及び工事実施を確認することができる取扱いを創設した（令和 6 年 4 月）。また、令和 6 年度に、次の団体と新たに協定を締結した。【再掲】 ・ （一社）日本住宅リフォーム産業協会 ・ （一社）J B N ・全国工務店協会 ○ これらの取組の結果、グリーンリフォームローンの申込みを 67 件受け付け、適切に対応を行った。 （デジタル化の推進） ○ グリーンリフォームローンW e b 申込サービスの利便性を向上させるため、基		
--	--	--	--	---	--	--

					幹システムとの相互自動連携、金銭消費貸借契約証書自動生成等の機能拡充、審査事務の一部自動化について、令和7年4月リリースに向けた対応を進めた。 ○ グリーンリフォームローンW e b申込サービスの利用促進のため、操作説明動画を作成し、グリーンリフォームローンW e b申込サービス上で公開した。		
		⑤ 高齢者がバリアフリー工事、省エネ改修工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。 また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。	⑥ 高齢者がバリアフリー工事、省エネ改修工事、ヒートショック対策工事又は耐震改修工事を行う際に住宅ローンが利用できるよう高齢者向け返済特例制度の周知を図り、同制度の活用を促進する。 また、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、住宅確保要配慮者向け住宅に係るリフォーム融資を行う。		(高齢者向け返済特例制度の周知) ○ (一財) 高齢者住宅財団と共同で作成した高齢者向け返済特例制度の周知チラシを毎月更新の上、機構ホームページに掲載して周知を行った。 ○ リフォーム融資(高齢者向け返済特例)の申込みを10件受け付け、申込前のカウンセリングから適切に対応を行った。 (賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)の周知) ○ 令和6年10月に開催された賃貸住宅オーナー向けのイベントにおいて、東京都住宅政策本部と連携し、賃貸住宅リフォーム融資(住宅セーフティネット)のチラシを配布して周知を行った。		
	③ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行うとともに、マンション管理組合向け債券であるマンションすまい・る債の発行	⑥ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行う。	⑦ マンションの適切な維持管理や建替え・改修の促進のため、機構がこれまで培ってきたノウハウを活かし、地方公共団体、民間金融機関、マンション管理業界団体等と連携した取組を行う。		(マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会の取組) ○ 機構が主催する「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」の取組の一環として、高経年マンションの管理組合がマンションの将来を見据え性能向上工事を実施する場合の参考資料として、性能向上工事の留意点及び工夫点を取りまとめた冊子「性能向上工事を進める際の工夫点」の作成及び公表(令和6年12月)を行うとともに、マンション管理組合及び区分所有者を対象に開催したW e bセミナーにおいて当該冊子を配布することにより、マンション管理に関する啓発を行った。		

	を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援するほか、マンション共用部分リフォーム融資、まちづくり融資等による建替え等の支援を行うこと。 (定量目標) ・中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を7,200組合以上とする。(前中期目標期間実績：6,966組合)			(地方公共団体等と連携した取組) ○ 東京都のマンション施策会議に参加し、機構のマンション関連制度の説明を実施した。 ○ 機構各支店等において、地方公共団体(愛知県、山口県、大分県、仙台市、名古屋市、吹田市、岡山市、倉敷市、福岡市、杉並区、千代田区、墨田区等)及び関係団体(マンション管理士会等)主催のセミナーで機構のマンション関連制度の説明を実施した。 ○ 国土交通省が主催する「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」の委員として機構職員が参加した。 (関連団体等との連携に向けた体制整備) ○ (一社)日本マンション管理士会連合会主催「全国マンション管理士合同研修会」、(一社)建物調査診断受託センター(TJC)主催「マンション改修見える化セミナー」、(一社)クリーンコンサルタント連合会(CCU)主催「マンションにおける外部管理方式の課題セミナー」、(一社)日本マンション学会関東支部主催「マンション大規模再生工事と費用の準備セミナー」等、関係団体のセミナーに参加し、機構のマンション関連制度の説明を実施した。		
		⑦ マンションすまい・る債の発行を通じて修繕積立金の計画的な積立てを支援し、中期目標期間中におけるマンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を7,200組合以上とするとともに、大規模修繕工事等に対するマン	⑧ 修繕積立金の計画的な積立てを支援するためマンションすまい・る債を発行する。マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数については、918組合以上で中期目標に定められている「7,200組合以上」を達成するが	次のとおり、マンションすまい・る債の周知等により、定量目標「マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数」の達成に尽力した結果、実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、定量目標を大きく上回った。 (マンションすまい・る債の推進) ○ 東京都下の主なマンション管理会社を個別に訪問し、マンションすまい・る債の募集概要、手続の留意事項、マンションすまい・る債のWeb申込サービス(令和7年1月から利用開始)及びマンシ		

		ション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。 (定量目標)	、引き続きマンションすまい・る債の活用を促進し、1,850組合以上を目指す。併せて、マンション共用部分リフォーム融資を行うことで、マンションの適切な維持管理や改修の促進を図る。 (定量目標)		ション共用部分リフォーム融資について周知を行うとともに、更なる利用向上に向けて商品性、手続等に関するニーズをヒアリングした。 ○ 過年度において応募が募集期間の後半に集中している特徴があるマンション管理会社を改めて訪問し、応募手続に漏れないよう注意喚起を行うとともに、その他の主なマンション管理会社、地方部のマンション管理会社、（一社）マンション管理業協会及び（一社）日本マンション管理士会連合会に対しても注意喚起を行った。 ○ 応募期間終了後は、東京都下の主なマンション管理会社のうちマンションすまい・る債の利用実績が多い14社に対し、積立手続における改正事項の説明、積立手続漏れ防止の注意喚起及び更なる利用向上に向けたニーズのヒアリングを行った。 ○ マンション管理会社に対し、マンション管理組合にマンションすまい・る債を紹介する際のポイントや留意点を説明する等、マンション管理会社担当者がマンション管理組合に案内や説明ができるよう支援した。 ○ マンション管理会社担当者のマンションすまい・る債及びマンション共用部分リフォーム融資に対する理解を促進するため、勉強会を開催した（11社16回）。また、勉強会の様子を撮影した動画が勉強会に参加したマンション管理会社のイントラネットに掲載された。併せて、機構のマンション管理会社向けハンドブック・共用部分リフォームとの一体型パンフレットについてもそのマンション管理会社のイントラネットに掲載された。 ○ マンションすまい・る債に係る商品説明と質疑応答を行うマンション管理組合向けのW e b 説明会を定期的を開催した（7回、16組合）。	
--	--	--	--	--	---	--

				○ 新聞社とのタイアップによるマンション管理組合向けWeb説明会を開催し、マンション管理組合役員及びマンション管理会社担当者約1,850名が参加した。 ○ (一社)マンション管理業協会本部の協力を得て、同協会の地方支部研修会において、機構制度の説明を実施した。 ○ マンションすまい・る債周知のため、インターネット広告、YouTube広告及び交通広告を実施した。また、令和6年度の応募結果等のプレスリリースを実施した結果、複数のメディアにおいて記事が掲載された。 ○ マンションすまい・る債のWeb申込サービスの開始に向け、マンション管理会社向け説明会を開催し、29社・400名超が参加した。 (マンションすまい・る債の活用) ○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、国債やSBよりも低利な資金調達ができるマンションすまい・る債を生かした資金調達計画を策定した。これにより、住宅資金貸付等勘定(住宅資金貸付等業務経理)においては、マンションすまい・る債で調達した資金を貸付原資に活用することで、調達コストの抑制・安定化を図った。 (マンションすまい・る債に関する制度・運用の見直し) ○ 適切な管理計画を有するマンションの普及を促進するため、民間団体の評価制度において一定水準の評価を取得した場合は、マンションすまい・る債に利率を上乗せすることを検討した(令和8年度募集分以降実施予定)。 (マンション共用部分リフォーム融資の周知) ○ (公財)マンション管理センターと連携し、マンション管理センターのメール		
--	--	--	--	---	--	--

					マガジンにおいてマンション共用部分リフォーム融資に係る案内を配信し、広く周知した。 ○ プレスセミナー等の継続的な情報発信を行った結果、新聞及び住宅専門誌に機構のマンション関連制度の記事が記載された。 ○ マンション政策を推進する地方公共団体を訪問し、機構のマンション関連制度を説明し、地方公共団体の施策との連携を図った。また、地方公共団体等と連携し、マンション管理組合向けセミナー等において機構のマンション関連制度の説明を実施した。 ○ (一社) マンション管理業協会支部、(一社) マンション管理士会支部等の勉強会で機構のマンション関連制度の説明を実施した。 ○ マンション管理組合及び区分所有者を対象にWebセミナーを開催し、機構のマンション関連制度について説明した。当該セミナーにおけるアンケートの回答者に対しては、「性能向上工事を進める際の工夫点」冊子を配付することにより、マンション管理に関する啓発を行った。また、朝日新聞に当該セミナーの採録記事が掲載された。 (マンション共用部分リフォーム融資に関する制度・運用の見直し) ○ 借入申込時の負担軽減等のため、機構の融資要件を満たす総会議案書等のひな形を作成し、マンション管理組合に配付した。また、申込時のミスを防ぐためのポイントをまとめたチラシを作成し、借入申込前の事前相談時等において配付した。 (マンション共用部分リフォーム融資の申込受付) ○ これらの取組の結果、マンション共用部分リフォーム融資(管理組合申込み)		
--	--	--	--	--	---	--	--

				の申込みを637件受け付け、適切に対応を行った。 ○ マンション共用部分リフォーム融資（区分所有者申込み）を4件受け付け、適切に対応を行った。 （デジタル化の推進） ○ マンションすまい・る債のWeb申込サービスをリリースした（令和7年1月）。		
	⑧ マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成や資金計画の策定等の事業支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。	⑨ マンションの建替え等の円滑化を図るため、関係権利者の合意形成、資金計画の策定等に関する初期段階からの支援を行うとともに、民間金融機関では融資が困難な事業初期段階等の局面において、マンション建替え等のプロジェクトに対するまちづくり融資を行う。		（マンションの建替え等の円滑化に係る支援） ○ 高経年マンションの建替えの促進等の政策を実現するため、事業の初動期段階から支援するまちづくり融資（短期事業資金）及びマンション建替後の高齢者の再取得資金の調達を支援するまちづくり融資（高齢者向け返済特例）について、住宅関連事業者等及び権利者向けに勉強会を計16回開催し、広く機構の融資メニューを周知した。また、住宅市街地整備推進協議会全国会議において、協議会会員に対してまちづくり融資の制度内容及び活用事例について紹介した。 （制度・運用の見直し） ○ まちづくり融資について、地方公共団体による密集市街地改善の取組を支援するため、「地方公共団体の計画等で定めている密集市街地」及び「地方公共団体から機構融資での支援要請がある密集市街地」内にある老朽アパート等の建替え事業を融資対象に追加することを決定した（令和7年4月実施）。 ○ まちづくり融資（長期事業資金）について、長期優良住宅供給促進のため、長期優良住宅である場合の金利引下げ幅を年▲0.2%から年▲0.3%に拡大することを決定した（令和7年10月実施予定）。 ○ 子育て配慮賃貸住宅（安全性・防犯性・遮音性に優れた賃貸住宅）に対するまちづくり融資（長期事業資金）について		

				、金利引下げの対象とすることを決定した（令和7年10月実施予定）。 ○ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）等の改正を受けて、マンション一棟リノベーションへの融資及び敷地売却事業に対する融資制度を創設することを決定した（令和8年4月実施予定）。（まちづくり融資の申込受付） ○ これらの取組の結果、まちづくり融資の申込みを次のとおり受け付け、適切に対応を行った。 ・ まちづくり融資（短期事業資金）10件 ・ まちづくり融資（高齢者向け返済特例）109件		
④ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行うこと。 （指標）	⑨ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。 （指標：サービス付き高齢者向け賃貸	⑩ 子どもを産み育てやすく良質な住宅や高齢者が健康で安心して暮らせる住宅の整備等の施策の実現に資するよう、災害リスク等を踏まえた適切な立地への良質な住宅ストックの形成の観点に留意しつつ、新技術開発の動向等も踏まえ、省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともに、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。 （指標：サービス付き高齢者向け賃貸	（子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の推進） ○ 制度改正事項の周知のため、住宅関連事業者等のステークホルダーへの訪問、勉強会等を635件行った。 ○ 子育て配慮賃貸住宅の普及促進を目的として、住宅関連事業者の商品規格を把握し、子育て配慮賃貸住宅仕様へのグレードアップを金利引下げ制度と併せて住宅関連事業者の本社（技術部門）・営業所のそれぞれに提案することで、複数の住宅関連事業者において子育て配慮賃貸住宅に適合した仕様が整備され、普及促進に繋がった。 ○ 子育てグリーン住宅支援事業と子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の利便性向上のため、物件検査の一部共通化を行うとともに、大手賃貸事業者に対して子育てグリーン住宅支援事業の内容と併せて融資制度の周知を行った。 ○ 良質な賃貸住宅の普及を目指す住宅関連事業者と連携し、密集市街地の改善にも寄与する信託を活用した新たな融資スキームを構築することにより、賃貸住宅におけるZEH及び長期優良住宅の普及			

	・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数	住宅融資の融資承認件数)	住宅融資の融資承認件数)		等に貢献した。 ○ 令和6年10月に開催された賃貸住宅オーナー向けのイベントにおいて、機構ブースを設置し、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資等について個別に制度説明を実施した。 (制度・運用の見直し) ○ 子育て配慮賃貸住宅に対する子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の金利引下げ制度を創設した。また、融資対象外となる立地制限の対象区域に、災害危険区域のうち急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域を追加した(令和6年10月)。 ○ 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資について、長期優良住宅供給促進のため、長期優良住宅である場合の金利引下げ幅を年▲0.2%から年▲0.3%に拡大することを決定した(令和7年10月実施予定)。 (子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の申込受付) ○ 上記の取組の結果、子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の申込みを671件受け付け、適切に対応を行った。 ○ 保証機関と調整し、提出書類の簡素化、着工期限の見直し等の取組により、顧客利便性の向上を実現した。 (地域の需要等を踏まえたサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の実施) ○ 融資物件の運営状況を把握し、経営破たんや返済不能の防止を図るため、施設開設から融資完済までの間、事業のモニタリングを毎年実施している。 ○ 融資対象外となる立地制限の対象区域に、災害危険区域のうち急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域を追加した(令和6年10月)。		
--	---------------------------	--------------	--------------	--	--	--	--

				(サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数) ○ 上記の取組の結果、指標「サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資の融資承認件数」は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなった。 (デジタル化の推進) ○ 賃貸住宅融資の電子契約サービスをリリースした(令和6年4月)。また、Web申請フォームを令和8年1月にリリースするため、システム開発等を行った。		
	⑤ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。	⑩ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。	⑪ 証券化支援事業及び住宅資金融通等事業の対象となる住宅ローンの利用者が死亡した場合等に相続人に弁済の負担をさせることのないよう、団体信用生命保険業務を的確に行うこと。	(団体信用生命保険業務の的確な実施) ○ 団体信用生命保険加入者に対する加入継続の取組及び弁済について、次のとおり的確に実施した。 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により団体信用生命保険特約料の支払いが一時的に困難となった住宅ローン利用者に対して、払込期限の猶予を行った(令和2年3月から令和7年3月までにおける件数(累計)は1,759件)。また、令和7年10月31日までに当該猶予を終了する旨機構ホームページで案内した。 ② 令和6年能登半島地震等の災害により被災した住宅ローン利用者に対して、団体信用生命保険特約料の払込期限猶予を実施した。 ③ 保険事故発生に伴う弁済手続を遅滞なく実施した。 ○ 機構融資取扱金融機関から照会が多い事項を中心に、各機構支店等の管轄の機構融資取扱金融機関担当者会議において団体信用生命保険に係る事務について説明し、機構融資取扱金融機関において円滑な事務が実施できるよう取り組んだ。 (制度・運用の見直し)		

					○ お客さまニーズを踏まえたがん団信の創設等、団体信用生命保険に係る商品性改善の検討を開始した。 ○ 令和5年度に引き続き、持続的な団体信用生命保険業務実施のため、令和6年度決算において、証券化支援勘定等の他勘定等から保証協会承継業務経理に対して負担金を支出する他勘定等費用負担の実施を決定した。 (デジタル化の推進) ○ フラット35Web申込サービスと団体信用生命保険Web申込サービスのデータ連動を実現した(令和6年11月)。 ○ 団体信用生命保険Web申込サービスの利用促進のため導入金融機関に対する操作説明動画を作成し、配付した。		
	⑥ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生を抑制を図るなど、債権管理・回収を的確かつ効率的に行うこと。 廃止前の住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施すること。	⑪ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対する返済条件の変更等のきめ細やかな対応により新規の延滞発生を抑制を図るなど、債権管理・回収を的確かつ効率的に行う。	⑫ 既往債権管理業務においては、返済困難者に対して積極的にきめ細やかな返済相談を行い返済条件の変更に的確かつ柔軟に対応する等により新規の延滞発生を抑制に努めるとともに、長期延滞債権等については、担保不動産の任意売却等により、その削減に取り組む。		(個人系直接融資債権に係る管理回収) ○ きめ細かな返済相談等を通じて返済困難者の実情を把握した上で、個別に返済計画の策定等を行い、返済継続につなげることで新規の延滞発生を抑制した。 ○ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)の期限後も、法の趣旨を踏まえ、丁寧な対応に努めた。 ○ 高齢の返済困難者の住宅維持・生活維持支援を目的としたリバースモーゲージ型の返済方法変更(シルバー返済特例)について、機構職員自らがきめ細かなカウンセリングを行うことにより、的確かつ柔軟に対応した。 ○ カウンセリングの結果、返済方法変更等を行っても返済継続が困難である方に対しては、競売と比較して一般的に債務圧縮効果の高い任意売却を提案し、生活再建を支援した。 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料につ		

					いても払込期限を猶予する等、返済が困難となった住宅ローン利用者の返済継続を支援する取組を行った。 (事業系債権に係る管理回収) ○ 延滞の初期段階から個別債権ごとに実態の把握に努め、その内容を基に、措置方針の策定、進捗状況の管理等を行った。 ○ 自己査定業務の詳細査定対象債権については、物件状況や返済困難者の財務内容等を詳細に把握することによって、よりきめ細かな対応を実施した。 ○ 中小企業活性化協議会等が関与した事業再生計画への支援を行うとともに、経営者保証ガイドライン（平成25年12月経営者保証に関するガイドライン研究会作成）に基づく経営者からの債務整理の申出等に丁寧に対応した。		
		⑫ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第 156号）等に基づく賃貸住宅融資については、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるための取組を継続的に実施する。	⑬ 廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第 156号）等に基づく賃貸住宅融資について、借受者等に賃貸条件の制限を遵守させるため、借受者に対する賃貸条件の周知を行うとともに実態調査を実施し、違反が確認された場合は、その是正を働きかける等必要な対応を行う。		廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）に基づき貸し付けた賃貸住宅融資に関し、借受者であるオーナーが賃借人から礼金や一定以上の敷金を受領しない等の法令上の制限（以下「賃貸条件制限」という。）に違反する状況を会計検査院から指摘されたことを重く受け止め、次のとおり是正等の取組を実施した結果、違反が判明した案件39件全件の是正等の対応を令和4年度末に完了している。 (借受者に対する賃貸条件制限の周知) ○ 旧公庫融資借受者あてダイレクトメール発出を行い、同ダイレクトメールに不動産管理会社向けチラシを同封して借受者から不動産管理会社に渡してもらうよう依頼する等、効果的な周知を行った。 ○ 業界団体（（一社）全国賃貸不動産管理業協会、（公社）全国宅地建物取引業協会連合会、（公社）全日本不動産協会及び（公財）日本賃貸住宅管理協会）に対し、会員あて賃貸条件制限の周知を依頼するとともに、業界団体の協力を得て		

					、会員事業者向け広報誌への広告掲載及びメールマガジンの配信を実施した。 ○ 令和３年度に機構ホームページの重要なお知らせ欄に掲載した賃貸条件制限の内容について、借受者に対する賃貸条件制限を継続的に周知する観点から、トップページの重要なお知らせ欄に再掲した。 （賃貸条件制限違反の実態調査） ○ 令和６年度の実態調査を適正かつ円滑に行うことができるよう、調査実施前に機構支店担当者向け説明会を複数回に分けて開催し、丁寧に説明した。 ○ 機構本支店間で実態調査に係る情報共有を行うとともに、随時機構本店が確認・補足を行う等、機構本支店が連携して実態調査を行うことができる環境を整備した。 ○ 令和６年度においては、30件の実態調査を実施し、違反が判明した場合は、直ちに借受者又は不動産管理会社に是正を依頼する等、必要な措置を講じた。 （経営層への報告） ○ 機構支店等における実態調査の実施状況のモニタリングを行い、半期ごとに取組状況を取りまとめ、役員会に報告を行った。 なお、当該取組状況は主務省にも報告を行っている。		
	⑦ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行うこと。	⑬ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。	⑭ 勤労者の計画的な財産形成を促進するため、財形住宅融資を的確に行う。		（財形住宅融資の実施）		
	⑧ 地域における政策課題の解決に向けた取組について、地方公共団体とより連携を深めるとともに、他府省	⑭ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、政府関係機関、地	⑮ 情報交換、会議の開催等を通じて地方公共団体とより連携を深めるとともに、官公庁、地域金融機関等の		（地方公共団体等のステークホルダーとの連携・協力強化）		
					○ 災害に関する取組 ① 内閣府主催の「令和６年度災害救助法等担当者全国会議」において、災害ケースマネジメントへの参画をはじめ		

	、政府関係機関、地域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力を強化すること。また、地域における政策課題の一つである空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行うこと。 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見直し等を行うこと。 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援すること。	域金融機関、住生活産業を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO等との連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関する施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。	ステークホルダーとの連携及び協力の強化に努めることで、地方公共団体等が行う住生活に関する施策分野における課題解決に向けた取組を支援する。	とした機構の災害復興支援の取組、災害復興住宅融資の制度等について説明した。また、内閣府の依頼を受け、内閣府が各地方公共団体災害担当部署に配布する被災者向けリーフレット『「住まい」と「生活」の再建に向けて』に災害復興住宅融資の制度内容を詳細に掲載した。【再掲】 ② 被災者支援における弁護士会と機構の連携強化を目的に、金沢弁護士会、富山県弁護士会及び福井県弁護士会向けに勉強会を開催し、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）が高齢者の住宅再建に有効な制度であること等を周知した。【再掲】 ③ 新潟市や新潟弁護士会を訪問し、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）に関する情報提供や被災地の状況に関する確認を行い、連携強化を図った。【再掲】 ④ （独）都市再生機構と連携し、山形県が主催する「住家被害認定業務研修」において、山形県内の地方公共団体職員を対象に機構の災害復興支援の取組等について説明した。【再掲】 ⑤ 能登半島と同様に半島地域を抱える中国地方の地域金融機関5機関と情報交換会を開催し、能登半島地域の被災状況、災害発生時の機構の対応、大規模災害発生時の官民の枠を超えた連携の必要性等について説明するとともに、意見交換を実施した。【再掲】 ⑥ 機構が政策研究大学院大学（GRIPS）に業務委託して実施する地方公共団体を対象とする短期研修「地域が抱える住まいとまちづくりの政策課題に対する金融の活用方法」において、受講者である地方公共団体の担当者に対し、機構の災害復興支援の取組、災害復興住宅融資の制度等について説明した。 ○ 高経年マンション対応に係る取組		
--	--	---	---	---	--	--

					① 機構が主催する「マンションの価値向上に資する金融支援の実施協議会」の取組の一環として、高経年マンションの管理組合がマンションの将来を見据え性能向上工事を実施する場合の参考資料として、性能向上工事の留意点及び工夫点を取りまとめた冊子「性能向上工事を進める際の工夫点」の作成及び公表（令和6年12月）を行った。また、マンション管理組合及び区分所有者を対象に開催したWebセミナーにおいて当該冊子を配布することにより、マンション管理に関する啓発を行った。 ② 東京都のマンション施策会議に参加し、機構のマンション関連制度の説明を実施した。【再掲】 ③ 機構各支店等において、地方公共団体（愛知県、山口県、大分県、仙台市、名古屋市、吹田市、岡山市、倉敷市、福岡市、杉並区、千代田区、墨田区等）及び関係団体（マンション管理士会等）主催のセミナーで機構のマンション関連制度の周知を行った。【再掲】 ④ 国土交通省が主催する「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」の委員として機構職員が参加した。【再掲】 ⑤ （一社）日本マンション管理士会連合会主催「全国マンション管理士合同研修会」、（一社）建物調査診断受託センター（TJC）主催「マンション改修見える化セミナー」、（一社）クリーンコンサルタント連合会（CCU）主催「マンションにおける外部管理方式の課題セミナー」、（一社）日本マンション学会関東支部主催「マンション大規模再生工事と費用の準備セミナー」等、関係団体のセミナーに参加し、機構のマンション関連制度の説明を実施した。【再掲】	
--	--	--	--	--	---	--

					○ 住宅政策課題解決への取組 ・ 子育て配慮賃貸住宅に対する金利引下げ制度の開始（令和6年10月）に伴い、少子化対策に取り組む東京都と、子育て世帯に対して住まいにおける子育てに配慮した優良な集合住宅を供給するため、都の「東京こどもすくすく住宅認定制度」と連携したプロモーションを開始した（令和7年2月）。		
		⑮ 空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、地方公共団体等と連携し、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行う。	⑯ 空家等の適切な管理及びその活用を促進するため、地方公共団体等と連携し、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報提供その他の援助を行う。		（空き家関連情報サイトによる情報提供） ○ 空き家等対策に資する民間金融機関の住宅ローン商品、地方公共団体の補助制度等の情報提供を目的として機構が開設した「空き家関連情報サイト」の運営を行っている。 ○ 国土交通省が主催する公営住宅等整備事業担当者会議において、空き家関連情報サイトを紹介し、利活用の促進を呼びかけた。 ○ これらの取組の結果、令和6年度末時点の空き家関連情報サイトにおける情報掲載機関（団体）数は、次のとおりとなった。 ・ 住宅ローン商品を掲載する民間金融機関数：91機関 ・ 補助制度を掲載する地方公共団体数：264団体 （空家に関する調査業務） ○ 民間金融機関における空き家等対策に資する住宅ローンの取扱状況、資金使途の実態等を把握するため、民間金融機関の協力を得てアンケート調査を行った。当該調査の結果をまとめた「住宅ローン貸出動向調査」は、機構ホームページに掲載し広く発信した。		
		⑯ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見	⑰ 社会経済情勢に対応した調査研究を行い、地方公共団体等のニーズや要望を踏まえつつ、制度・運用の見		（調査・研究） ○ 機構融資を含む住宅ローンの利用者及び利用予定者に対して、インターネットによるアンケート調査を実施し、住宅ローンの利用実態や金利タイプのニーズ等の調査結果を公表した（令和6年4月及		

		直し等を行う。	直し等を行う。		び10月）。また、令和6年4月に実施した調査の結果を踏まえ、住宅ローン返済に関する負担感や不安、金利変動リスクや金利上昇時の対応等について補完調査を実施し、結果を公表した（令和6年5月）。 ○ 令和5年度マンション総合調査結果を基にタワー型マンションの維持管理状況等について調査研究を実施し、季報「住宅金融」（2024年冬号）で情報発信を行った。 （災害復興住宅融資等に関する制度・運用の見直し） ○ 令和6年能登半島地震をはじめとする自然災害からの復旧・復興を支援するため、政府出資金の措置により、今後増加が見込まれる災害復興住宅融資の事業量に対して必要な財務基盤を強化した。（令和7年1月）。 （リフォーム融資（耐震改修工事）に関する制度・運用の見直し） ○ 住宅倒壊による人的被害を軽減させるため、耐震シェルター設置等工事費用を融資対象に追加することを決定した（令和7年4月実施）。【再掲】 （グリーンリフォームローンに関する制度・運用の見直し） ○ 足下の工事費高騰等を踏まえ、融資限度額を500万円から1,000万円へ増額することを決定した（令和7年10月実施予定）。【再掲】 （マンション共用部分リフォーム融資に関する制度・運用の見直し） ○ 借入申込時の負担軽減等のため、機構の融資要件を満たす総会議案書等のひな形を作成し、マンション管理組合に配付した。また、申込時のミスを防ぐためのポイントをまとめたチラシを作成し、借		
--	--	---------	---------	--	---	--	--

					入申込前の事前相談時等において配付した。【再掲】 (まちづくり融資に関する制度・運用の見直し) ○ まちづくり融資について、地方公共団体による密集市街地改善の取組を支援するため、「地方公共団体の計画等で定めている密集市街地」及び「地方公共団体から機構融資での支援要請がある密集市街地」内にある老朽アパート等の建替え事業を融資対象に追加することを決定した(令和7年4月実施)。【再掲】 ○ まちづくり融資(長期事業資金)について、長期優良住宅供給促進のため、長期優良住宅である場合の金利引下げ幅を年▲0.2%から年▲0.3%に拡大することを決定した(令和7年10月実施予定)。【再掲】 ○ まちづくり融資(長期事業資金)について、「子育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性・遮音性に優れた賃貸住宅)」を金利引下げの対象とすることを決定した(令和7年10月実施予定)。【再掲】 ○ 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)等の改正を受けて、マンション一棟リノベーションへの融資及び敷地売却事業に対する融資制度を創設することを決定した(令和8年4月実施予定)。 (子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資に関する制度・運用の見直し) ○ 「子育て配慮賃貸住宅(安全性・防犯性・遮音性に優れた賃貸住宅)」に対する子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の金利引下げ制度を創設した(令和6年10月)。 ○ 災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域において賃貸住宅の建設をする場合を子育て世帯向け省	
--	--	--	--	--	--	--

				エネ貸貸住宅融資の対象外とした（令和6年10月）。【再掲】 ○ 子育て世帯向け省エネ貸貸住宅融資について、長期優良住宅供給促進のため、長期優良住宅である場合の金利引下げ幅を年▲0.2%から年▲0.3%に拡大することを決定した（令和7年10月実施予定）。【再掲】 （団体信用生命保険業務に関する制度・運用の見直し） ○ お客さまニーズを踏まえたがん団信の創設等、団体信用生命保険に係る商品性改善の検討を開始した。【再掲】 ○ 令和5年度に引き続き、持続的な団体信用生命保険業務実施のため、令和6年度決算において、証券化支援勘定等の他勘定等から保証協会承継業務経理に対して負担金を支出する他勘定等費用負担の実施を決定した。【再掲】 （その他） ○ 近時の受託金融機関における経営環境の変化（デジタル化・非対面化の進展や店舗の削減等）に対応し、受託金融機関が機構業務の受託を継続できるよう、災害復興住宅融資を含む機構直接融資の貸付手数料の引上げを決定した（改定時期は令和6年10月）。【再掲】		
		⑰ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	⑱ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動に対応し、返済方法の変更等により、住宅ローン利用者の継続的な返済を支援する。	（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた住宅ローン利用者の住宅ローン返済継続支援） ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びこれに伴う金融庁等の政府要請を踏まえ、返済期間の延長や一定期間の返済額の軽減の返済方法変更メニューを用意したほか、団体信用生命保険特約料についても払込期限を猶予する等、返済が困難となった住宅ローン利用者の返済継続を支援する取組を行った。 ○ 上記の取組については、機構ホームページ等を通じて周知するとともに、機構		

					お客さまコールセンター、機構支店等の窓口において返済が困難となった住宅ローン利用者の相談に丁寧に対応している。 ○ この結果、令和2年3月から令和7年3月までにおける新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする直接融資債権（事業系を含む）の返済方法変更承認件数（累計）は10,462件となった（団体信用生命保険特約料の払込期限猶予は、令和7年10月に取扱終了予定）。 ○ 令和2年12月1日に開始された新型コロナウイルス感染症の影響で返済が困難となった方に対する自然災害ガイドラインについて、令和7年3月末時点における個人系直接融資債権の適用の申出の件数は89件、うち弁済計画が確定した件数は14件（いずれも累計）となった。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
・令和6年度の住宅資金融通等事業における支出額（決算額）は、定期預金の預入れによる支出が当初想定に比べ増加したこと等の理由により、予算額からの乖離が生じた（予算額に対する決算額の増減：+18.6%）。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標			達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
	一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに令和2年度比2.5%以上削減	—	—	—	—	▲2.5%	
		(実績値)	—	—	▲0.64%	1.26%	▲0.44%	▲2.59%	
		(達成度)	—	—	—	—	—	—	
	証券化支援業務に係る毎年度の経費率	(計画値)	中期目標期間の平均0.15%以下	—	—	—	—	0.15%	
		(実績値)	—	0.11% (令和2年度)	0.11%	0.10%	0.13%	0.16%	
		上段：単年度 下段：中期目標期間 間平均値		0.12% (前中期目標期間)	0.11%	0.11%	0.11%	0.13%	
		(達成度)	—	—	—	—	—	—	
	直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率	(計画値)	中期目標期間の平均0.52%以下	—	—	—	—	0.52%	
		(実績値)	—	0.34% (令和2年度)	0.34%	0.35%	0.36%	0.43%	
		上段：単年度 下段：中期目標期間 間平均値		0.39% (前中期目標期間)	0.34%	0.35%	0.35%	0.37%	
		(達成度)	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 業務改善の取組 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標を達成	1. 業務改善の取組 機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を	1. 業務改善の取組 機構は、「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を	<評価の視点> ・PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の	<主要な業務実績>	<評価と根拠> 評価：B 根拠：次のとおり、PDCAサイクルによる取組等を通じた業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改	評価	B <評価に至った理由> 年度計画で定めた数値目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。

	するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組むこと。	実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和2年3月26日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。	実施するに当たり、独立行政法人会計基準（令和3年9月21日改訂）を踏まえ、PDCAサイクルによる取組等を通じて、業務実績・活動の把握や成果の向上に向けた業務の改善及び業務の効率化に取り組む。	改善及び業務の効率化に取り組を行っているか。 ・目標の達成に向けて事業を実施するため、適切な経営資源の配分に努めているか。 ・調達等合理化計画に基づく取組が着実に実施できているか。 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に示された考え方の下、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげているか。 ・IT技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保したIT基盤の整備を行っているか。 ・デジタル化の計画的な推進、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上での保有データを活用したサービス提供等に努めているか。 <評価対象となる	（一般管理費の削減の取組） ○ 令和6年度の一般管理費について、第四期中期目標期間中に必要となる経費の執行見通しを考慮しつつ、支出実行時の当該支出に係る調達の必要性、実施内容、数量等の精査等を徹底した経費の執行に努めた。 ○ これらの取組の結果、評価対象となる指標「一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）」における令和6年度の実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、年度計画に定める目標を達成した。	善及び業務の効率化に向けた取組、適切な経営資源の配分、調達等合理化計画に基づく取組、役職員の士気を向上させる取組、デジタル化を推進する取組、機構保有データの活用したサービス提供等を実施しており、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。 ○ 評価対象となる指標である一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）並びに証券化支援業務及び直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率については、いずれも支出の必要性の精査等を行い適切な経費の執行に努めた結果、第四期中期目標期間における目標を達成した。 ○ 定性的な取組においても、次のとおり着実な成果を挙げている。 ① 第四期中期目標達成に向けた取組を着実に進捗させるため、令和5年度・6年度の取組状況を勘案した組織体制の強化を図るととも	（一般管理費） 目標「中期目標期間の最終年度までに令和2年度比2.5%以上削減」に対し、2.59%削減。 （証券化支援業務に係る経費率） 目標「中期目標期間の平均0.15%以下」に対し、中期目標期間の平均0.13%。 （直接融資業務に係る経費率） 目標「中期目標期間の平均0.52%以下」に対し、中期目標期間の平均0.37%。 その他の実績についても自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・ 長期ビジョンの実現に向けて、第五期中期計画等の内容を踏まえた中長期的なデジタル技術の活用の方向性を役職員間で共通認識化し、機構内外に示すため、「住宅金融支援機構デジタル戦略2035」を策定した。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・ 電力などの物価上昇の下であっても、事務費の見直しによりかつ業務に過度のストレスをかけるこ
	① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減すること。	① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減する。	① 一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費、業務運営上の義務的経費（効率化が困難であると認められるものに限る。）及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減するように業務の改善及び業務の効率化に取り組む。				
	② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努めること。	② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努める。	② 証券化支援業務に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の買い取った住宅ローン等の年間平均買取債権等残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努める。				

	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努めること。	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努める。	③ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率（事務関係費、債券発行関係費等の年度合計額の融資した住宅ローンの年間平均貸出債権残高に対する割合をいう。）について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努める。	指標＞ 「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり	（直接融資業務に係る経費率の低減の取組） ○ 直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る経費率について、支出実行時の当該支出に係る調達の必要性、実施内容、数量等の精査等を徹底した経費の執行に努めた。 ○ これらの取組の結果、評価対象となる指標「直接融資業務（既往債権管理勘定の既融資を除く。）に係る毎年度の経費率」における令和6年度の実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、年度計画に定める目標を達成した。	に、機構がパーパスとして掲げる「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在でありつづけるための経営基盤及び業務基盤の強化に向けた組織体制の整備を検討した。 ② 政府方針に基づく調達等合理化計画を策定し、その計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約する等の取組を行うとともに、令和5年度の調達等合理化計画について、実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会による点検を受けて公表した。 ③ 役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため導入した業績連動型賞与制度を実施した。 ④ 令和5年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について公表した。 ⑤ 副理事長をトップとする組織横断的なデジタル戦略本部において、国民、事業者等の負担の軽減・利便性の向上等に資するデジタル技術の活用を引き続き推進するとともに、長期ビジョン「住宅金融支援機構 Vision 2035	となく、一般管理費が計画値以下に抑制されたことは評価できる。 ・ デジタル戦略の推進として、「デジタル戦略本部」の設置や生成A Iの活用、業務改善に資する社内研修・啓発活動の実施は、今後の業務の質向上にも資する取組であり、先進的な試みとして評価したい。一方で、効率化の効果が利用者サービスの質や職員の業務負担軽減にどう結びついているかの見える化は今後の課題である。
	（2）適切な経営資源の配分 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて事業を実施するため、より効果的な組織体制の整備が行われるよう、適切な経営資源の配分に努めること。	2. 適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。	2. 適切な経営資源の配分 「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」を実施するため、適切な経営資源の配分に努め、より効果的な組織体制の整備を行う。		（効果的な組織体制の整備） ○ 令和7年度から開始する第五期中期目標期間において、機構をとりまく環境（長短金利差の拡大、住宅金融市場におけるDXの進展、大規模災害への対応等）に対応しつつ、将来の機構のありたい姿として策定した「長期ビジョン～住宅金融支援機構Vision 2035～」の実現に向けた組織体制の検討を進めている。令和7年度における主な組織再編の内容は次のとおり。 ① 機構内外の手続のデジタル化を戦略的に進める専門部署として「デジタル戦略部」を新設（令和7年10月） ② 機構直接融資担当部署等を再編し、機構直接融資の企画立案等を所管する「まちづくり融資部」、お客さま相談対応、機構直接融資の執行等を所管する「カスタマーサービス部」を新設（令和7年10月） ③ ステークホルダーの負担軽減等、住宅技術に関する総合的なサポートを行う部署として「技術総合サポート部」を新設（令和7年10月）		

				④ 「広域金融機関業務部」及び「広域法人業務部」を次のとおり再編（令和7年4月） ・ 両部のフラット35推進部門を統合し「広域営業部」を新設 ・ 両部の債権管理部門を統合し「広域債権管理業務部」を新設	
（3）調達方法の見直し 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努めること。	3．調達方法の見直し 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努める。	3．調達方法の見直し ① 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、調達等合理化計画を監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検を受けた上で策定・公表する。また、前年度調達等合理化計画に関して、実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受けた上で公表する。	（令和6年度調達等合理化計画の策定） ○ 令和6年度調達等合理化計画について、契約監視委員会の点検を受けた上で策定し、公表を行った。 （令和5年度調達等合理化計画の自己評価） ○ 令和5年度調達等合理化計画に係る実施状況の自己評価を行い、契約監視委員会の点検を受け、公表を行った。	」の実現に向けて、第五期中期計画等の内容を踏まえた中長期的なデジタル技術の活用の方方向性を役職員間の共通認識とするとともに、機構内外に示す「住宅金融支援機構デジタル戦略 2035」の概要を決定した（令和7年2月）。また、業務効率化のため生成AIを導入し、本店所管部署であるCS・事務管理部からの生成AI活用に関する情報発信に加え、外部講師による活用方法に関する講義を実施する等、職員の積極的な活用を促した。 ⑥ 効率的かつ効果的な業務運営を行うために不断の見直しを行うべく、組織として重点的に取り組むテーマを定め、全社的にカイゼン活動を実施した。	
		② これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約について、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行うとともに、契約後にその妥当性について契約監視委員会の点	（競争性のない随意契約に係る公正性・透明性確保に向けた取組） ○ 令和6年度調達等合理化計画に基づき、競争性のない随意契約は、真にやむを得ないものに限り契約した。 ○ 公正性及び透明性を確保し、合理的な調達を推進する観点から、これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約を締結する場合は、機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行うとともに、契約後にその妥当性について契約監視委員会の点検を受けることとしているが、令和6		

			検を受ける。 ③ 一者応札・応募となった調達案件について、入札に参加しなかった事業者に対するヒアリング等を行った上で改善策を策定し、その妥当性について契約監視委員会の点検を受ける。 ④ 随意契約について、独立行政法人の随意契約に係る事務について（平成26年10月1日総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		年度は該当がなかった。 （一者応札等に係る公正性・透明性確保に向けた取組） ○ 一者応札・応募案件について、公告期間の延長、事業者ヒアリング結果の可能な範囲での反映等、公正性・透明性を確保した上で競争性を保つための改善方策を実施した。 ○ 一者応札・応募案件に係る改善方策については、契約監視委員会の点検を受け、機構の取組は妥当である旨の評価を得た。 （公正性・透明性を確保した合理的な調達） ○ 次のとおり、公正性・透明性を確保した合理的な調達のための取組を行った。 ① 予定価格が10万SDR以上の調達案件（新規の競争性のない随意契約については、10万SDR未満の案件を含む。）は、契約審査委員会において随意契約の理由の妥当性・参加要件の点検等を実施した。 ② 市場価格等の情報を幅広く収集し、適切な予定価格を設定した。 ③ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づく諸施策を踏まえた取組方針等を調達担当部署の職員に周知した。 ④ 不祥事発生の未然防止の取組として、官製談合防止に関する周知を職員向けに行った。 ⑤ 各部署が行う調達手続について、担当者が手続を正しく理解し適正に対応できるよう、調達手続に関する担当者向け説明会を計7回開催した。	
--	--	--	--	--	---	--

	（４）人件費管理の適正化 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげること。 また、国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努めること。	４．人件費管理の適正化 ① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。	４．人件費管理の適正化 ① 専門的な金融技術等、多様な金融サービスを適切に提供するために必要な能力を有する人材を確保し、定着させ、その能力を十分に発揮させることが必要であることに鑑み、国家公務員、民間企業、他の政策金融機関の給与水準等を考慮しつつ独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に示された信賞必罰の考え方の下、法人の業務実績や役職員の勤務成績を給与等に反映することにより、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげる。		（業績連動型賞与制度等の実施） ○ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）の趣旨を踏まえ、役職員の士気を向上させ、より効率的な業務の実施につなげるため、業績連動型賞与制度及び勤務成績に応じた勤勉手当の支給を実施した。		
		② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。	② 国民の理解と納得が得られるよう給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表することにより、透明性の向上に努める。		（給与水準等の公表） ○ 令和５年度の役職員の給与水準及びその合理性・妥当性について、機構ホームページで公表を行った。		
	（５）デジタル化の推進 機構、委託機関等の業務運営の合理化	５．デジタル化の推進 機構、委託機関等の業務運営の合理化	５．デジタル化の推進 ① ＩＴ技術の高度化に対応し、金融		（ＩＴ基盤の整備） ○ ＩＴ基盤の整備を中長期的な情報戦略である第四期情報体系整備計画に従い、実行した。		

	及び効率化に資する I T 基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。また、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上で、保有データを活用したサービス提供等に努めること。 なお、I T 基盤の整備に当たっては、I T 技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準の確保に努めること。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	及び効率化を図るため、I T 技術の高度化に対応し、金融市場で業務を行う機関として必要な水準を確保した I T 基盤の整備を行うとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指して、書面・押印・対面手続の見直しに向けたデジタル化の計画的な推進、金融機関として十分なセキュリティ対策を講じた上での保有データを活用したサービス提供等に努める。 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	市場で業務を行う機関として必要な水準を確保した I T 基盤の整備を行うとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を図る書面・押印・対面手続の見直しに向けたデジタル化を推進するための計画等に基づき、着実に実施する。	○ スキャンデータ化された書類等を機構基幹システム等の顧客データと紐付けし、アップロード・ダウンロードすることで共有化できるファイル共有基盤をリリースした（令和 6 年 10 月）。 ○ 業務効率化に資する生成 A I を活用したシステムを構築することを目的とした A I 活用基盤について、令和 7 年 4 月のリリースに向けてテスト検証等を行った。 ○ 第五期中期目標期間における I T 基盤の整備について、中長期的な情報戦略である第五期情報体系整備計画を策定した。 （デジタル化の推進） ○ 副理事長をトップとする組織横断的なデジタル戦略本部において、国民・事業者等の負担の軽減・利便性の向上等を目的としたデジタル技術の活用の推進のため、テーマ 1（融資手続）・テーマ 2（事務の I T 化）・テーマ 3（債権管理）の分科会ごとに、第四期情報体系整備計画等を前提とする取組方針及び線表に基づき、要件定義等調達手続やシステム開発等を進めた。各分科会における取組内容はデジタル戦略本部全体会で議論するとともに、役員会へ報告を行った。また、長期ビジョン「住宅金融支援機構 Vision 2035」の実現に向けて、第五期中期計画等の内容を踏まえた中長期的なデジタル技術の活用の方向性を役職員間の共通認識とするとともに機構内外に示す「住宅金融支援機構デジタル戦略 2035」の概要を決定した（令和 7 年 2 月）。 ○ フラット 3 5 取扱金融機関の負担軽減のため、借入申込情報等から自動で金銭消費貸借契約証書を作成できるよう基幹システムの改修を実施した（令和 6 年 10 月）。【再掲】		
--	--	--	--	---	--	--

				○ 機構が提供する、フラット35の借入申込みをインターネット上で受け付けるフラット35Web申込サービスについて、導入を希望する15機関に対し操作研修を実施し、準備が整った2機関が、令和7年1月6日からお客さま向けにリリースした。【再掲】 ○ フラット35Web申込サービスと団体信用生命保険Web申込サービスのデータ連動を実現した（令和6年11月）。【再掲】 ○ 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のWeb申請フォームを構築するため、要件定義、ベンダー調達等を開始した。【再掲】 ○ グリーンリフォームローンWeb申込サービスの利便性を向上させるため、基幹システムとの相互自動連携、金銭消費貸借契約書自動生成等の機能拡充、審査事務の一部自動化について、令和7年4月のリリースに向けた対応を進めた。【再掲】 ○ 賃貸住宅融資の電子契約サービスをリリースした（令和6年4月）。また、Web申請フォームを令和8年1月にリリースするため、システム開発等を行った。【再掲】 ○ マンション共用部分リフォーム融資の電子契約及びWeb申込サービスをリリースした（令和6年4月）。 ○ マンションすまい・る債のWeb申込サービスをリリースした（令和7年1月）。【再掲】 ○ リ・バース60の借入申込情報等の電子提供化について、令和7年10月のリリースに向けたシステム開発等を行った。また、リ・バース60に係る審査自動化について、令和8年4月のリリースに向けたベンダー調達等を行った。 ○ フラット35の投資目的利用や住宅購入価格水増し等の不適正な申込みを検知し、不適正利用防止の審査態勢強化を実	
--	--	--	--	--	--

					現するため、A I 審査モデルを導入した（令和 6 年10月）。【再掲】 ○ 機構内の会計業務のデジタル化を実施した（令和 6 年10月）。 ○ 適合証明検査機関と機構がデータ連携し、適合証明情報を機構が一元管理するためのシステムの開発に向け要件定義の作成を進めた。 ○ デジタル技術を活用した機構直接融資の資金交付スキームの多様化について、実現に向けたニーズ確認、課題の整理及び対応方法の検討を進めた。 ○ 機構融資の利用者が住宅ローンの借入金残高の照会、繰上返済シミュレーション等をインターネットを通じて利用できるサービスを提供するシステムである住・My Noteに、団体信用生命保険への加入状況の確認機能をリリースした（令和 6 年10月）。また、任意の全額繰上償還に係るW e b 申請フォームをリリースした（令和 7 年 1 月）。 ○ 基幹システムと受託金融機関の自社システムとのA P I 連携を令和 7 年 9 月にリリースするため、連携を希望する金融機関との調整、システム開発等を行った。 ○ 住・My Note と家計簿アプリとのA P I 連携を令和 7 年 4 月にリリースするため、家計簿アプリの運営会社との調整、システム開発等を行った。 ○ 住・My Note の二要素認証機能の導入に伴うお客さまの操作手順の負担軽減を目的として、機構専用のワンタイムパスワード生成アプリを導入することとし、令和 7 年 10 月のリリースに向けた要件定義等を行った。 ○ 住宅ローン返済中の手続について、住・My Note を活用したW e b 申請や変更契約の導入に向けて、業務フローの整流化及びシステムの仕様について、取扱金融機関等へ説明を実施した。また、令和 7	
--	--	--	--	--	--	--

				年6月のリリースに向けてシステム開発等を行った。 ○ 業務効率化のため生成A Iを導入し、本店所管部署である機構C S・事務管理部からの生成A I活用に関する情報発信に加え、外部講師による活用方法に関する講義を実施する等、職員の積極的な活用を促した。		
			② 金融機関として十分なセキュリティ対策を講じつつ、機構が保有するデータを活用したサービス提供等に努める。	(機構が保有するデータを活用したサービス提供等) ○ 機構が保有するデータを基に作成した、建物規模、築年数等に応じたマンションの平均的な大規模修繕工事費用や今後40年間の修繕積立金負担額等を試算することのできるマンションライフサイクルシミュレーション～長期修繕ナビ～(以下「ML S」という。)に関して、足下の物価上昇等の影響をより精緻に反映させる見直しを行った。また、ML Sの活用促進を目的として地方公共団体が主催する相談会等で周知を行った。 ○ 内閣府主催の「令和6年度災害救助法等担当者全国会議」にて災害復興支援の取組や災害復興住宅融資について説明を行うとともに、大規模な災害における災害復興住宅融資の受理件数等のデータ提供を行った。 ○ 不動産、建設業界、金融業界におけるデータ活用を目的とし、機構が賛助会員として加入をしている(一社)不動産建設データ活用推進協会及び(一社)金融データ活用推進協会の定例会に参加し、他機関におけるデータ活用や生成A Iの活用事例について情報収集を行った。 ○ (一社)全国地方銀行協会等と連携し、フラット35の受理動向や不適正利用対応をテーマにした意見交換会を実施した。 ○ 内閣府地方創生推進事務局と連携し、連絡室員会議においてフラット35地域連携型の制度概要や地方公共団体との取		

					組事例を共有するとともに、フラット35利用者調査等のデータ提供を行った。 ○ 住宅ローン市場調査を実施し、調査結果をプレスリリース、業界紙への寄稿、講演等により広く提供した。各種調査結果は政府機関やシンクタンク等の研究機関、住宅関連事業者、民間金融機関、マスメディア等に活用されている。また、住宅ローン利用者の実態調査等の結果を用いて、情報発信及び知見獲得を目的に、政府機関やシンクタンク、民間金融機関、住宅関連事業者等（計 11 団体）と幅広く意見交換を行った。		
			③ デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。		（情報システムの適切な整備及び管理） ○ デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本方針」に準拠した第四期情報体系整備計画に基づき、情報システムの整備・管理を行った。 ○ 上記の方針に加えて、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和6年5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）も踏まえた上で、第五期情報体系整備計画を策定した。 ○ PMO（プロジェクトマネジメントオフィス）を設置し、第四期情報体系整備計画及び関連するデジタル化推進の計画に基づく開発中プロジェクトの進捗状況、プロジェクト管理等をモニタリングするとともに、潜在リスクへの対策を提言する等の支援を行った。また、対象プロジェクトの進捗状況等についてIT戦略委員会及び役員会に報告した。		
	6. カイゼン活動の実施	6. カイゼン活動の実施			（カイゼン活動の実施） ○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うために不断の見直しを行うべく、職員のカイゼン活動を奨励し、次の取組を実施した。 ① 各部署に設置したカイゼン活動リーダーとともに活動の推進に取り組んだ。 ② デジタル化技術を活用したカイゼン大会を実施することにより、職員に対		
	機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活動を引き続き奨励す	機構が効率的かつ効果的な業務運営を行うためには、業務に係る不断の見直しが欠かせないことを踏まえ、職員による自発的なカイゼン活動を引き続き奨励す					

		る。	る。		して業務のデジタル化の重要性・有用性を認識させ、取組意識の向上を図った。 ○ 事務ミス防止及び事務効率向上を目的として、事務プロセスの自動化、情報管理の向上及び情報共有に有効な情報のデジタル化を推進する取組を奨励した。 ○ カイゼンの好事例を横展開する観点から、次の取組を実施した。 ① 全カイゼン事例を掲載したデータベースの共有 ② カイゼン活動の定期レポートの発行及び好事例の全社向け周知の実施 ③ カイゼン大会における優秀事例の紹介及び外部有識者のコメント紹介		
--	--	----	----	--	---	--	--

4. その他参考情報
・特になし

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ											
評価対象となる指標				達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報	
定 量 目 標	証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高 の比率			(計画値)	2.2% (令和6年度のみ)	1.54% (令和2年度)	—	—	—	2.2%	
				(実績値)	—		1.67%	1.75%	1.92%	1.86%	
				(達成度)	—		—	—	—	118.3%	
	既往債権管理業務におけるリスク管理債権		前年度末比 削減率	(計画値)	4.3% (令和6年度のみ)	—	—	—	—	4.3%	
				(実績値)	—		—	—	—	16.41%	
				(達成度)	—		—	—	—	381.6%	
					残高		—	5,227.3億円 (令和2年度)	4,561.3億円	4,021.7億円	3,511.7億円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
							評価	
	健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入する。 リスク管理を徹底し、財務上の必要な措置を講じつつ国庫	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入する。 令和5年度決算において証券化支援勘定及び既往債権管理	＜評価の視点＞ ・健全な財務内容の維持に努めるとともに、住生活基本計画等で示された機構への政策的な期待・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入すること及び政策実施機関として求められる業務への有効活用に努めて	(健全な財務内容の維持) ○ 令和5年度決算において生じた利益については、証券化支援勘定及び既往債権管理勘定について、将来のリスク等に備えるために必要な額を積み立てた。また、残余の発生した既往債権管理勘定では、106億円の国庫納付を行った。 (政策的な期待・要請に対する経営資源の機動的投入) ○ 令和7年度から開始する第五期中期目標期間において、機構をとりまく環境（長短金利差の拡大、住宅金融市場におけるDXの進展、大規模災害への対応等）に対応しつつ、将来の機構のありたい姿	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：次のとおり、健全な財務内容の維持に努めるとともに、必要な経営資源の機動的な投入及び政策実施機関として求められる業務への有効活用、安定的な資金調達、MBS等の発行方針や決算情報等の積極的公開、各種リスクの的確な管理、保有資産等の見直しを実施しており、所期の目標を達成していると判断し、	評価	B ＜評価に至った理由＞ 年度計画で定めた数値目標については、以下のとおり所期の目標を達成していると認められる。 ・ 目標「証券化支援事業においては、買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を2.2%以内とするとともに、既往債権管理業務においては、リスク管理債権の残高を令和5年度末から4.3%以上削減する。」に対し、買取債権残高に対す

	結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用すること。	納付を適切に行うよう努めるとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。	勘定に利益が生じる場合には、令和6年度に適切に繰り越し、残余があれば期限内に国庫納付を適切に行う。また、リスク管理を徹底するとともに、各業務を効果的かつ効率的に行い、その結果として利益が生ずる場合は、その利益を活用して社会経済情勢の変化に対応した業務を試行的に実施するなど、政策実施機関として求められる業務に有効に活用する。	いるか。 ・MBSやSBの発行方針等を積極的に開示するとともに、安定的かつ効率的な資金調達に努めているか。 ・機構の各種リスクを的確に管理するとともに、リスク管理債権の削減等に努めているか。 ・一定の事業等のまとまりごとに決算情報等を公表しているか。 ・保有資産の見直しについて適切に取り組んでいるか。 <定量目標> 「2. 主要な経年データ」表の指標等欄記載のとおり	として策定した長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision 2035」の実現に向けた組織体制の検討を進めている。令和7年度における主な組織再編の内容は次のとおり。 ① デジタル化を戦略的に進める専門部署として「デジタル戦略部」を新設（令和7年10月）【再掲】 ② 機構直接融資担当部署等を再編し、機構直接融資の企画立案等を所管する「まちづくり融資部」、お客さま相談対応、機構直接融資の執行等を所管する「カスタマーサービス部」を新設（令和7年10月）【再掲】 ③ ステークホルダーの負担軽減等、住宅技術に関する総合的なサポートを行う部署として「技術総合サポート部」を新設（令和7年10月）【再掲】 ④ 「広域金融機関業務部」及び「広域法人業務部」について、次のとおり再編（令和7年4月）【再掲】 ・ 両部のフラット35推進部門を統合し「広域営業部」を新設 ・ 両部の債権管理部門を統合し「広域債権管理業務部」を新設 （利益の活用） ○ 令和6年度は、次の項目について新たに自主財源を活用している。 ① フラット35地域連携型（子育て支援）の金利引下げ ② 子育て配慮賃貸住宅に対する子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資の金利引下げ（令和6年10月） ○ 令和5年度に引き続き、次の項目について自主財源を活用している。 ① フラット35リノベ及びフラット35地域連携型（空き家等対策に資するものを除く。）の金利引下げ ② フラット35S（金利Bプラン（新築住宅））の金利引下げ	「B」とした。 ○ 評価対象となる指標である「証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」及び「既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高」については、その低減のため、延滞中の債務者に対して状況確認及び返済方法変更の提案を行うとともに、返済の継続が見込まない債務者に対して任意売却の提案を行う等、回収極大化のための取組を実施し、令和6年度年度計画に定める目標を達成した。 ○ 令和5年度決算において生じた利益については、証券化支援勘定及び既往債権管理勘定について、将来のリスク等に備えるために必要な額を積み立てた。また、残余の発生した既往債権管理勘定では、106億円の国庫納付を行った。 ○ 令和7年度から開始する第五期中期目標期間において、機構をとりまく環境（長短金利差の拡大、住宅金融市場におけるDXの進展、大規模災害への対応等）に対応しつつ、将来の機構のありたい姿として策定した長期ビジョン「住宅金融支援機構 Vision 2035」の実	るリスク管理債権の残高の比率は1.86%、既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高は令和5年度末比16.41%削減となり、年度計画に定める目標を達成した。 その他の実績についても自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・ 安定的な財務内容の維持に成功している。
--	--	--	---	--	--	--	--

				③ フラット３５Ｓ（金利Ｂプラン（既存住宅））の金利引下げ ④ フラット３５維持保全型の金利引下げ ⑤ フラット３５子育てプラスの金利引下げの一部 ⑥ フラット３５融資率９割超（平成22～24年度分）の金利引下げ ⑦ 住宅融資保険勘定における出資金不足相当額の積立金の活用 ⑧ まちづくり融資（長期事業資金）及びサービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資における省エネ性に優れた住宅（ＺＥＨ又は長期優良住宅）の金利引下げ ○ 令和７年度から、「子育て配慮賃貸住宅（安全性・防犯性・遮音性に優れた賃貸住宅）」へのまちづくり融資（長期事業資金）について、自主財源を活用した金利引下げの対象とすることを決定した（令和７年10月実施予定）。	現に向けて機構に期待される役割・要請に応えるため、必要な経営資源を機動的に投入した。 ○ 財務内容の改善の成果を政策実施機関として求められる業務への有効活用に取り組んだ。 ○ ＭＢＳやＳＢの発行方針等を積極的に開示するとともに、安定的な資金調達に取り組んだ。 ○ 一定の事業等のまとまりごとに決算情報等を公表した。 ○ 保有資産の必要性を検討し、保有する支店事務所の売却手続を実施した。
（１）安定的かつ効率的な資金調達 投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努めるものとし、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しないこと。	１．安定的かつ効率的な資金調達 ＭＢＳやＳＢ（一般担保債券をいう。）の発行方針及び発行計画並びにＭＢＳの担保となる住宅ローン債権に係る情報を積極的に開示するなど投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。	１．安定的かつ効率的な資金調達 ＭＢＳやＳＢ（一般担保債券をいう。以下同じ。）の発行方針及び発行計画、ＭＢＳの担保となる住宅ローン債権に係る情報をホームページ等で積極的に開示する等、投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。	（投資家への情報発信） ○ ＭＢＳやＳＢの発行方針及び発行計画について、ＩＲ活動を活用し、丁寧な情報発信を行った。 ○ ＭＢＳの担保となる住宅ローン債権に係る情報について、機構ホームページで適切に情報提供を行った。 ○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、令和６年度はＳＢを発行しないこととしたが、ＳＢの情報提供を希望する投資家に対して、将来のＳＢ発行再開を見据えてＩＲ活動を実施した。 ○ ＭＢＳの未償還残高総額の減少による繰上償還（クリーンアップコール）について、年２回の繰上償還（４月及び10月）をマーケットに影響を与えることなく着実に実施した。また、繰上償還を実施する予定のＭＢＳについては、事前に機構ホームページで予定回号等を公表するとともに、ＩＲ活動においても積極的に情報発信を行った。		

			い。		○ 令和6年7月に、令和6年度における機構の取組並びに令和5年度決算の概要等に関する「投資家向け説明資料」、「補足説明付き資料」及び「理事長メッセージ」を公表し、MBS等の発行状況、決算の情報、機構の長期ビジョン等について投資家に適時適切に発信した。また、証券会社が主催するWebセミナーを通じた合同形式でのIR活動に取り組み、投資家等に効率的かつ効果的に機構の情報を提供した。【再掲】 (安定的かつ効率的な資金調達) ○ 日本銀行によるマイナス金利政策の解除や政策金利の追加利上げの実施により、MBSがベンチマークとする10年国債金利が段階的に上昇する等、金利変動が大きい起債環境であったが、証券会社を通じて投資家需要をきめ細やかに把握し丁寧な対話に取り組んだことにより、発行額を上回る投資家需要を獲得し、スプレッドのタイト化を実現することができた。【再掲】 ○ MBS発行額が大幅に増加する月においては、発行額の平準化を戦略的に実施することにより、スプレッドをワイド化させることなく、安定的かつ効率的な資金調達を実現した。【再掲】 (財政融資資金に依存しない資金調達の実施) ○ 災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存することなく安定的に資金を調達した。		
	(2) リスク管理の徹底 ① 信用リスク、ALMリスク等を的確に管理することにより、民間金融機関並みのリスク管理の徹底を図る	2. リスク管理の徹底 ① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リス	2. リスク管理の徹底 ① 機構内に設置するリスク管理委員会等において、住宅ローン等の事業の特性を踏まえて、機構の各種リス		(各種リスクの管理) ○ 機構全体における信用リスク、市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスク等を的確に管理するために、機構内に設置した信用リスク管理委員会、ALMリスク管理委員会等において各リスク管理のPDCAを実践した。		

	こと。また、金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努めること。 なお、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実に行うため、必要な措置を講ずること。	クを的確に管理する。 また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。	クを的確に管理する。 また、各リスクを統合的に管理するために、網羅的なリスクの洗出し、モニタリング指標の設定等を行うとともに、これに基づくモニタリングを行い、認識された課題に適切に対応する。	(統合的リスク管理に関するモニタリング) ○ 各リスクを総体として捉える統合的リスク管理では、統合的リスク管理方針に基づき、個別リスク管理部署と連携しモニタリングを的確に実施し、役員会には、オペレーショナルリスクを含め各モニタリング指標の状況を毎月報告した。また、フラット35子育てプラス利用債権や令和6年能登半島地震における災害復興住宅融資に係る申込者属性等についても報告した。 (リスク量の年次モニタリングの実施) ○ 令和5年度末時点で各ポートフォリオが抱えるリスク量を信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクの別に計測した上で、これらを統合的に把握し、各リスク管理委員会及び役員会に報告した。 (気候変動リスクへの対応) ○ 物理的リスク※1及び移行リスク※2に係る機構財務等への影響を計測し、各リスク管理委員会及び役員会に報告の上、当該計測の結果を統合報告書等で報告した。 ※1 機構が保有する住宅ローン債権に係る担保物件が、気候変動による洪水の増加により、被災しき損した場合に機構が被る損失額 ※2 低炭素社会への移行に伴う政策や技術、消費者の嗜好変化等が経済主体に影響をもたらすリスク（機構では二酸化炭素排出価格の引上げ（炭素税の導入）や建築物のZEH基準の水準への適合義務化等の政策が導入された場合の影響を計測） (足下の市場環境等への対応) ○ 日本銀行の金融政策変更等による市場環境の変化及び足下の任意繰上償還の状況を踏まえ、期限前償還モデル及び金利モデルの見直しを含む、市場リスクの計測に係るパラメータ等を改正した。		
--	--	---	---	---	--	--

		② 金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。	② 金融検査マニュアルの廃止を踏まえ将来を見据えたリスク管理に取り組むとともに、外部の知見も活用し、リスク管理の高度化に努める。		(貸倒引当金の引当方法) ○ 令和5年度決算における貸倒引当金の引当方法について、会計監査人と協議を重ねた上で、信用リスク管理委員会で審議・決定し、役員会に報告した。また、令和6年度決算に向けて、貸倒引当金の引当方法の検証を行い、信用リスク管理委員会に報告した。 ○ 企業会計基準委員会が貸倒引当金の算定手法を含む「金融資産の減損」に関する基準の見直し（I F R S型基準への見直し）を行っていることを踏まえ、外部コンサルタントを活用し、機構における検討課題の洗出し等を目的としたギャップ分析を行った。また、機構における今後の対応方針等について、会計監査人と協議した。 (リ・バース60等に係る将来収支分析) ○ リ・バース60及び家賃債務保証保険について、令和5年度決算において、将来収支分析を行い、責任準備金の十分性を検証した。		
		③ 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行うとともに、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリングを行う。	③ 信用リスク等に対応するため、将来のデフォルト発生を適正な水準に抑えるよう与信審査を的確に行う。また、融資先のデフォルト率、住宅ローン債権の回収率等のモニタリング及び信用リスク等の計量化手法の充実を図りつつ、将来の損失発生見通し、必要な信用リスクプレミアム又は保険引受リスクプレミアムの水準等を計測		(モニタリングの実施) ○ 信用リスク等に対応するための確な与信審査を実施するとともに、仮承認案件及び実行案件の信用リスク等に係るモニタリングを四半期ごとに行い、その結果を信用リスク管理委員会及び役員会に報告した。 ○ 令和5年度末時点で各ポートフォリオが抱えるリスク量を信用リスク、市場リスク及びオペレーショナルリスクの別に計測した上で、これらを統合的に把握し、各リスク管理委員会及び役員会に報告した。【再掲】 (信用コスト等の設定等) ○ 令和6年度の債権属性、モニタリング結果等を踏まえ、フラット35（買取型）、フラット35（保証型）、住宅融資保険及び機構融資に係る令和7年度の信		

		することにより、必要に応じ、金利又は保険料率の見直しを行う。		用コスト等を設定し、審査方針を決定した。 ○ フラット３５（保証型）において保険料率区分を見直す金融機関について、足下のモニタリング結果等を踏まえ、保険料率を設定し、審査方針を決定した。 ○ 全期間固定金利リバースモーゲージ型住宅ローンの創設に当たり、リ・バース６０変動金利タイプの保険引受リスクの状況等を踏まえ、信用コスト等を設定し、審査方針を決定した。		
	④ ＡＬＭリスクについては、住宅ローン債権の証券化を進めること等によりの確に管理する。 特に、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、必要な措置を講ずる。	④ ＡＬＭリスクについては、住宅ローン債権の証券化、多様な年限のＳＢの組合せによる調達に加え、資産及び負債から生じるキャッシュフローの変動に伴う資金需要と新規の資金調達を一体的に管理すること等により適切に対応する。 なお、既往債権管理勘定においては、財政融資資金の償還を着実にを行うため、必要に応じてＳＢ等による資金の再調達を行う。		（ＡＬＭリスクの管理等） ○ ＡＬＭリスクに対応するため、証券化支援勘定及び住宅資金貸付等勘定について、ストックの資産及び負債から生ずる将来キャッシュフローの変動に伴い必要となる資金と新規の資金調達を一体的に管理した。また、再調達リスクの縮減に資する超長期債の年限と規模については、事業量の減少等に伴う先調達資金の活用等により、残高ギャップ最小化のみにとらわれない資金調達計画を策定した。 ○ 既往債権管理勘定については、着実に全ての財政融資資金の償還を終えた。また、償還計画等を踏まえ資金繰りを見込んだ結果、資金不足とはならない見通しであることから、再調達が不要であることを確認した。 ○ 金利環境の大幅な変化を踏まえ、国債やＳＢよりも低利な資金調達ができるマンションすまい・る債を生かした資金調達計画を策定した。これにより、住宅資金貸付等勘定（住宅資金貸付等業務経理）においては、マンションすまい・る債で調達した資金を貸付原資に活用することで、調達コストの抑制・安定化を図った。【再掲】 （モニタリングの実施） ○ 資金調達の状況や市場リスク、流動性リスク、運用先等信用リスクの状況等について、四半期ごとにモニタリングを行		

					い、その結果をALMリスク管理委員会及び役員会に報告した。		
		⑤ 住宅ローン債権の回収業務に係る委託機関の破綻リスクに対応する。	⑤ 住宅ローン債権の回収業務を新たに委託しようとする場合は、当該委託しようとする機関の財務状況、社会的信用、業務遂行能力等について適切な審査を行う。 また、委託機関の経営状況等をモニタリングにより把握し、必要に応じて状況を踏まえた措置を講じる。万一委託機関が破綻した場合には、当該委託機関が受託していた業務の引受けが円滑に行われるよう、引受先の選定、移管等の対応を行う。		(回収業務の委託に係る適切な審査) ○ 新たに住宅ローン債権の回収業務を委託することとなったサービサーの財務状況等について審査を行い、受託債権回収会社適合基準等を満たすことを確認した上で、7機関と債権管理回収業務委託協定を締結した。 (モニタリングの実施) ○ 委託機関に対して、破たんの兆候がないか等を確認するために経営状況等のモニタリングを行った。 なお、委託先が破たんする事態は発生していない。		
	② 的確な債権管理業務を行うことにより、とりわけ機構における財務上の影響が大きい証券化支援事業及び既往債権管理業務においては、その管理を徹底すること。 なお、債権管理業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこ	⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、債務者に寄り添った丁寧な対応を行いつつ的確に債権管理業務を行う。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条	⑥ 債務者に寄り添った丁寧な対応を行いつつ的確に債権管理業務を行うことにより、特に証券化支援事業においては、買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を2.2%以内とするとともに、既往債権管理業務においては、リスク管理債権の残高を令和5年度末から4.3%以上		(リスク管理債権の抑制に係る取組) ○ 延滞中の債務者に対して状況確認及び返済方法変更の提案を行うとともに、返済の継続が見込めない債務者に対しては任意売却の提案を行う等、回収極大化のための取組を実施した。 ○ これらの取組の結果、評価対象となる指標「証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率」における令和6年度の実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおりとなり、年度計画に定める水準以下を達成した。また、評価対象となる指標「既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高」における令和6年度の実績値は「2. 主要な経年データ」表記載のとおり		

	れらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応すること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努めること。	件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努める。 (指標：証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率／既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高)	削減する。 (定量目標)		となり、年度計画に定める水準を上回る削減を達成した。		
	(指標) ・ 証券化支援事業における買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率 ・ 既往債権管理業務におけるリスク管理債権の残高	⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。	⑦ 旧財団法人公庫住宅融資保証協会から承継した独立行政法人福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫が有する債権の保証を的確に行うとともに、保証債務を履行した後の求償権の管理回収を行う。		(旧保証協会業務の実施) ○ (独)福祉医療機構及び沖縄振興開発金融公庫から保証債務履行請求のあった債権について、その履行を適切に行った。また、履行後に取得した求償債権については、債権回収会社への業務委託等により回収を図った。		
	(3) 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。	3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。	3. 決算情報・セグメント情報の公表 財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、一定の事業等のまとまりごとに決算情報・セグメント情報を公表すること。		(決算情報等の公表) ○ 令和5年度の決算情報を勘定別、一定の事業等のまとまりごとに機構ホームページにて公表した。 ○ 令和5年度の決算内容に関して、統合報告書において分かりやすく公表した。		

	(4) 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行うこと。	4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。	4. 保有資産の見直し 保有資産については、保有の必要性について不断の見直しを行う。		(保有資産の見直し) ○ 次のとおり保有資産の見直しを進めた。 ① 機構東北支店旧事務所 令和6年8月に売却手続を完了した。 ② 機構北海道支店旧事務所 令和6年10月に売却手続を完了した。 ③ 機構近畿支店旧事務所 令和6年5月まで介護施設整備のための取得要望に関する公募を実施したが、公募では買受申出がなかったため、令和7年3月に一般競争入札を実施し、売却手続を進めた。 ④ 機構中国支店旧事務所 令和6年11月に処分に関する主務大臣認可を取得後、令和7年1月に官公庁施設等のための取得要望に関する公募を実施し、売却手続を進めた。		
		5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ① 予算 別表1のとおり ② 収支計画 別表2のとおり ③ 資金計画 別表3のとおり	5. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ① 予算 別表1のとおり ② 収支計画 別表2のとおり ③ 資金計画 別表3のとおり		—		
		Ⅳ 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 15,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金	Ⅳ 短期借入金の限度額 (1) 短期借入金の限度額 15,000億円 (2) 想定される理由 ① 予見し難い事由による一時的な資金の不足に対応するための短期借入金		(短期借入金の実績) ○ 令和6年度において、住宅ローン債権の買取りに必要な資金等に充てるため、300億円の短期借入れ及び返済を実施した。		

		② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金	② 機構が行う業務の円滑な実施に資するための短期借入金				
		IV－2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 住宅融資保険等事業及び住宅資金融通等事業のうち、通常予測される範囲を超える損失に備えることを目的とする政府出資金が措置された業務（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第3号、第6号、第8号及び第9号並びに同条第2項第1号及び第6号の業務）に関して、当該業務における当該政府出資金から生じた運用益については、同一勘定の国庫補助を受けることとされている事業に充当が可能な場合又は保険料率引下げ費用として充当が可能な場合を除き、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、国庫納付を行う。	IV－2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 住宅融資保険等事業及び住宅資金融通等事業のうち、通常予測される範囲を超える損失に備えることを目的とする政府出資金が措置された業務（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）第13条第1項第3号、第6号、第8号及び第9号並びに同条第2項第1号及び第6号の業務）に関して、当該業務における当該政府出資金から生じた運用益については、同一勘定の国庫補助を受けることとされている事業に充当が可能な場合又は保険料率引下げ費用として充当が可能な場合を除き、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、国庫納付を行う。		(国庫納付の実施) ○ 令和5年度決算で確定した年度計画に定める政府出資金から生じた運用益について、住宅融資保険勘定及び住宅資金貸付等勘定において独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、それぞれ948万円及び125万円の国庫納付を行った。		
		V IV－2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は	V IV－2に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は		該当なし。		

		担保に供しようとするときは、その計画該当なし。	担保に供しようとするときは、その計画該当なし。				
		VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。		実績なし。		

4. その他参考情報
・特になし。

【項目別評価調書】

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度	該当なし	関連する政策評価・行政事業レビュー	該当なし

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標			達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
		(計画値)	—	—	—	—	—	—	
		(実績値)	—	—	—	—	—	—	
		(達成度)	—	—	—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画 該当なし。	<評価の視点> ・その他業務運営に関する重要事項について、掲げられた目標達成に努めているか。	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：B 根拠：次のとおり、中期目標上指示された事項について、所期の目標を達成していると判断し、「B」とした。	評価	B
		2. 人事に関する計画 住生活基本計画等の政府方針に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。	2. 人事に関する計画 住生活基本計画等の政府方針に基づく施策の実現に貢献し、社会から期待される役割を果たすため、適正な人員の配置を行う。		(適正な人員の配置) ○ 住生活基本計画等に基づく施策の実現への貢献並びに第四期中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成を目指し、政策実施機能の最大化に向けた対応等の優先課題を中心に適正な人員の配置を行った。	○ 内部統制に関しては、外部有識者で構成された事業運営審議委員会を2回開催し、機構の取組について報告を行うとともに事業運営の妥当性について審議いただき、当該審議の概要を機構ホームページに公表した。また、理事長を委員長とし、監事を除く全役員等を委員とする企業価値向上委員会（内部統制委員会）を適切に運営し、内部統	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・ 国内外の人権尊重意識の高まりを受け、多様な人材が活躍できる環境の実現にむけて全役職員が改めて意識して取り組んでいくため、「独立行政法人住宅金融支援機構人権方針」を令和6年度に策定し、職員への理解促進のために人権方針の考え方等についてわかりやすく説明した解説書を作成。 ・ 「将来の住宅金融支援機構のありたい姿」である長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision2035」の実現に向けた	
		3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項の規定に基	3. 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項に規定する積立金の使途 独立行政法人住宅金融支援機構法第18条第1項の規定に基		(積立金の取扱い) ○ 主務大臣の承認を受けた「前中期目標期間繰越積立金」については、令和6年度においては、団体信用生命保険等業務の運営や第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てるため、1,075 百万円取り崩した			

	づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第11号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。	づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第13条第1項第11号に規定する団体信用生命保険等業務の運営の使途のほか、第三期中期目標期間までに取得した固定資産の減価償却に要する費用等に充てる。		。その結果、令和6年度末の積立金残高は321,890百万円となった。	制の推進と企業価値の向上について組織横断的に審議を行った。 ○ 役員会を開催することにより、業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項の審議等を適切に実施している。 ○ コンプライアンスプログラムに基づく職員のコンプライアンス意識向上に資する取組を着実に実施するとともに、PDCAサイクルに基づく管理を行うために、四半期ごとにコンプライアンスプログラムの取組状況をコンプライアンス委員会に報告する等、コンプライアンスの取組を徹底した。 ○ リスク管理に関しては、事務リスクRCSAの実施等による事務リスク削減に向けた取組を行った。 ○ 広報・情報公開の推進については、統合報告書2024を発行し、財務情報だけでなく非財務情報についても情報公開を行う等、積極的な情報公開を行った。また、社会における金融教育や金利動向への関心の高まりを踏まえ、住宅ローンの金利タイプを分かりやすく解説した動画を制作し、機構公式YouTubeチャンネルにおいてリリースした。 ○ 国内外の人権尊重意識	取り組みに関する議論等を実施した。 ・ 世の中の金利教育や金利動向への関心の高まりを踏まえ、住宅ローンの金利タイプを分かりやすく解説した動画を制作し、機構公式YouTubeチャンネルにおいてリリースした。
(1) 内部統制 内部統制の体制は、住宅・金融の両市場で業務を行うためには不可欠なものであることから、理事長のリーダーシップに基づく適切なガバナンスを行うとともに、内部統制システムの的確な整備及び監事機能の実効性の向上に努めること。 また、過去の不適正事案を踏まえたコンプライアンスの取組を徹底すること。	4. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制 ① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会において事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備するとともに、監事機能の実効性の向上に努める。	4. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制 ① 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき機構内部に設置する中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会である事業運営審議委員会において事業運営の妥当性を審議するなど、民間金融機関並みの内部統制システムを整備し、業務の適正を確保する。		(事業運営審議委員会の開催) ○ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、中立的立場の外部有識者で構成される第三者委員会（事業運営審議委員会）を令和6年度は2回開催し、事業運営の妥当性を審議し、審議概要を機構ホームページに公表した。 ○ 第22回委員会（令和6年10月15日開催）では、「令和5年度の決算、業務実績の概要及び第四期中期目標期間（見込）の業務実績の概要」について説明を行い、委員からご意見をいただいた。 ○ 第23回委員会（令和7年3月12日開催）では、「令和6年度の取組等、第五期中期目標及び令和7年度予算案等の概要」について説明を行い、委員からご意見をいただいた。 ○ 委員からいただいたご意見は、機構の業務運営の参考とさせていただいている。（統制環境） ○ 理事長を委員長とし、監事を除く全役員等を委員とする企業価値向上委員会（内部統制委員会）を令和6年度は2回開催した。企業価値向上委員会においては、内部統制の推進と企業価値の向上を組織横断的に審議した。 ○ 年度を通じ、理事長自らの言葉による考えや想いを「理事長メッセージ」等として全職員に向けて4回発信した。		<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 該当なし <その他事項> 評価について、外部有識者は「B」評価が妥当であるとの意見で一致した。 外部有識者からの主な意見は以下の通り。 ・ 長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision 2035」の策定や、デジタル戦略2035の公表を通じて、将来を見据えた中長期的な方針の明確化が図られている点を高く評価する。こうしたビジョンが組織内にどのように浸透しているか、また現場レベルで具体的な行動や変革につながっているかについては、引き続き検証が必要である。

					○ 支店長等会議を2回開催し、全国の各拠点所属長と経営層の意見交換と組織方針の伝達のを設け、経営層の方針を円滑に浸透させた。 (長期ビジョンの実現に向けた取組) ○ 令和5年度に策定した将来の機構のありたい姿を示す長期ビジョン「住宅金融支援機構 Vision 2035」の実現に向け、第五期中期計画等に長期ビジョンの趣旨を反映させるとともに、実現に向けた課題等を整理し、企業価値向上委員会において報告した。	の高まりを受け、多様な人材が活躍できる環境の実現に向けて全役職員が改めて意識して取り組んでいくため、「独立行政法人住宅金融支援機構人権方針」を策定するとともに、当該方針を機構ホームページで公開した。また、人権尊重の取組について職員の理解を促進するため、人権方針の考え方等についてわかりやすく説明した解説書を作成し組織内で周知した。	
					② 理事長と監事の定期的な意見交換を行うとともに、内部監査及び内部統制担当部署と監事の連携を強化し、監事機能の実効性の向上を図る。		
					(監事機能の実効性の向上) ○ 監事は、役員会への参加等により、理事長をはじめとした役員と定期的に意見交換を実施した。 ○ 内部監査担当部署の監査部は、監査計画の策定等に向けた意見交換、監査結果の報告等により、監事との連携を図った。意見交換等を通じて双方の課題認識の共有を図り、監事の問題意識や意見を監査業務の参考とした。 ○ 内部統制担当部署の経営企画部は、業務実績等に関して必要な都度内容について確認するとともに、業務上の課題についての意見交換等を実施し、監事との連携を図った。		
					(役員会の開催) ○ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項に関して役員会を開催し、審議等を行った。役員会決定事項等の概要について、部長会等により所属長間で共有するとともに、役員会資料を社内掲示板に掲載（取扱上掲載可能な資料のみ）し、役職員での情報共有を行った。 ○ 役員会が開催された都度議事録を作成し、共有した。 ○ BCPの観点からWeb会議形式での役員会を定期的を開催することにより、感染症拡大時、大規模災害時等における		
	② 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。	③ 業務執行及び組織管理・運営に関する重要事項について、役員会を開催し、審議・報告する。その結果を機構内に伝達し、役職員で情報を共有する。				○ 顧客への対応については、機構の商品・制度に関する情報を提供し、適切かつ十分な説明を行うとともに、顧客から寄せられた相談や苦情にも丁寧に対応し、制度・運用の改善につなげた。 ○ 情報管理に関して、法人文書及び保有個人情報の開示請求に対して適切に対応するとともに、個人情報等の管理・保護の徹底のためにeラーニングを活用した職員向けの研修等を実施した。 ○ 情報セキュリティに関して、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、ソフトウェア・ハードウェア両面での情報セキュリティ対策を適切に推進するとともに、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため	

				即時性及び双方向性を維持した役員会開催に備えている。 ○ 役員会で出された重要な提言については、適切に進捗状況の確認を行った。	の研修等を実施した。 ○ 機構が業務を委託している金融機関等に対して、融資審査、顧客説明、法令順守等に関するモニタリングを実施し、必要な是正措置を講じた。
	③ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。	④ 年度途中における目標の達成状況及び予算の執行状況を確認し、PDCAサイクルに基づく業務改善、予算再配分等を行い、限られた資源の中での事業成果の向上を図る。		(適切な予算管理) ○ 年度計画等の確実な達成を図るため、四半期ごとに実施状況を点検し、点検結果を役員会に報告する等、PDCAサイクルに基づく管理を適切に実施した。 ○ 事務費予算については、支出実行時における調達の必要性、実施内容、数量等の精査等を徹底し、効率的に経費を執行するとともに、毎月執行状況を確認した。	○ 人事管理に関しては、「独立行政法人住宅金融支援機構人材確保・育成方針」に基づき、円滑な業務運営及び実施に必要な人材の確保、女性活躍推進、職員の専門能力向上に資する取組等を実施した。このうち女性活躍推進については、管理職登用が期待される女性職員の能力向上等を目的とした外部研修への職員派遣、こども家庭庁ベビーシッター利用者支援事業を活用した補助制度の利用等の取組を継続したほか、世代を問わず育児に参画し育児について関心を高め理解を深めることを目的に、孫、甥・姪等の育児に参画する場合の休暇制度（親族育児参画休暇）を創設する等、全職員が働きやすい職場づくりを行っている。
	④ 過去の不適正事案を踏まえた再発防止のためのコンプライアンスの取組を徹底する。	⑤ 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンスプログラムを策定し、当該プログラムに策定された取組を的確に実施する。また、定期的に取り組状況を点検し、コンプライアンス委員会に報告するとともに、職員のコンプライアンス意識の浸透状況を検証し、取組方策について必要な見直しを行う。		(コンプライアンスの取組) ○ 職員のコンプライアンス意識のより一層の向上、定着等を図るためコンプライアンスプログラムを策定し、着実に実施した。 ○ コンプライアンスプログラムの実施に当たっては、令和6年5月及び11月を「コンプライアンス月間」と位置付け、コンプライアンスに関する経営層による職員向けメッセージの発信、コンプライアンスミーティングの実施、テスト形式のコンプライアンスドリル等の取組を重点的に行っており、年間を通じては、イントラネット上のドリル、eラーニング、外部有識者による講演会の開催等を実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。 ○ コンプライアンス・法務部による全部署への実地モニタリング、全職員を対象としたコンプライアンス意識調査等の実施を通じて、コンプライアンス意識の定着状況やコンプライアンス上の課題を確認した。意識調査では、ほぼ全ての職員が「コンプライアンスを意識した業務行動ができている」と回答しており、コンプライアンス意識が向上・定着していることが確認できた。	○ 経済産業省が創設し日本健康会議が認定する「健康経営優良法人制度」において、「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定された。認定の取得について、機構ホームページ上に掲載

				○ コンプライアンス活動推進担当者会議を開催し、部下とのコミュニケーション方法等を含むコンプライアンスに関する最新の情報を提供した（令和6年10月）。 ○ 外部講師を招き、職場におけるコミュニケーション等をテーマにコンプライアンス講演会を開催した（令和6年12月）。 ○ P D C Aサイクルに基づく管理を行うために、四半期ごとに取組状況を点検し、コンプライアンスプログラムが着実に実施されていることを確認した上で、コンプライアンス委員会に報告した。	し広く周知を行ったほか、認定取得に係る調査の結果については今後の施策検討の参考として活用している。
（2）リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。 また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図ること。	（2）リスク管理 『独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備』について（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施すること。 また、災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備を図る。	（2）リスク管理 ① 事務リスク R C S A（リスク・コントロール・セルフ・アセスメント）の実施、事務リスクに関する事象の管理等により事務リスク削減等の適切な対応を行うことで、事務過誤や不正の未然防止に資する事務手続体制の構築及び適切な事務の執行に努める。 事務リスクが顕在化した場合は、被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行う。	（事務リスクの管理） ○ 潜在的なリスクの洗出しのため、事務リスク R C S Aとして、新規業務、過去に事務ミスが生じた業務等の6業務について、事務リスク所管部署の C S ・事務管理部と各業務所管部署とのレビューワークショップを実施した。また、過年度にレビューワークショップを実施した業務を含めた3業務についてプロセス評価を実施し、事務プロセス及び事務処理の実施体制の分析による事務リスクの特定・評価を行った。さらに、過去に発生した重大な事務リスク顕在化事例を踏まえ、重要度及び影響度の高い業務における事務リスク顕在化事例の未然防止機能を、より効率的かつ効果的に発揮するため、事務リスク R C S Aの見直しを実施した。 ○ 事務ミスの未然防止の観点から、次の取組を実施した。 ① 現場力向上ミーティングにおけるテーマ設定（自部署の事務ミスを振り返る、情報セキュリティ対策） ② 階層別研修 ③ 個人情報漏えい等防止に関する全社注意喚起 ④ パソコン起動時に実施する一問一答形式のコンプライアンスドリル		

				⑤ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェック ○ 事務リスク顕在化事例について、被害拡大の防止、事務関係の調査及び発生原因の分析並びに再発防止策の策定を行った。		
		② 災害の激甚化・多頻度化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ緊急時における業務実施体制やシステム基盤等の整備に向けた検討を行う。		(BCPに対応した業務実施体制の整備) ○ 業務実施体制の整備及び災害の激甚化・多頻度化への対応を目的として、次の取組を行っている。 ① テレワークによる業務継続を前提とした業務継続マニュアルの実効性について確認を行うため、業務継続上の優先業務を担当する部署を対象に訓練を実施した。 ② 毎年度実施している安否確認訓練及びテレワークの利用可否等の確認訓練を令和6年度も継続的に行うとともに、自然災害等発生時に公共交通機関等が不通である場合を想定した徒歩参集訓練を本支店で実施した。 ③ 安否確認メール発出時における職員からの報告の迅速化を目的に、グループコミュニケーションサービス「LINE」と安否確認サービスの連携を役職員に勧奨した。 ④ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時における機構の対応について、内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を踏まえ規定するとともに、役職員への周知を行った。		
(3) 広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努めること。また、業務の透明性を確保	(3) 広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。また、業務の透明性を確保す	(3) 広報・情報公開の推進 機構の業務に対する国民の理解を深めるため、情報発信や広報活動の一層の充実に取り組むとともに、その効果の検証に努める。また、業務の透明性を確保す		(各種記者発表等) ○ フラット35、リ・バース60及び災害復興住宅融資の申請状況並びに住宅金融に関する調査・研究結果のほか、トピックス的なものとして、日本郵政グループ(日本郵政(株)、日本郵便(株)及び(株)ゆうちょ銀行)との包括協定締結、「令和5年度【フラット35】住宅仕様実態調査」結果等の記者発表を合計33回実施した。また、令和7年3月にはプ		

	保するため、情報公開を積極的に推進すること。	るため、情報公開を積極的に推進する。	るため、情報公開を積極的に推進する。	レスセミナーを開催する等、情報発信の強化を図った。その結果、機構の発信した情報を扱う報道は合計383件となった。 （統合報告書の発行） ○ 企業の評価においてE S G（環境・社会・ガバナンス）、S D G（持続可能な開発目標）等の非財務情報が重視される社会情勢を踏まえ、財務・非財務情報を通じステークホルダーの方々に機構の取組や提供する価値をより理解いただくため、外部コンサルタントの知見も活用しつつ、統合報告書2024を発行した。 ○ 第五期中期目標期間の統合報告書の作成に向け、委託先の外部コンサルタントを決定した。 （人権方針の策定） ○ 国内外の人権尊重意識の高まりを受け、多様な人材が活躍できる環境の実現にむけて全役職員が改めて意識して取り組んでいくため、「独立行政法人住宅金融支援機構人権方針」を策定するとともに、当該方針を機構ホームページで公開した。また、人権尊重の取組について職員の理解を促進するため、人権方針の考え方等についてわかりやすく説明した解説書を作成し機構内で周知を行った。 （その他広報の取組） ○ 社会における金融教育や金利動向への関心の高まりを踏まえ、住宅ローンの金利タイプを分かりやすく解説した動画を制作し、機構公式Y o u T u b eチャンネルにおいてリリースした。 ○ 機構ホームページのリニューアルに向け、新コンテンツ作成の委託先を特定し、現行ホームページの問題点・課題を踏まえた検討を進め、改修方針を策定した。また、当該方針に沿い、導線の整理等を意識した主要ページのサイト構成を試		
--	-------------------------------	---------------------------	---------------------------	---	--	--

				作し、業務所管部署の意見や要望を反映しながら、改修案を作成した。また、新たなCMS運用事業者を決定し、CMSの構築及び改修ページの取込みを実施した。 ○ 機構の政策分野ごとの取組や業務内容等を分かりやすく情報発信するため、季報「住宅金融」を発行した。また、Webメディアとの連動強化のため、著名人の巻頭インタビューについて動画コンテンツを作成し、機構ホームページ及び機構公式YouTubeチャンネルに掲載した。 ○ 広報・広告の実施に当たっては、パーパス「住まいのしあわせを、ともにつくる。」を打ち出すことで、機構がステークホルダーに提供する価値を広く訴求した。 ○ パーパスを浸透させるため、社会人採用職員研修や入構3年目研修においてパーパスについて考える機会を設定したほか、企業価値向上に資する研修として長期ビジョンとパーパスの目的や重要性をまとめた上で情報発信を行った。 ○ 「LINE」の機構公式アカウント登録者に対する情報発信（フラット35・グリーンリフォームローンの最新金利情報、リ・バース60の総合案内パンフレットの紹介、季報「住宅金融」の紹介、YouTube動画の紹介等）を行った。また、「LINE」の機構公式アカウント及び「YouTube」の機構公式チャンネルの登録者増加に向け、季報「住宅金融」における周知、チラシの作成、機構支店等におけるキャンペーンの実施等のプロモーションを行った。 ○ 自然災害による被災者へプッシュ型の情報発信を行っていく必要性を踏まえ、「LINE」を用いた被災者向け情報発信を行うスキームを構築した（令和6年10月運用開始）。		
--	--	--	--	--	--	--

				○ 機構のプレゼンス向上のため、企業広告を出稿した。		
	(4) 顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底すること。	(4) 顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。	(4) 顧客保護 顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。	(適切な顧客説明及び制度・運用の見直し) ○ 顧客から寄せられる相談、苦情等に丁寧に対応し、適切に顧客説明を実施するとともに、次のとおり制度・運用の見直しにつなげた。 ① 機構お客さまコールセンターを含む機構本支店に寄せられた顧客や住宅関連事業者等の意見・要望を踏まえ、フラット35サイト及び機構ホームページの更新を行った。 ② 機構お客さまコールセンターに寄せられた声等を踏まえ、マンションすまい・る債に関するマンション管理組合向けWeb説明会を開催した。 ③ 次の事項について、フラット35における運用改善を実施した(令和6年10月)。【再掲】 ・ 諸費用確認方法の合理化 ・ 源泉徴収票による収入の確認方法の追加 ・ 地役権等が設定されている場合の抵当権の設定に関する取扱いの見直し ・ 越境がある場合の取扱いの見直し ・ 借入申込書の記載項目の合理化 ④ 機構お客さまコールセンターに寄せられた住・My Noteの二要素認証機能（ワンタイムパスワード）に関する意見・要望を踏まえ、お客さま向け操作ガイドやお客さま向けQ&Aの追加等の見直しを行った。 ⑤ リ・バース60初となる総合案内パンフレットを作成し、リ・バース60サイトに掲載した。当該パンフレットは、高齢者がご覧になった際に「見やすいデザイン」となるよう作成し、機構が作成するパンフレットとしては初めて（一社）ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）に		

				よる認証（U C D Aが第三者の公正な審査を経て、ユーザにとって見やすく配慮されたデザインであると認証するもの）を取得した。また、U C D Aが主催する「U C D Aアワード2 0 2 4」において、リ・バース6 0 総合案内パンフレットの情報量、レイアウト等が高齢者に配慮した見やすいデザインであるとして高く評価され、「特別賞」（印刷物カテゴリ・パンフレット部門）を受賞するとともに、機構のユニバーサルコミュニケーションデザイン活動が高く評価され、「総合賞（ブロンズ）」を受賞した。【再掲】 ⑥ リ・バース6 0 を利用しやすい環境整備を目的にリ・バース6 0 サイトの更新（リ・バース6 0 総合案内パンフレットへのアクセスボタンの常時表示、商品概要説明動画をページ上部に移動等）を行った。【再掲】 ○ フラット3 5、リ・バース6 0 等の機構融資を利用されたお客さまを対象としたアンケートを実施し、回答結果を今後の制度改善や推進施策の検討等に活用した。		
	（5）情報管理 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第 140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。	（5）情報管理 ① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行う。	（5）情報管理 ① 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、安全管理措置の実施等個人情報の適	（適切な情報公開対応） ○ 法人文書開示請求を7件、個人情報開示請求を22件受理し、いずれも適時適切に対応している。 ○ 行政機関等匿名加工情報提供制度の運用に関して、提案の募集の公示等、適切に対応した。		

			正な管理等を行うとともに、適正かつ円滑な情報公開を行う。				
	② 個人情報の取扱いについては、役職員に対する研修や点検を毎年度実施し、組織内全体での適切な管理の徹底を図る。	② 役職員に対する研修や点検を実施することにより、個人情報の保護に関する法律、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等に基づいた個人情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。		(個人情報取扱方法の周知徹底) ○ 個人情報の管理・保護の徹底のために次の取組を行うことにより、適正な個人情報の取扱方法の周知徹底を行った。 ① eラーニングを活用した全職員向けの研修 ② 現場力向上ミーティングにおけるテーマ設定（自部署の事務ミスを振り返る・情報セキュリティ対策） ③ 支店職員等を対象とした個人情報、文書管理等の研修 ④ 階層別研修 ⑤ 個人情報漏えい等防止に関する全社注意喚起 ⑥ マイナンバーの取扱いに関する研修 ⑦ パソコン起動時に実施する一問一答形式のコンプライアンスドリル ⑧ 個人情報漏えい防止に関するパソコン起動時の周知			
	(6) 情報セキュリティ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。 また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上	(6) 情報セキュリティ ① 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。	(6) 情報セキュリティ ① 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）策定の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に基づき、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。		(政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に係る対応) ○ 国及び関係機関からの脅威情報に基づき、必要に応じてシステム所管部署及び委託先事業者への情報共有や調査依頼を実施した。 ○ 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、次のとおり情報セキュリティ確保のための整備等を行った。 ① 令和5年7月に改正された政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえて内部規定を改正するとともに、新ルールの取扱いを全社的に周知し、新ルールの定着を図った。 ② 情報システムに対して、情報セキュリティアドバイザー等の業務委託事業者によるセキュリティリスク評価や脆		

	を図ること。			弱性診断等を実施し、情報セキュリティ事故の未然防止を図った。また、セキュリティリスク評価や脆弱性診断等による自己点検を継続実施した。		
				(第2GSOC対応) ○ 第2GSOC（独立行政法人等の情報システムの監視体制）から提供される不正アクセスに係る脅威情報を機構内で展開し、情報セキュリティ対策を継続的に実施した。		
	② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。	② 役職員に対する研修を毎年度実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るとともに、自己点検等の結果を踏まえ、運用の見直しを行う。		(情報セキュリティリテラシーの維持・向上) ○ 情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る観点から次の取組を行った。 ① 全役職員向け情報セキュリティ研修 ② 支店職員等を対象にした個人情報、文書管理等の研修 ③ 階層別研修 ④ 統一テーマを設定したグループごとの研修 ⑤ 情報セキュリティ責任者、JHF－CSIRT構成員等に対する役割に応じた研修 ⑥ 内部自主点検及び全役職員のセルフチェック ⑦ 全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練 ⑧ JHF－CSIRT構成員のNISC、情報通信研究機構等による研修の受講 ⑨ JHF－CSIRT構成員のNISCによる情報セキュリティインシデント対処訓練への参加 ⑩ 情報システムの管理に従事する職員向け研修		
	(7) 業務実施体制の整備 委託機関等が融資審査、債権管理、顧客保護、情報管理・情報セキュリティ対	(7) 業務実施体制の整備 ① 適切な融資審査の実行及び職業、性別、地域等による画一的な融資選	(7) 業務実施体制の整備 ① フラット35取扱金融機関における適切な融資審査の実行及び職業、	(証券化支援事業に係る業務実施体制の整備) ○ フラット35取扱金融機関における適切な業務実施体制の整備のため、次のとおりモニタリング及び是正要請を行った。		

	策、コンプライアンス等の取組を適切に行うための措置を講ずること。 併せて、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進めること。	別の防止を図るため、取扱金融機関ごとに融資条件を把握し、融資審査に関するモニタリング等を行う。	性別、地域等による画一的融資選別の防止を図るため、民間金融機関の新規参入に当たっては協定書を締結するとともに、フラット35取扱金融機関ごとに融資条件の把握や融資審査のモニタリング等を行う。その結果、当該協定書や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		① 融資審査のモニタリングについて、書面モニタリングを全機関、実地モニタリングを9機関に実施し、不備を検出した1機関に対して是正要請を行った。 ② 事務手続の業務マニュアル準拠性等に関するモニタリングについて、実地モニタリングを7機関に実施し、不備が検出された3機関に対して是正要請を行った。また、書面モニタリングを全機関に実施した結果、不備事項を検出した2機関に対して是正要請を行った ③ 顧客説明モニタリングについて、実地モニタリングを7機関に実施し、不備は検出されなかった。また、書面モニタリングを全機関に実施した結果、不備事項を検出した1機関に対して是正要請を行った。 ④ 本人確認等の事務の委託先の管理体制に関するモニタリングについて、実地モニタリングを4機関に実施した結果、不備は検出されなかった。		
		② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。	② 委託機関において、関連法令が遵守され、顧客への対応が適切になされた上で、管理回収の最大化が図られていることに関するモニタリング等を行う。その結果、関連法令や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		(債権管理回収業務に係る業務実施体制の整備) ○ 債権管理回収業務に係る委託業務に関して、関連法令の遵守状況及び顧客への対応等の適切性についてモニタリングを行うため、次の取組を実施した。 ① 受託金融機関38機関に対して実地モニタリングを実施した。不備を検出した受託金融機関20機関については是正要請を行うとともに、管理回収業務の処理体制に課題等が確認された受託金融機関3機関に対しては、体制強化等の要請を行うことにより、管理回収の最大化が図られるようにした。また、モニタリングの実施結果及び措置内容について、機構内部で共有を行った。 ② 全ての受託金融機関に対して書面モニタリングを実施し、不備を検出した受託金融機関6機関については是正要		

				請を行った。また、モニタリング結果についてとりまとめを行い、不備事項の発生原因等の情報提供を行った。		
	③ 委託業務等に関して、顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。	③ 委託契約等に関して、顧客保護対策、情報管理に関する安全管理措置、情報セキュリティ対策及びコンプライアンス等の取組を行わせ、これらの対策等が適切に行われていることに関するモニタリング等を行う。 その結果、機構が定める対策や事務処理マニュアルの規定違反が確認された場合は、是正のために必要な措置を講ずるよう求める。		(受託金融機関等に対するモニタリング) ○ 受託金融機関42機関に対して実地モニタリングを実施した。このうち1機関は情報セキュリティアドバイザーが同行した。不備を検出した受託金融機関1機関については是正要請を行うとともに、各受託金融機関の実態を踏まえた業務処理体制の課題等に対しても必要な要請等を実施した。 ○ 全ての受託金融機関等に対して書面モニタリングを実施し、不備を検出した受託金融機関等5機関については是正要請を行った。また、モニタリング結果についてとりまとめを行い、不備事項の発生原因等の情報提供を行った。 (適合証明技術者に対するモニタリング) ○ 適合証明業務システムへの入力内容の日次点検を実施し、疑義がある案件について書面調査を行った。また、一定の条件で選定した適合証明技術者に対して書面調査及び立入調査を実施した。 ○ 不適正事案（現地調査未実施、写真の使い回し等）の再発防止策として、位置情報・日時情報の記録された写真データの保管等を行う適合証明業務システムの改修を行った。		
	④ 委託業務等に関して、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進める。	④ 委託業務等に関して、将来を見据えた委託機関等を含む効率的かつ効果的な業務実施体制の確保に向けた検討を進める。		(将来を見据えた委託体制の整備) ○ 委託業務の返上等を希望する受託金融機関が生じた場合を想定し、債権管理回収業務を機構で直接実施するための方策検討のため、課題を整理した上で関係者へのヒアリング等を行い、検討を進めた。 ○ デジタル技術を活用した機構直接融資に係る資金交付スキームの多様化について、実現に向けたニーズ確認、課題の整理及び対応方法の検討を進めた。【再掲】		

	（８）人事管理 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、専門的な金融技術や金融業務に係る能力を有する人材のほか、民間金融機関とのネットワーク基盤等のＩＴ技術、住宅の質向上に資する技術を有する人材等を確保・育成するための「人材の確保・育成に関する方針」を策定すること。 人材の確保・育成に当たっては、外部組織との人材交流、外部人材の活用等に努めるとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を行うこと。 併せて、多様な人材を確保するため、女性活躍や働き方改革の推進に取り組むとともに、ライフスタイルの変化等に対応した役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支	（８）人事管理 ① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。これらに対応し、戦略的に必要な人材を確保・育成するために、「人材の確保・育成に関する方針」を策定する。	（８）人事管理 ① 金融機関として求められる内部統制やリスク管理を行う必要があり、証券化支援事業をはじめとする多様な金融サービスを適切に実施するため、「人材の確保・育成に関する方針」に基づき、外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保するとともに、金融、建築、ＩＴ等、機構の業務を行う上で高度な専門性が求められる分野及びマネジメントについて、ＯＪＴによるノウハウの蓄積、専門研修の実施、外部組織への研修派遣、階層別研修等、職員の能力・資質・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。		（外部組織との人材交流、外部人材の活用等） ○ 円滑な業務遂行を行うため、外部組織との人事交流を継続した。 （人材の確保） ○ 円滑な業務の運営及び実施に必要な人材を確保するため、新卒採用及び社会人採用を行った。また、新卒採用においては、職場の雰囲気を感じてもらい社会人になる不安を解消することで内定辞退を抑制するため、昼食会や内々定者交流会等を実施した。 ○ 円滑な業務の運営及び実施に必要な人材を確保するため、対面型の企業説明会やオンライン説明会等に参加し、機構業務について説明を行った。 ○ 職員一人一人がやりがいを持ち、能力を最大限発揮できる働きやすい職場づくりへの取組、産休・育休を取得した職員の声、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する情報等を引き続き機構の採用ホームページや採用パンフレット等に掲載した。 ○ 機構への理解深化及び志望度向上を図るため、学生が参加するグループワークを充実させた１Ｄａｙ仕事体験を実施した。また、就業後のイメージを膨らませるため、若手職員が具体的な業務経験を説明するとともに、機構業務に関する動画上映をプログラムに盛り込んだ１Ｄａｙ仕事体験（アドバンス編）を実施した。 ○ 住宅・建築技術分野の職員確保に向け、当該分野を専攻する学生を対象とした１Ｄａｙ仕事体験において機構業務について説明を行った。また、現職の技術系職員が母校等の学生に対して機構における技術系業務に関する説明を行った。 ○ 機構業務の専門化・高度化を踏まえ、住宅金融のプロフェッショナルとなり得る優れた理解力や判断力を備えた人材を		
--	--	---	---	--	--	--	--

	援等を行うこと。			確保するため、ダイレクトリクルーティング（企業側が条件を指定・抽出し、直接スカウトする採用方法）を行った。 ○ 人的資本の活用の観点から機構を退職した職員を対象とした「アルムナイネットワーク」を構築した。 （人材の育成） ○ 令和6年度人材育成実施計画に基づき、機構人材育成期間（入構1～3年目）に関する研修、昇格時における昇格者研修等の各種階層別研修を実施し、職員の能力・資質の向上を図った。 ○ 金融、建築、IT等、高度な専門性が求められる分野については、人事配置やローテーションに配慮しつつ、OJT等を通じた育成を実施した。また、職員の専門性の向上を図るため、外部の金融・証券関連専門講座、国土交通大学校、政策研究大学院大学短期特別研修等に職員を派遣した。 ○ デジタル化・IT関連の人材育成を目的として、AI、データ分析等に関する知識及びスキル向上に資する研修を実施した。また、知識を有する者向けに、機械学習モデルの実装等を学ぶ研修を実施した。 ○ 住宅・建築技術分野の専門能力、考察力及びプレゼン能力の向上を目的として、建築・技術レポート提出型研修を実施した。 ○ 専門性の高い資格取得の促進及び資格保有者の能力の維持向上に資するため、専門性の高い資格のうち資格の維持費用（登録料、更新料、入会手数料、継続講習料等）を要するものについて、当該維持費用を自己啓発支援制度の補助対象とした。 ○ 専門業務分野において高度な専門性により機構に貢献することができる職員を確保・育成するため、意欲、適性等のある職員について、早期に専門人材（専門		
--	-----------------	--	--	---	--	--

				職を含む。)としての認定が可能となるよう内部規定の改正を行った。		
		② 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行う。	② 女性活躍や働き方改革の推進のため、女性の積極的な採用、就業継続支援、人材の育成及び職員の理解向上に取り組むとともに、役職員一人ひとりが働きやすい職場づくりを目指し、テレワーク等を含めた勤務環境・体制の整備、育児・介護等との両立のための支援等を行う。	(育児・介護等との両立支援) ○ 育児・介護と仕事の両立支援制度の周知を行うとともに、男性の育児休業・育児参加休暇等の取得促進を本人及び上司に働きかけることにより、育児・介護と仕事の両立支援を行った。 ○ 仕事と育児の両立に関する不安を解消する機会として、育児中又は今後育児を経験する世代の職員を対象として希望者向けに「仕事と育児の両立支援に関する交流会」を実施した。 ○ 全職員を対象とするダイバーシティ（多様性）や機構の両立支援制度について理解を深めることを目的とした「働きやすい職場づくりに関する研修」を実施した。 ○ eラーニングで、ジェンダー・性別によらない活躍の場を考えるコースを必須受講コースとし、全職員が受講した。 ○ 育児短時間勤務の対象となる子について、小学校第3学年の終期に達するまでの子から小学校を卒業するまでの子に拡大した。 ○ 世代を問わず育児に参画し育児について関心高め理解を深めることを目的に、孫、甥・姪等の育児に参画する場合の休暇制度（親族育児参画休暇）を創設した。 ○ 介護短時間勤務の取得上限期間（3年間）を撤廃し、常時介護を必要とする状態があれば上限期間なく利用できるよう、制度を見直した。 ○ 令和6年度の育児休業実績は次のとおりとなった。 ・ 男性職員育児休業取得者（目標50%以上）：88.9%（9名中8名取得（令和7年3月末時点）） ・ 女性職員育児休業取得率（目標100%）：100%（6名中6名取得（令和7年3月末時点））		

					・ 男性の育児参加のための休暇等 5 日以上取得率（目標：90%以上）：100%（13名中13名取得（令和 7 年 3 月末時点）） （女性活躍推進） ○ 多様な人材が活躍できる組織を目指し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定した行動計画（計画期間：令和 6 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日）における令和 7 年 4 月 1 日時点での実績は次のとおりとなった。 ・ 管理職に占める女性職員の割合（目標 9 %以上）：9.0% ・ 主任調査役及び調査役に占める女性職員の割合（目標33%以上）：36.8% ○ 令和 6 年度において、採用者に占める女性の割合は41.8%であった。 ○ 女性活躍推進のための取組として、次のとおり取り組んだ。 ① 管理職登用が期待される女性職員の能力向上を目的として、21世紀職業財団が主催する「女性のためのエンパワメント21世紀塾」に職員 2 名を派遣した。 ② 女性管理職がより広い視野で活躍するためのスキルの習得を目的とし、21世紀職業財団が主催する「女性管理職研修」に職員 2 名を派遣した。 ○ こども家庭庁ベビーシッター利用者支援事業を活用した補助制度の利用を継続することにより、育児中の職員が働きやすい環境整備を図った。 ○ 一般定期健康診断受診者について、胃がん検診、乳がん検診及び子宮頸がん検診を自己負担なしで受診可能としている。 （役職員一人ひとりが働きやすい職場づくり）		
--	--	--	--	--	---	--	--

				○ 豊富な知識、経験を持つシニア層の活躍を最大限促す観点から、人事・給与制度を変更し、令和5年度から令和13年度にかけて定年年齢を段階的に65歳まで延長している。 ○ テレワーク及び時差勤務を引き続き推進するとともに、勤務地に配慮する取組として、転勤配慮措置及び出産配慮措置を設けている。なお、出産配慮措置については、配偶者が出産した職員に係る適用期間を1年から3年に拡充した。 ※ 転勤配慮措置とは、職員本人又はその家族等の事情により、特定の勤務地でなければ勤務を継続することが難しい場合に、一定期間当該勤務地で勤務することができる措置 ※ 出産配慮措置とは、職員又は職員の配偶者が出産をする場合に、一定期間勤務地の変更が行われない措置 ○ 職員が安心して働き続けられるよう、職員の配偶者が職務上の都合により外国又は日本国内へ転居した場合に配偶者に帯同し、生活を共にするための休業制度（配偶者同行休業制度）を創設した。 ○ 経済産業省が創設し日本健康会議が認定する「健康経営優良法人制度」において、「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定された。認定の取得について、機構ホームページ上に掲載し広く周知を行ったほか、認定取得に係る調査の結果については今後の施策検討の参考として活用している。 ※ 健康経営優良法人制度とは、従業員等の健康管理を経営上重視し、特に戦略的に優良な取組を実践している法人を顕彰する制度 ○ 職員が直接的に健康増進に対し意識することができるよう、身体・食事・運動・メンタルヘルス等健康増進のためのコンテンツが一体となった健康管理アプリの利用を開始した。		
--	--	--	--	--	--	--

					○ 若手職員を中心とした「組織活性化に資する人材投資等検討チーム」を発足し、組織活性化・やりがいをもって働ける職場づくりに資する施策の実現に向けて検討した。令和6年度には、より一層の服装ルールの緩和、社内施設の有効活用の検討、男性特有のがん検査の検診項目追加決定（令和7年度導入）等の取組を実施した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
・特になし。

【別表 1 ～ 3】

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【法人単位】

別表１ 予算

（単位：百万円）

区 分	法人単位	法人単位の事業							調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
収 入									
国庫補助金	112, 776	112, 776	-	-	-	-	-	-	-
政府出資金	25, 403	-	25, 403	-	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	139, 653	-	-	139, 653	-	139, 653	-	-	-
民間借入金	214, 300	-	-	214, 300	114, 300	-	100, 000	-	-
住宅金融支援機構債券	10, 178, 583	9, 011, 392	-	1, 167, 192	-	667, 192	500, 000	-	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74, 400	-	-	74, 400	74, 400	-	-	-	-
買取債権回収金	6, 698, 482	6, 698, 482	-	-	-	-	-	-	-
貸付回収金	2, 795, 495	-	-	2, 795, 495	96, 115	637, 825	2, 061, 555	-	-
業務収入	1, 882, 293	1, 121, 360	38, 331	981, 722	4, 751	540, 509	495, 240	△ 58, 777	△ 259, 119
その他収入	401, 090	293, 117	42, 438	378, 734	1, 300	72, 157	533, 477	△ 228, 200	△ 313, 200
計	22, 522, 475	17, 237, 126	106, 172	5, 751, 496	290, 866	2, 057, 335	3, 690, 272	△ 286, 977	△ 572, 319
支 出									
業務経費	445, 348	137, 315	19, 911	419, 597	1, 564	437, 673	39, 075	△ 58, 715	△ 131, 474
証券化支援業務関係経費	136, 633	137, 315	-	-	-	-	-	-	△ 682
住宅融資保険等業務関係経費	19, 911	-	19, 911	-	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1, 564	-	-	1, 564	1, 564	-	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	248, 165	-	-	378, 958	-	437, 673	-	△ 58, 715	△ 130, 792
既往債権管理業務関係経費	39, 075	-	-	39, 075	-	-	39, 075	-	-
買取債権	9, 032, 455	9, 032, 455	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	828, 844	-	-	828, 844	8, 000	820, 844	-	-	-
借入金等償還	10, 377, 364	6, 589, 303	-	3, 788, 061	223, 700	400, 204	3, 164, 157	-	-
支払利息	765, 892	612, 958	-	168, 890	3, 375	48, 509	117, 006	-	△ 15, 955
一般管理費	14, 744	8, 101	1, 117	6, 982	318	3, 910	2, 754	-	△ 1, 456
人件費	45, 031	24, 943	2, 488	17, 600	799	9, 997	6, 804	-	-
その他支出	1, 011, 837	831, 589	82, 274	521, 408	53, 073	335, 749	360, 849	△ 228, 262	△ 423, 434
計	22, 521, 515	17, 236, 664	105, 789	5, 751, 382	290, 828	2, 056, 887	3, 690, 644	△ 286, 977	△ 572, 319

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	法人単位	法人単位の事業				
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務
	33, 809	18, 721	1, 868	13, 220	601	7, 506

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業					調整
					財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
収益の部	2,079,973	1,302,279	46,804	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	△ 305,849
経常収益	2,079,973	1,302,279	46,804	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	△ 305,849
資金運用収益	1,726,560	1,133,107	8,063	602,238	4,711	110,026	487,894	△ 393	△ 16,848
保険引受収益	161,436	2,411	38,700	376,862	-	434,361	-	△ 57,499	△ 256,537
役務取引等収益	2,086	680	-	1,406	-	1,406	-	-	-
補助金等収益	181,634	163,824	-	17,809	0	17,798	11	-	-
その他業務収益	188	188	-	-	-	-	-	-	-
その他経常収益	8,069	2,068	40	38,424	199	7,207	31,860	△ 842	△ 32,464
特別利益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
費用の部	1,382,982	1,026,358	26,425	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	△ 305,849
経常費用	1,382,982	1,026,358	26,425	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	△ 305,849
資金調達費用	766,285	615,238	-	167,002	3,373	50,121	113,508	-	△ 15,955
保険引受費用	243,865	7,588	15,561	351,957	-	409,787	-	△ 57,830	△ 131,240
役務取引等費用	103,609	72,730	75	30,804	742	6,207	23,854	-	-
その他業務費用	38,649	35,222	-	3,903	75	2,813	1,027	△ 12	△ 476
営業経費	166,924	75,565	10,628	82,381	2,366	43,766	36,249	-	△ 1,650
その他経常費用	63,649	220,014	162	-	84	809	-	△ 892	△ 156,527
特別損失	-	-	-	-	-	-	-	-	-
純利益又は純損失（△）	696,991	275,921	20,378	400,692	△ 1,729	57,294	345,127	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	7,080	4,642	1,147	1,290	154	1,136	-	-	-
総利益又は総損失（△）	704,071	280,563	21,526	401,982	△ 1,575	58,431	345,127	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位	証券化支援事業 住宅融資保険等事業 住宅資金融通等事業							調整
		証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整	
業務活動によるキャッシュ・フロー	420,729	△ 1,968,398	23,172	2,365,955	86,823	△ 113,507	2,392,639	-	-
業務活動による支出	△ 11,100,289	△ 9,912,422	△ 23,515	△ 1,439,427	△ 14,043	△ 1,319,530	△ 164,633	58,777	275,075
買取債権の取得による支出	△ 9,032,455	△ 9,032,455	-	-	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 828,844	-	-	△ 828,844	△ 8,000	△ 820,844	-	-	-
人件費支出	△ 45,031	△ 24,943	△ 2,488	△ 17,600	△ 799	△ 9,997	△ 6,804	-	-
その他業務支出	△ 428,067	△ 242,066	△ 21,027	△ 424,094	△ 1,869	△ 440,179	△ 40,823	58,777	259,119
その他支出	△ 765,892	△ 612,958	-	△ 168,890	△ 3,375	△ 48,509	△ 117,006	-	15,955
業務活動による収入	11,521,019	7,944,024	46,687	3,805,383	100,866	1,206,022	2,557,272	△ 58,777	△ 275,075
買取債権の回収による収入	6,698,482	6,698,482	-	-	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	2,795,495	-	-	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-	-
買取債権利息収入	1,117,361	1,118,313	-	-	-	-	-	-	△ 952
貸付金利息収入	591,914	-	-	591,914	4,742	93,138	494,462	△ 428	-
その他業務収入	187,849	3,047	38,331	404,639	9	461,724	1,255	△ 58,349	△ 258,168
国庫補助金収入	112,776	112,776	-	-	-	-	-	-	-
その他収入	17,142	11,406	8,356	13,334	-	13,334	-	-	△ 15,955
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 633,396	△ 408,939	△ 48,192	△ 169,421	△ 51,711	△ 289,883	172,173	-	△ 6,845
投資活動による支出	△ 1,002,513	△ 680,649	△ 82,274	△ 519,990	△ 53,011	△ 334,352	△ 360,827	228,200	280,400
投資活動による収入	369,117	271,711	34,082	350,569	1,300	44,469	533,000	△ 228,200	△ 287,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	213,627	2,377,799	25,403	△ 2,196,420	△ 35,075	403,839	△ 2,565,184	-	6,845
財務活動による支出	△ 10,385,269	△ 6,614,053	-	△ 3,788,061	△ 223,700	△ 400,204	△ 3,164,157	-	16,845
民間長期借入金の返済による支出	△ 227,850	△ 6,800	-	△ 221,050	△ 120,800	△ 35,000	△ 65,250	-	-
債券の償還による支出	△ 8,452,347	△ 6,582,503	-	△ 1,869,844	△ 102,900	△ 247,069	△ 1,519,875	-	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,697,167	-	-	△ 1,697,167	-	△ 118,135	△ 1,579,032	-	-
リース債務の支払いによる支出	△ 505	△ 505	-	-	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 7,400	△ 7,400	-	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	△ 16,845	-	-	-	-	-	-	16,845
財務活動による収入	10,598,896	8,991,851	25,403	1,591,641	188,625	804,043	598,973	-	△ 10,000
民間長期借入金の借入れによる収入	214,300	-	-	214,300	114,300	-	100,000	-	-
債券の発行による収入	10,219,540	8,981,851	-	1,237,688	74,325	664,390	498,973	-	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	139,653	-	-	139,653	-	139,653	-	-	-
政府出資金収入	25,403	-	25,403	-	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	10,000	-	-	-	-	-	-	△ 10,000
資金増加額又は減少額（△）	959	462	383	114	38	448	△ 372	-	-
資金期首残高	729,280	370,036	39,099	320,145	5,998	58,874	255,273	-	-
資金期末残高	730,239	370,498	39,482	320,259	6,035	59,323	254,901	-	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【証券化支援事業】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	112, 776
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	9, 011, 392
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	6, 698, 482
貸付回収金	-
業務収入	1, 121, 360
その他収入	293, 117
計	17, 237, 126
支 出	
業務経費	137, 315
証券化支援業務関係経費	137, 315
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	9, 032, 455
貸付金	-
借入金等償還	6, 589, 303
支払利息	612, 958
一般管理費	8, 101
人件費	24, 943
その他支出	831, 589
計	17, 236, 664

【人件費の見積り】

期間中総額18, 721百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	1, 302, 279
経常収益	1, 302, 279
資金運用収益	1, 133, 107
保険引受収益	2, 411
役務取引等収益	680
補助金等収益	163, 824
その他業務収益	188
その他経常収益	2, 068
特別利益	-
費用の部	1, 026, 358
経常費用	1, 026, 358
資金調達費用	615, 238
保険引受費用	7, 588
役務取引等費用	72, 730
その他業務費用	35, 222
営業経費	75, 565
その他経常費用	220, 014
特別損失	-
純利益	275, 921
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4, 642
総利益	280, 563

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1, 968, 398
業務活動による支出	△ 9, 912, 422
買取債権の取得による支出	△ 9, 032, 455
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 24, 943
その他業務支出	△ 242, 066
その他支出	△ 612, 958
業務活動による収入	7, 944, 024
買取債権の回収による収入	6, 698, 482
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	1, 118, 313
貸付金利息収入	-
その他業務収入	3, 047
国庫補助金収入	112, 776
その他収入	11, 406
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 408, 939
投資活動による支出	△ 680, 649
投資活動による収入	271, 711
財務活動によるキャッシュ・フロー	2, 377, 799
財務活動による支出	△ 6, 614, 053
民間長期借入金の返済による支出	△ 6, 800
債券の償還による支出	△ 6, 582, 503
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	△ 505
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 7, 400
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 16, 845
財務活動による収入	8, 991, 851
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	8, 981, 851
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	10, 000
資金増加額	462
資金期首残高	370, 036
資金期末残高	370, 498

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【住宅融資保険等事業】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	25,403
財政融資資金借入金	-
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	-
業務収入	38,331
その他収入	42,438
計	106,172
支 出	
業務経費	19,911
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	19,911
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	-
支払利息	-
一般管理費	1,117
人件費	2,488
その他支出	82,274
計	105,789

【人件費の見積り】

期間中総額1,868百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	46,804
経常収益	46,804
資金運用収益	8,063
保険引受収益	38,700
役務取引等収益	-
補助金等収益	-
その他業務収益	-
その他経常収益	40
特別利益	-
費用の部	26,425
経常費用	26,425
資金調達費用	-
保険引受費用	15,561
役務取引等費用	75
その他業務費用	-
営業経費	10,628
その他経常費用	162
特別損失	-
純利益	20,378
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,147
総利益	21,526

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	23,172
業務活動による支出	△ 23,515
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 2,488
その他業務支出	△ 21,027
その他支出	-
業務活動による収入	46,687
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	-
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	-
その他業務収入	38,331
国庫補助金収入	-
その他収入	8,356
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 48,192
投資活動による支出	△ 82,274
投資活動による収入	34,082
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,403
財務活動による支出	-
民間長期借入金の返済による支出	-
債券の償還による支出	-
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	25,403
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	25,403
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	383
資金期首残高	39,099
資金期末残高	39,482

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【住宅資金融通等事業】

別表１ 予算

（単位：百万円）

区 分	住宅資金融通等事業				
		財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
収 入					
国庫補助金	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-
財政融資資金借入金	139,653	-	139,653	-	-
民間借入金	214,300	114,300	-	100,000	-
住宅金融支援機構債券	1,167,192	-	667,192	500,000	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,400	74,400	-	-	-
買取債権回収金	-	-	-	-	-
貸付回収金	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-
業務収入	981,722	4,751	540,509	495,240	△ 58,777
その他収入	378,734	1,300	72,157	533,477	△ 228,200
計	5,751,496	290,866	2,057,335	3,690,272	△ 286,977
支 出					
業務経費	419,597	1,564	437,673	39,075	△ 58,715
証券化支援業務関係経費	-	-	-	-	-
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	-	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,564	1,564	-	-	-
住宅資金貸付等業務関係経費	378,958	-	437,673	-	△ 58,715
既往債権管理業務関係経費	39,075	-	-	39,075	-
買取債権	-	-	-	-	-
貸付金	828,844	8,000	820,844	-	-
借入金等償還	3,788,061	223,700	400,204	3,164,157	-
支払利息	168,890	3,375	48,509	117,006	-
一般管理費	6,982	318	3,910	2,754	-
人件費	17,600	799	9,997	6,804	-
その他支出	521,408	53,073	335,749	360,849	△ 228,262
計	5,751,382	290,828	2,056,887	3,690,644	△ 286,977

【人件費の見積り】

（単位：百万円）

役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用	住宅資金融通等事業			
		財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務
	13,220	601	7,506	5,114

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業					調整
	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務		
収益の部	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	
経常収益	1,036,739	4,910	570,798	519,766	△ 58,735	
資金運用収益	602,238	4,711	110,026	487,894	△ 393	
保険引受収益	376,862	-	434,361	-	△ 57,499	
役務取引等収益	1,406	-	1,406	-	-	
補助金等収益	17,809	0	17,798	11	-	
その他業務収益	-	-	-	-	-	
その他経常収益	38,424	199	7,207	31,860	△ 842	
特別利益	-	-	-	-	-	
費用の部	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	
経常費用	636,047	6,639	513,503	174,639	△ 58,735	
資金調達費用	167,002	3,373	50,121	113,508	-	
保険引受費用	351,957	-	409,787	-	△ 57,830	
役務取引等費用	30,804	742	6,207	23,854	-	
その他業務費用	3,903	75	2,813	1,027	△ 12	
営業経費	82,381	2,366	43,766	36,249	-	
その他経常費用	-	84	809	-	△ 892	
特別損失	-	-	-	-	-	
純利益又は純損失（△）	400,692	△ 1,729	57,294	345,127	-	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,290	154	1,136	-	-	
総利益又は総損失（△）	401,982	△ 1,575	58,431	345,127	-	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付業務	住宅資金貸付等業務	既往債権管理業務	調整
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,365,955	86,823	△ 113,507	2,392,639	-
業務活動による支出	△ 1,439,427	△ 14,043	△ 1,319,530	△ 164,633	58,777
買取債権の取得による支出	-	-	-	-	-
貸付けによる支出	△ 828,844	△ 8,000	△ 820,844	-	-
人件費支出	△ 17,600	△ 799	△ 9,997	△ 6,804	-
その他業務支出	△ 424,094	△ 1,869	△ 440,179	△ 40,823	58,777
その他支出	△ 168,890	△ 3,375	△ 48,509	△ 117,006	-
業務活動による収入	3,805,383	100,866	1,206,022	2,557,272	△ 58,777
買取債権の回収による収入	-	-	-	-	-
貸付金の回収による収入	2,795,495	96,115	637,825	2,061,555	-
買取債権利息収入	-	-	-	-	-
貸付金利息収入	591,914	4,742	93,138	494,462	△ 428
その他業務収入	404,639	9	461,724	1,255	△ 58,349
国庫補助金収入	-	-	-	-	-
その他収入	13,334	-	13,334	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 169,421	△ 51,711	△ 289,883	172,173	-
投資活動による支出	△ 519,990	△ 53,011	△ 334,352	△ 360,827	228,200
投資活動による収入	350,569	1,300	44,469	533,000	△ 228,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,196,420	△ 35,075	403,839	△ 2,565,184	-
財務活動による支出	△ 3,788,061	△ 223,700	△ 400,204	△ 3,164,157	-
民間長期借入金の返済による支出	△ 221,050	△ 120,800	△ 35,000	△ 65,250	-
債券の償還による支出	△ 1,869,844	△ 102,900	△ 247,069	△ 1,519,875	-
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,697,167	-	△ 118,135	△ 1,579,032	-
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	-	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	-	-
財務活動による収入	1,591,641	188,625	804,043	598,973	-
民間長期借入金の借入れによる収入	214,300	114,300	-	100,000	-
債券の発行による収入	1,237,688	74,325	664,390	498,973	-
財政融資資金借入金の借入れによる収入	139,653	-	139,653	-	-
政府出資金収入	-	-	-	-	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	-	-
資金増加額又は減少額(△)	114	38	448	△ 372	-
資金期首残高	320,145	5,998	58,874	255,273	-
資金期末残高	320,259	6,035	59,323	254,901	-

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【財形住宅資金貸付業務】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	114,300
住宅金融支援機構債券	-
住宅金融支援機構財形住宅債券	74,400
買取債権回収金	-
貸付回収金	96,115
業務収入	4,751
その他収入	1,300
計	290,866
支 出	
業務経費	1,564
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	1,564
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	8,000
借入金等償還	223,700
支払利息	3,375
一般管理費	318
人件費	799
その他支出	53,073
計	290,828

【人件費の見積り】

期間中総額601百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	4,910
経常収益	4,910
資金運用収益	4,711
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	0
その他業務収益	-
その他経常収益	199
特別利益	-
費用の部	6,639
経常費用	6,639
資金調達費用	3,373
保険引受費用	-
役務取引等費用	742
その他業務費用	75
営業経費	2,366
その他経常費用	84
特別損失	-
純損失	△ 1,729
前中期目標期間繰越積立金取崩額	154
総損失	△ 1,575

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	86,823
業務活動による支出	△ 14,043
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	△ 8,000
人件費支出	△ 799
その他業務支出	△ 1,869
その他支出	△ 3,375
業務活動による収入	100,866
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	96,115
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	4,742
その他業務収入	9
国庫補助金収入	-
その他収入	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,711
投資活動による支出	△ 53,011
投資活動による収入	1,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,075
財務活動による支出	△ 223,700
民間長期借入金の返済による支出	△ 120,800
債券の償還による支出	△ 102,900
財政融資資金借入金の返済による支出	-
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	188,625
民間長期借入金の借入れによる収入	114,300
債券の発行による収入	74,325
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	38
資金期首残高	5,998
資金期末残高	6,035

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和３年度～令和６年度）【住宅資金貸付等業務】

別表１ 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	139,653
民間借入金	-
住宅金融支援機構債券	667,192
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	637,825
業務収入	540,509
その他収入	72,157
計	2,057,335
支 出	
業務経費	437,673
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	437,673
既住債権管理業務関係経費	-
買取債権	-
貸付金	820,844
借入金等償還	400,204
支払利息	48,509
一般管理費	3,910
人件費	9,997
その他支出	335,749
計	2,056,887

【人件費の見積り】

期間中総額7,506百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表２ 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	570,798
経常収益	570,798
資金運用収益	110,026
保険引受収益	434,361
役務取引等収益	1,406
補助金等収益	17,798
その他業務収益	-
その他経常収益	7,207
特別利益	-
費用の部	513,503
経常費用	513,503
資金調達費用	50,121
保険引受費用	409,787
役務取引等費用	6,207
その他業務費用	2,813
営業経費	43,766
その他経常費用	809
特別損失	-
純利益	57,294
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,136
総利益	58,431

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表３ 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 113,507
業務活動による支出	△ 1,319,530
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	△ 820,844
人件費支出	△ 9,997
その他業務支出	△ 440,179
その他支出	△ 48,509
業務活動による収入	1,206,022
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	637,825
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	93,138
その他業務収入	461,724
国庫補助金収入	-
その他収入	13,334
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 289,883
投資活動による支出	△ 334,352
投資活動による収入	44,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	403,839
財務活動による支出	△ 400,204
民間長期借入金の返済による支出	△ 35,000
債券の償還による支出	△ 247,069
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 118,135
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	804,043
民間長期借入金の借入れによる収入	-
債券の発行による収入	664,390
財政融資資金借入金の借入れによる収入	139,653
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額	448
資金期首残高	58,874
資金期末残高	59,323

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

中期計画の予算等（令和3年度～令和6年度）【既往債権管理業務】

別表1 予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
国庫補助金	-
政府出資金	-
財政融資資金借入金	-
民間借入金	100,000
住宅金融支援機構債券	500,000
住宅金融支援機構財形住宅債券	-
買取債権回収金	-
貸付回収金	2,061,555
業務収入	495,240
その他収入	533,477
計	3,690,272
支 出	
業務経費	39,075
証券化支援業務関係経費	-
住宅融資保険等業務関係経費	-
財形住宅資金貸付業務関係経費	-
住宅資金貸付等業務関係経費	-
既往債権管理業務関係経費	39,075
買取債権	-
貸付金	-
借入金等償還	3,164,157
支払利息	117,006
一般管理費	2,754
人件費	6,804
その他支出	360,849
計	3,690,644

【人件費の見積り】

期間中総額5,114百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収益の部	519,766
経常収益	519,766
資金運用収益	487,894
保険引受収益	-
役務取引等収益	-
補助金等収益	11
その他業務収益	-
その他経常収益	31,860
特別利益	-
費用の部	174,639
経常費用	174,639
資金調達費用	113,508
保険引受費用	-
役務取引等費用	23,854
その他業務費用	1,027
営業経費	36,249
その他経常費用	-
特別損失	-
純利益	345,127
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	345,127

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：百万円)	
区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,392,639
業務活動による支出	△ 164,633
買取債権の取得による支出	-
貸付けによる支出	-
人件費支出	△ 6,804
その他業務支出	△ 40,823
その他支出	△ 117,006
業務活動による収入	2,557,272
買取債権の回収による収入	-
貸付金の回収による収入	2,061,555
買取債権利息収入	-
貸付金利息収入	494,462
その他業務収入	1,255
国庫補助金収入	-
その他収入	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	172,173
投資活動による支出	△ 360,827
投資活動による収入	533,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,565,184
財務活動による支出	△ 3,164,157
民間長期借入金の返済による支出	△ 65,250
債券の償還による支出	△ 1,519,875
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 1,579,032
リース債務の支払いによる支出	-
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	598,973
民間長期借入金の借入れによる収入	100,000
債券の発行による収入	498,973
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金減少額	△ 372
資金期首残高	255,273
資金期末残高	254,901

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表 1 令和 6 年度予算

【法人単位】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,636	22,650	14	
政府出資金	-	2,863	2,863	
財政融資資金借入金	26,300	3,920	△ 22,380	
民間借入金	72,200	14,530	△ 57,670	
住宅金融支援機構債券	2,041,616	973,142	△ 1,068,474	
住宅金融支援機構財形住宅債券	14,700	5,267	△ 9,433	
買取債権回収金	937,050	1,190,047	252,998	
貸付回収金	542,776	557,394	14,618	
業務収入	430,870	412,937	△ 17,933	
その他収入	60,264	336,509	276,245	
計	4,148,412	3,519,259	△ 629,152	
支 出				
業務経費	133,380	130,698	△ 2,682	
証券化支援業務関係経費	55,470	38,388	△ 17,082	
住宅融資保険等業務関係経費	5,396	4,264	△ 1,131	
財形住宅資金貸付業務関係経費	420	364	△ 55	
住宅資金貸付等業務関係経費	62,446	78,163	15,717	
既往債権管理業務関係経費	9,649	9,518	△ 131	
買取債権	1,731,588	776,051	△ 955,537	
貸付金	181,151	87,651	△ 93,500	
借入金等償還	1,610,626	1,794,031	183,406	
支払利息	163,275	133,514	△ 29,761	
一般管理費	4,031	3,344	△ 686	
人件費	11,692	11,392	△ 300	
その他支出	311,127	714,956	403,829	
計	4,146,869	3,651,638	△ 495,231	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表 1 令和 6 年度予算

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,636	22,650	14	①
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	55,000	-	△ 55,000	②
住宅金融支援機構債券	1,896,567	808,700	△ 1,087,867	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	937,050	1,190,047	252,998	④
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	261,498	239,800	△ 21,698	⑤
その他収入	59,444	140,907	81,463	⑥
計	3,232,194	2,402,104	△ 830,090	
支 出				
業務経費	55,535	38,423	△ 17,112	⑦
証券化支援業務関係経費	55,535	38,423	△ 17,112	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	1,731,588	776,051	△ 955,537	⑧
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	1,054,251	1,235,442	181,191	⑨
支払利息	149,288	121,485	△ 27,804	⑩
一般管理費	2,397	1,982	△ 415	⑪
人件費	6,954	6,720	△ 233	⑫
その他支出	229,591	349,396	119,805	⑬
計	3,229,603	2,529,498	△ 700,105	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 補助金受入の増
- ② 借入金の減
- ③ 債券発行額の減
- ④ 買取債権回収金の増
- ⑤ 買取債権利息の減等
- ⑥ 金銭の信託（合同運用指定金銭信託）の減少による収入の増等
- ⑦ 役務費用の減等
- ⑧ 買取債権の取得の減
- ⑨ 債券の償還の増
- ⑩ 債券利息の減等
- ⑪ 管理諸費の減等
- ⑫ 人件費の減
- ⑬ 買現先の増加による支出の増等

別表 1 令和 6 年度予算

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	2,163	2,163	①
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	-	-	-	
業務収入	7,719	7,202	△ 517	②
その他収入	35,586	48,322	12,736	③
計	43,305	57,687	14,382	
支 出				
業務経費	5,396	4,264	△ 1,131	④
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	5,396	4,264	△ 1,131	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	-	-	-	
支払利息	-	1	1	⑤
一般管理費	247	218	△ 29	⑥
人件費	591	575	△ 16	⑦
その他支出	36,897	56,373	19,476	⑧
計	43,130	61,431	18,300	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 出資金受入の増
- ② 保険料収入の減等
- ③ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の増等
- ④ 保険金支出の減等
- ⑤ 他勘定短期借入金利息の増
- ⑥ 管理諸費の減等
- ⑦ 人件費の減
- ⑧ 有価証券（債券）の取得による支出の増等

別表 1 令和 6 年度予算

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	700	700	①
財政融資資金借入金	26,300	3,920	△ 22,380	②
民間借入金	17,200	14,530	△ 2,670	③
住宅金融支援機構債券	145,049	164,442	19,393	④
住宅金融支援機構財形住宅債券	14,700	5,267	△ 9,433	⑤
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	542,776	557,394	14,618	⑥
業務収入	229,503	222,385	△ 7,118	⑦
その他収入	13,832	204,522	190,690	⑧
計	989,360	1,173,160	183,800	
支 出				
業務経費	106,622	113,676	7,054	⑨
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	420	364	△ 55	
住宅資金貸付等業務関係経費	96,553	103,793	7,240	
既往債権管理業務関係経費	9,649	9,518	△ 131	
買取債権	-	-	-	
貸付金	181,151	87,651	△ 93,500	⑩
借入金等償還	556,374	558,589	2,215	⑪
支払利息	18,583	16,428	△ 2,155	⑫
一般管理費	1,731	1,541	△ 190	⑬
人件費	4,148	4,097	△ 50	⑭
その他支出	121,973	392,418	270,445	⑮
計	990,583	1,174,401	183,818	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 出資金受入の増
- ② 借入金の減
- ③ 借入金の減
- ④ 債券発行額の増
- ⑤ 債券発行額の減
- ⑥ 貸付回収金の増
- ⑦ 団信保険金収入の減等
- ⑧ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑨ 団信保険料支出の増等
- ⑩ 貸付金の減
- ⑪ 債券の償還の増等
- ⑫ 債券利息の減等
- ⑬ 管理諸費の減等
- ⑭ 人件費の減
- ⑮ 定期預金の預入による支出の増等

別表 1 令和 6 年度予算

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	17,200	14,530	△ 2,670	①
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	14,700	5,267	△ 9,433	②
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	18,720	19,102	382	③
業務収入	1,194	1,016	△ 177	④
その他収入	-	10,011	10,011	⑤
計	51,814	49,927	△ 1,887	
支 出				
業務経費	420	364	△ 55	⑥
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	420	364	△ 55	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	1,169	23	△ 1,146	⑦
借入金等償還	40,600	40,000	△ 600	⑧
支払利息	648	304	△ 344	⑨
一般管理費	69	54	△ 14	⑩
人件費	160	136	△ 24	⑪
その他支出	8,723	7,285	△ 1,438	⑫
計	51,789	48,167	△ 3,622	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 借入金の減
- ② 債券発行額の減
- ③ 貸付回収金の増
- ④ 貸付金利息の減等
- ⑤ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の増等
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 貸付金の減
- ⑧ 借入金の償還の減
- ⑨ 借入金利息の減等
- ⑩ 管理諸費の減等
- ⑪ 人件費の減
- ⑫ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等

別表 1 令和 6 年度予算

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	700	700	①
財政融資資金借入金	26,300	3,920	△ 22,380	②
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	145,049	164,442	19,393	③
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	96,748	104,280	7,531	④
業務収入	145,268	140,747	△ 4,521	⑤
その他収入	104,744	262,541	157,797	⑥
計	518,110	676,630	158,520	
支 出				
業務経費	109,219	122,559	13,340	⑦
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	109,219	122,559	13,340	
既往債権管理業務関係経費	-	-	-	
買取債権	-	-	-	
貸付金	179,982	87,628	△ 92,354	⑧
借入金等償還	173,737	174,247	510	⑨
支払利息	10,959	9,172	△ 1,787	⑩
一般管理費	949	858	△ 91	⑪
人件費	2,279	2,301	22	⑫
その他支出	41,835	268,761	226,926	⑬
計	518,961	665,526	146,565	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 出資金受入の増
- ② 借入金の減
- ③ 債券発行額の増
- ④ 貸付回収金の増
- ⑤ 貸付金利息の減等
- ⑥ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑦ 団信保険料支出の増等
- ⑧ 貸付金の減
- ⑨ 債券の償還の増等
- ⑩ 債券利息の減等
- ⑪ 管理諸費の減等
- ⑫ 人件費の増
- ⑬ 定期預金の預入による支出の増等

別表 1 令和 6 年度予算

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	-	-	-	
政府出資金	-	-	-	
財政融資資金借入金	-	-	-	
民間借入金	-	-	-	
住宅金融支援機構債券	-	-	-	
住宅金融支援機構財形住宅債券	-	-	-	
買取債権回収金	-	-	-	
貸付回収金	427,308	434,012	6,704	①
業務収入	95,713	99,386	3,673	②
その他収入	87	77	△ 11	③
計	523,109	533,475	10,367	
支 出				
業務経費	9,649	9,518	△ 131	④
証券化支援業務関係経費	-	-	-	
住宅融資保険等業務関係経費	-	-	-	
財形住宅資金貸付業務関係経費	-	-	-	
住宅資金貸付等業務関係経費	-	-	-	
既往債権管理業務関係経費	9,649	9,518	△ 131	
買取債権	-	-	-	
貸付金	-	-	-	
借入金等償還	342,038	344,342	2,304	⑤
支払利息	6,976	6,955	△ 20	⑥
一般管理費	713	628	△ 85	⑦
人件費	1,708	1,660	△ 48	⑧
その他支出	162,421	184,475	22,054	⑨
計	523,505	547,580	24,075	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付回収金の増
- ② 償却債権取立益の増等
- ③ その他収入の減等
- ④ 業務諸費の減等
- ⑤ 債券の償還の増
- ⑥ 債券利息の減等
- ⑦ 管理諸費の減等
- ⑧ 人件費の減
- ⑨ 定期預金の預入による支出の増等

別表 2 令和 6 年度収支計画

【法人単位】

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	461,627	460,273	△ 1,354	
経常収益	461,627	459,507	△ 2,120	
資金運用収益	384,682	358,240	△ 26,442	
保険引受収益	37,843	57,735	19,892	
役務取引等収益	516	435	△ 81	
補助金等収益	38,057	38,111	54	
その他業務収益	43	32	△ 11	
その他経常収益	487	4,955	4,468	
特別利益	-	766	766	
費用の部	346,343	301,784	△ 44,558	
経常費用	346,343	301,667	△ 44,675	
資金調達費用	166,314	133,752	△ 32,562	
保険引受費用	62,283	76,936	14,653	
役務取引等費用	41,608	33,460	△ 8,149	
その他業務費用	8,611	4,154	△ 4,457	
営業経費	43,722	36,903	△ 6,820	
その他経常費用	23,804	16,463	△ 7,341	
特別損失	-	117	117	
純利益	115,284	158,489	43,205	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	919	1,075	156	
総利益	116,204	159,564	43,361	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表2 令和6年度収支計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	300,574	278,684	△ 21,890	
經常収益	300,574	277,918	△ 22,656	
資金運用収益	265,446	242,117	△ 23,329	
保険引受収益	129	111	△ 18	①
役務取引等収益	183	160	△ 23	②
補助金等収益	34,357	34,830	472	
その他業務収益	43	32	△ 11	③
その他經常収益	416	669	253	④
特別利益	-	766	766	⑤
費用の部	282,209	221,544	△ 60,664	
經常費用	282,209	221,427	△ 60,781	
資金調達費用	151,931	121,727	△ 30,204	⑥
保険引受費用	3,660	2,008	△ 1,651	⑦
役務取引等費用	34,462	26,650	△ 7,813	⑧
その他業務費用	7,936	3,447	△ 4,488	⑨
営業経費	21,914	19,448	△ 2,466	⑩
その他經常費用	62,306	48,147	△ 14,158	⑪
特別損失	-	117	117	⑫
純利益	18,365	57,139	38,774	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	691	847	156	
総利益	19,056	57,987	38,931	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 正味収入保険料の減
- ② 保証料の減
- ③ 委託解除手数料の減
- ④ 雑益の増等
- ⑤ 有形固定資産処分益の増
- ⑥ 債券利息の減等
- ⑦ 正味保険料支払調整金の減等
- ⑧ 金融機関手数料の減等
- ⑨ 債券発行費償却の減等
- ⑩ 業務諸費の減等
- ⑪ 貸倒引当金繰入額の減等
- ⑫ 有形固定資産処分損の増

別表 2 令和 6 年度収支計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	11,519	11,512	△ 6	
経常収益	11,519	11,512	△ 6	
資金運用収益	1,862	1,841	△ 21	
保険引受収益	9,614	9,629	16	
役務取引等収益	-	-	-	
補助金等収益	-	-	-	
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	43	42	△ 1	
特別利益	-	-	-	
費用の部	6,609	5,321	△ 1,288	
経常費用	6,609	5,321	△ 1,288	
資金調達費用	-	1	1	①
保険引受費用	4,138	3,166	△ 972	②
役務取引等費用	24	39	16	③
その他業務費用	-	-	-	
営業経費	2,448	2,103	△ 345	④
その他経常費用	-	12	12	⑤
特別損失	-	-	-	
純利益	4,910	6,191	1,282	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	110	110	-	
総利益	5,020	6,301	1,282	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 他勘定借入金利息の増
- ② 正味支払保険金の減
- ③ サービサー委託手数料の増等
- ④ 固定資産減価償却費の減等
- ⑤ 出資金運用益調整金の増等

別表 2 令和 6 年度収支計画

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	227,209	232,112	4,903	
経常収益	227,209	232,112	4,903	
資金運用収益	122,205	118,723	△ 3,482	
保険引受収益	95,426	103,806	8,381	
役務取引等収益	333	276	△ 57	①
補助金等収益	3,700	3,281	△ 419	②
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	5,546	6,025	480	
特別利益	-	-	-	
費用の部	135,199	136,953	1,754	
経常費用	135,199	136,953	1,754	
資金調達費用	18,980	16,424	△ 2,556	③
保険引受費用	88,711	97,225	8,514	
役務取引等費用	7,122	6,770	△ 352	
その他業務費用	683	709	27	
営業経費	19,703	15,821	△ 3,881	④
その他経常費用	-	3	3	⑤
特別損失	-	-	-	
純利益	92,010	95,158	3,148	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	118	118	-	
総利益	92,128	95,276	3,148	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 勤退受託手数料の減等
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減等
- ③ 債権利息の減等
- ④ 固定資産原価償却費の減等
- ⑤ 出資金運用益調整金の増等

別表 2 令和 6 年度収支計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	1,264	1,083	△ 182	
経常収益	1,264	1,083	△ 182	
資金運用収益	1,204	1,018	△ 186	①
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	②
補助金等収益	0	-	△ 0	③
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	60	65	4	
特別利益	-	-	-	
費用の部	1,419	943	△ 475	
経常費用	1,419	943	△ 475	
資金調達費用	663	317	△ 346	④
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	159	145	△ 14	
その他業務費用	26	31	5	⑤
営業経費	563	436	△ 127	⑥
その他経常費用	8	15	7	⑦
特別損失	-	-	-	
純利益又は純損失（△）	△ 154	139	294	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9	9	-	
総利益又は総損失（△）	△ 145	148	294	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の減等
- ② 信用補完料の増
- ③ 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ④ 借入金利息の減等
- ⑤ 債券発行費償却の増
- ⑥ 業務諸費の減等
- ⑦ 貸倒引当金繰入額の増等

別表 2 令和 6 年度収支計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	139,011	163,943	24,932	
経常収益	139,011	163,943	24,932	
資金運用収益	26,741	23,239	△ 3,502	①
保険引受収益	107,797	122,237	14,441	②
役務取引等収益	333	275	△ 58	③
補助金等収益	3,699	3,281	△ 418	④
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	440	14,910	14,469	⑤
特別利益	-	-	-	
費用の部	126,964	135,594	8,629	
経常費用	126,964	135,594	8,629	
資金調達費用	11,511	9,325	△ 2,187	⑥
保険引受費用	101,161	115,867	14,706	⑦
役務取引等費用	1,645	1,137	△ 508	⑧
その他業務費用	654	675	21	
営業経費	10,612	8,588	△ 2,025	⑨
その他経常費用	1,381	2	△ 1,379	⑩
特別損失	-	-	-	
純利益	12,047	28,349	16,303	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	109	109	-	
総利益	12,155	28,458	16,303	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金利息の減等
- ② 団信配当金の増等
- ③ 勤退受託手数料の減等
- ④ 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減等
- ⑤ 雑益の増等
- ⑥ 債券利息の減等
- ⑦ 団信支払保険料の増等
- ⑧ 金融機関手数料の減等
- ⑨ 業務諸費の減等
- ⑩ 貸倒引当金繰入額の減等

別表 2 令和 6 年度収支計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
収益の部	100,774	98,759	△ 2,015	
経常収益	100,774	98,759	△ 2,015	
資金運用収益	94,345	94,656	310	
保険引受収益	-	-	-	
役務取引等収益	-	0	0	①
補助金等収益	0	0	△ 0	②
その他業務収益	-	-	-	
その他経常収益	6,429	4,104	△ 2,325	③
特別利益	-	-	-	
費用の部	20,656	32,089	11,433	
経常費用	20,656	32,089	11,433	
資金調達費用	6,806	6,786	△ 20	
保険引受費用	-	-	-	
役務取引等費用	5,319	5,489	170	
その他業務費用	3	3	0	
営業経費	8,528	6,798	△ 1,730	④
その他経常費用	-	13,014	13,014	⑤
特別損失	-	-	-	
純利益	80,118	66,670	△ 13,448	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	
総利益	80,118	66,670	△ 13,448	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 信用補完料の増
- ② 災害復興住宅融資等緊急対策費補助金収益の減
- ③ 貸倒引当金戻入額の減等
- ④ 固定資産減価償却費の減等
- ⑤ 団信運営負担金の増等

別表3 令和6年度資金計画

【法人単位】

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 276,194	1,037,752	1,313,946	
業務活動による支出	△ 2,217,674	△ 1,154,059	1,063,616	
買取債権の取得による支出	△ 1,731,588	△ 776,051	955,537	
貸付けによる支出	△ 181,151	△ 87,651	93,500	
人件費支出	△ 11,692	△ 11,392	300	
その他業務支出	△ 129,969	△ 131,783	△1,814	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 3,068	△3,068	
その他支出	△ 163,275	△ 144,114	19,161	
業務活動による収入	1,941,480	2,191,811	250,330	
買取債権の回収による収入	937,050	1,190,047	252,998	
貸付金の回収による収入	542,776	557,394	14,618	
買取債権利息収入	260,487	238,876	△21,611	
貸付金利息収入	118,795	114,900	△3,894	
その他業務収入	54,610	62,948	8,338	
国庫補助金収入	22,636	22,650	14	
その他収入	5,126	4,995	△132	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 258,602	△ 372,190	△113,588	
投資活動による支出	△ 310,718	△ 699,917	△389,199	
投資活動による収入	52,116	327,727	275,611	
財務活動によるキャッシュ・フロー	536,339	△ 797,940	△1,334,279	
財務活動による支出	△ 1,610,654	△ 1,794,189	△183,534	
民間長期借入金の返済による支出	△ 115,200	△ 114,600	600	
債券の償還による支出	△ 1,456,430	△ 1,642,952	△186,522	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 38,995	△ 36,479	2,516	
リース債務の支払いによる支出	△ 29	△ 146	△118	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 11	△11	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	2,146,994	996,248	△1,150,745	
民間長期借入金の借入れによる収入	72,200	14,530	△57,670	
債券の発行による収入	2,048,494	974,935	△1,073,558	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	26,300	3,920	△22,380	
政府出資金収入	-	2,863	2,863	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額(△)	1,543	△ 132,378	△133,921	
資金期首残高	455,706	481,857	26,151	
資金期末残高	457,249	349,478	△107,771	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

別表3 令和6年度資金計画

【証券化支援勘定】（証券化支援事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 746,985	466,780	1,213,765	
業務活動による支出	△ 1,971,956	△ 989,595	982,361	
買取債権の取得による支出	△ 1,731,588	△ 776,051	955,537	①
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 6,954	△ 6,720	233	
その他業務支出	△ 84,126	△ 82,273	1,853	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 3,066	△3,066	②
その他支出	△ 149,288	△ 121,485	27,804	③
業務活動による収入	1,224,971	1,456,375	231,404	
買取債権の回収による収入	937,050	1,190,047	252,998	④
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	260,727	238,917	△21,810	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	771	1,452	681	⑤
国庫補助金収入	22,636	22,650	14	
その他収入	3,788	3,309	△479	⑥
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 150,572	△ 164,522	△13,950	
投資活動による支出	△ 196,228	△ 301,550	△105,323	⑦
投資活動による収入	45,656	137,029	91,373	⑧
財務活動によるキャッシュ・フロー	900,148	△ 429,653	△1,329,800	
財務活動による支出	△ 1,054,280	△ 1,235,589	△181,309	
民間長期借入金の返済による支出	△ 1,700	△ 1,700	-	
債券の償還による支出	△ 1,052,551	△ 1,233,742	△181,191	⑨
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	△ 29	△ 146	△118	⑩
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	1,954,427	805,936	△1,148,492	
民間長期借入金の借入れによる収入	55,000	-	△55,000	⑪
債券の発行による収入	1,889,427	805,936	△1,083,492	⑫
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	10,000	-	△10,000	⑬
資金増加額又は減少額（△）	2,590	△ 127,394	△129,985	
資金期首残高	190,503	251,716	61,213	
資金期末残高	193,093	124,322	△68,771	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 買取債権の取得の減
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 債権利息の減等
- ④ 買取債権回収金の増
- ⑤ その他収入の増等
- ⑥ 利息及び配当金収入の減等
- ⑦ 買現先の増加による支出の増等
- ⑧ 金銭の信託（合同運用指定金銭信託）の減少による収入の増等
- ⑨ 債券の償還による支出の増
- ⑩ リース債務の支払いによる支出の増
- ⑪ 借入金の減
- ⑫ 債券発行額の減等
- ⑬ 他勘定長期借入金の減

別表3 令和6年度資金計画

【住宅融資保険勘定】（住宅融資保険等事業）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,472	4,023	551	
業務活動による支出	△ 6,233	△ 5,064	1,170	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 591	△ 575	16	
その他業務支出	△ 5,643	△ 4,488	1,154	①
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	-	△ 1	△ 1	②
業務活動による収入	9,705	9,087	△ 618	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	-	-	-	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	-	-	-	
その他業務収入	7,719	7,203	△ 516	
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	1,986	1,884	△ 102	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,297	△ 9,920	△ 6,623	
投資活動による支出	△ 36,897	△ 56,357	△ 19,460	③
投資活動による収入	33,600	46,437	12,837	④
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	2,154	2,154	
財務活動による支出	-	△ 9	△ 9	
民間長期借入金の返済による支出	-	-	-	
債券の償還による支出	-	-	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 9	△ 9	⑤
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	-	2,163	2,163	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	-	-	-	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	2,163	2,163	⑥
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額又は減少額（△）	175	△ 3,744	△ 3,918	
資金期首残高	24,885	14,153	△ 10,732	
資金期末残高	25,060	10,409	△ 14,651	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 保険金支出の減等
- ② 他勘定短期借入金利息の増
- ③ 有価証券（債券）の取得による支出の増等
- ④ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の増等
- ⑤ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑥ 出資金の受入の増

別表3 令和6年度資金計画

(住宅資金融通等事業)

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	467,319	566,948	99,629	
業務活動による支出	△ 311,932	△ 236,255	75,677	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 181,151	△ 87,651	93,500	①
人件費支出	△ 4,148	△ 4,097	50	
その他業務支出	△ 108,050	△ 117,476	△9,426	
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 2	△2	②
その他支出	△ 18,583	△ 27,028	△8,445	③
業務活動による収入	779,251	803,203	23,952	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	542,776	557,394	14,618	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	118,795	114,900	△3,894	
その他業務収入	113,731	126,707	12,977	④
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	3,950	4,201	251	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 90,733	△ 168,748	△78,015	
投資活動による支出	△ 92,593	△ 349,846	△257,253	⑤
投資活動による収入	1,860	181,098	179,238	⑥
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 377,808	△ 399,441	△21,633	
財務活動による支出	△ 585,374	△ 587,590	△2,216	
民間長期借入金の返済による支出	△ 113,500	△ 112,900	600	
債券の償還による支出	△ 403,879	△ 409,210	△5,331	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 38,995	△ 36,479	2,516	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 1	△1	⑦
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 29,000	△ 29,000	-	
財務活動による収入	207,566	188,149	△19,417	
民間長期借入金の借入れによる収入	17,200	14,530	△2,670	⑧
債券の発行による収入	159,066	168,999	9,933	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	26,300	3,920	△22,380	⑨
政府出資金収入	-	700	700	⑩
他勘定長期借入金の借入れによる収入	5,000	-	△5,000	⑪
資金減少額(△)	△ 1,222	△ 1,241	△18	
資金期首残高	240,318	215,987	△24,331	
資金期末残高	239,096	214,747	△24,349	

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 国庫納付金の増等
- ④ その他収入の増等
- ⑤ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑥ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑦ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑧ 借入金の減
- ⑨ 借入金の減
- ⑩ 出資金受入の増
- ⑪ 他勘定長期借入金の減

別表3 令和6年度資金計画

【財形住宅資金貸付勘定】（住宅資金融通等事業のうち、財形住宅資金貸付業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	17,468	19,134	1,666	
業務活動による支出	△ 2,446	△ 996	1,450	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 1,169	△ 23	1,146	①
人件費支出	△ 160	△ 136	24	②
その他業務支出	△ 468	△ 533	△65	③
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 648	△ 304	344	④
業務活動による収入	19,914	20,130	216	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	18,720	19,102	382	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	1,192	1,011	△182	⑤
その他業務収入	1	7	6	⑥
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	9	9	⑦
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,717	2,860	11,577	
投資活動による支出	△ 8,717	△ 7,140	1,577	⑧
投資活動による収入	-	10,000	10,000	⑨
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,726	△ 20,234	△11,508	
財務活動による支出	△ 40,600	△ 40,000	600	
民間長期借入金の返済による支出	△ 18,900	△ 18,300	600	
債券の償還による支出	△ 21,700	△ 21,700	-	
財政融資資金借入金の返済による支出	-	-	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	31,874	19,766	△12,108	
民間長期借入金の借入れによる収入	17,200	14,530	△2,670	⑩
債券の発行による収入	14,674	5,236	△9,438	⑪
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金増加額	24	1,760	1,735	
資金期首残高	6,751	2,854	△3,898	
資金期末残高	6,776	4,613	△2,162	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 人件費の減
- ③ その他支出の増等
- ④ 借入金利息の減等
- ⑤ 貸付金利息の減
- ⑥ 償却債権取立益の増等
- ⑦ 利息及び配当金収入の増
- ⑧ 有価証券（譲渡性預金）の取得による支出の減等
- ⑨ 有価証券（譲渡性預金）の償還による収入の増等
- ⑩ 借入金の減
- ⑪ 債券発行額の減等

別表3 令和6年度資金計画

【住宅資金貸付等勘定】（住宅資金融通等事業のうち、住宅資金貸付等業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 54,212	45,931	100,143	
業務活動による支出	△ 303,113	△ 222,539	80,574	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	△ 179,982	△ 87,628	92,354	①
人件費支出	△ 2,279	△ 2,301	△22	
その他業務支出	△ 109,893	△ 123,438	△13,545	②
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-	
その他支出	△ 10,959	△ 9,172	1,787	③
業務活動による収入	248,901	268,470	19,569	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	96,748	104,280	7,531	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	22,058	18,216	△3,842	④
その他業務収入	126,145	141,840	15,695	⑤
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	3,950	4,134	184	
投資活動によるキャッシュ・フロー	80,403	35	△80,368	
投資活動による支出	△ 12,457	△ 239,064	△226,606	⑥
投資活動による収入	92,860	239,098	146,238	⑦
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,041	△ 34,861	△7,820	
財務活動による支出	△ 202,737	△ 203,248	△511	
民間長期借入金の返済による支出	△ 35,000	△ 35,000	-	
債券の償還による支出	△ 114,265	△ 117,292	△3,026	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 24,471	△ 21,955	2,516	⑧
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	△ 1	△1	⑨
他勘定長期借入金の返済による支出	△ 29,000	△ 29,000	-	
財務活動による収入	175,695	168,387	△7,308	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	144,395	163,767	19,372	⑩
財政融資資金借入金の借入れによる収入	26,300	3,920	△22,380	⑪
政府出資金収入	-	700	700	⑫
他勘定長期借入金の借入れによる収入	5,000	-	△5,000	⑬
資金増加額又は減少額（△）	△ 851	11,105	11,955	
資金期首残高	161,425	116,982	△44,443	
資金期末残高	160,574	128,086	△32,488	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① 貸付金の減
- ② 団信保険料支出の増等
- ③ 債券利息の減等
- ④ 貸付金利息の減
- ⑤ その他収入の増等
- ⑥ 定期預金の預入による支出の増等
- ⑦ 定期預金の払出による収入の増等
- ⑧ 借入金の減
- ⑨ 不要財産に係る国庫納付等による支出の増
- ⑩ 債券発行額の増等
- ⑪ 借入金の減
- ⑫ 出資金の受入の増
- ⑬ 他勘定長期借入金の減

別表3 令和6年度資金計画

【既往債権管理勘定】（住宅資金融通等事業のうち、既往債権管理業務）

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差 額	備 考
業務活動によるキャッシュ・フロー	504,063	501,883	△ 2,180	
業務活動による支出	△ 19,045	△ 31,592	△ 12,547	
買取債権の取得による支出	-	-	-	
貸付けによる支出	-	-	-	
人件費支出	△ 1,708	△ 1,660	48	
その他業務支出	△ 10,362	△ 12,374	△2,013	①
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△ 2	△2	②
その他支出	△ 6,976	△ 17,555	△10,580	③
業務活動による収入	523,109	533,475	10,367	
買取債権の回収による収入	-	-	-	
貸付金の回収による収入	427,308	434,012	6,704	
買取債権利息収入	-	-	-	
貸付金利息収入	95,634	95,861	227	
その他業務収入	167	3,541	3,374	④
国庫補助金収入	-	-	-	
その他収入	-	61	61	⑤
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 162,419	△ 171,643	△9,224	
投資活動による支出	△ 162,419	△ 171,643	△9,224	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 342,041	△ 344,346	△2,305	
財務活動による支出	△ 342,038	△ 344,342	△2,304	
民間長期借入金の返済による支出	△ 59,600	△ 59,600	-	
債券の償還による支出	△ 267,914	△ 270,218	△2,304	
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 14,524	△ 14,524	-	
リース債務の支払いによる支出	-	-	-	
不要財産に係る国庫納付等による支出	-	-	-	
他勘定長期借入金の返済による支出	-	-	-	
財務活動による収入	△ 3	△ 3	△0	
民間長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
債券の発行による収入	△ 3	△ 3	△0	
財政融資資金借入金の借入れによる収入	-	-	-	
政府出資金収入	-	-	-	
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-	-	-	
資金減少額（△）	△ 396	△ 14,105	△13,709	
資金期首残高	72,142	96,152	24,010	
資金期末残高	71,746	82,047	10,301	

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計及び差額において一致しないことがある。

- ① その他支出の増等
- ② 国庫補助金の精算による返還金の支出の増
- ③ 国庫納付金の増等
- ④ 償却債権取立益の増等
- ⑤ 利息及び配当金収入の増